

令和5年度 自己点検評価 根拠資料一覧表

【基準3】

観点No.	資料番号	資料名
3-1-①	3-1-①-1	校地面積、校舎面積、運動場などの施設配置に関する資料
	3-1-①-2	安全衛生委員会規則、教職員安全衛生管理規則
	3-1-①-3	安全衛生推進計画、安全巡視計画、安全管理の仕組みに対する課題等
	3-1-①-4	実習工場安全心得
3-1-②	3-1-②-1	ICT環境整備および情報セキュリティに関する議事要旨
	3-1-②-2	スタートアップ教育環境整備事業
	3-1-②-3	WebClass導入WGの設置について
3-1-③	3-1-③	蔵書の分類、区分、蔵書数に関する資料
3-2-①	3-2-①-1	新入生学内研修
	3-2-①-2	専攻科連絡会に関する資料
3-2-②	3-2-②-1	TA募集に関する資料
	3-2-②-2	TA実施要領
	3-2-②-3	R05後期時間割
	3-2-②-4	学生の声
3-2-③	3-2-③-1	学生への支援体制に関する資料
	3-2-③-2	学生の相談実績に関する資料
3-2-④	3-2-④-1	授業料免除選考基準の一部改正
	3-2-④-2	就学等支援基金の支給について【※非公表】
	3-2-④-3	物価高による経済対策支援金
	3-2-④-4	創立50周年記念事業学生就学等支援基金の支給について【※非公表】
3-2-⑤	3-2-⑤-1	大学説明会実施要項
	3-2-⑤-2	大学院説明会
	3-2-⑤-3	会社説明会インターンシップ説明会
	3-2-⑤-4	事務組織規程
	3-2-⑤-5	キャリア支援室規則
	3-2-⑤-6	R04企業インタビュー開催要項
3-2-⑥	3-2-⑥-1	学友会クラブ等指導教員一覧
	3-2-⑥-2	クラブ技術指導員依頼者名一覧【※非公表】
3-2-⑦	3-2-⑦	学寮(勉強会 進路懇談 レクリエーション)の実施

【基準4】

観点No.	資料番号	資料名
4-1-①	4-1-①	令和4年度貸借対照表
4-1-②	4-1-②	令和5年度第3回運営協議会資料4(学内予算配分)
4-1-③		
4-1-④	4-1-④-1	令和4年度高専間相互監査受審の記録
	4-1-④-2	令和4年度会計監査人監査受審の記録
	4-1-④-3	令和5年度学内会計監査実施細目
	4-1-④-4	令和5年度監事監査・内部監査受審の記録
4-2-①	4-2-①-1	組織及び運営に関する規則
	4-2-①-2	令和6年度組織体制の再編に関する資料
	4-2-①-3	令和5年度組織図(機構図)
4-2-②	4-2-②-1	危機管理規程
	4-2-②-2	危機管理マニュアル
	4-2-②-3	令和5年度危機管理関係行事等実施一覧
4-2-③	4-2-③-1	外部資金獲得に向けた説明会の実施要領
	4-2-③-2	技術相談に関する資料
	4-2-③-3	科学研究費助成事業研究種目別採択一覧
4-2-④	4-2-④-1	教育研究学術交流協定の締結
	4-2-④-2	生活や保健に関する講演会の実施
4-2-⑤	4-2-⑤	高等専門学校教員研修会(管理職研修)の実施について
4-3-①	4-3-①	木更津高専webサイト(公開資料 刊行物)

施設の概要

敷地

(令和5年5月1日現在)

校地 College Area	職員宿舎 Staff Housing		総面積 Land Area
清見台キャンパス	祇園	高砂	
100,054m ²	1,736m ²	2,760m ²	104,550m ²

配置図



建物

■ 教育研究施設 ■ 学生向け施設 ■ その他管理施設

区分	階層・部数	面積	建築年
1 管理棟	R・2		
2 一般研究棟	R・2-1	4,090m ²	S42
3 科学実験棟	R・2		
4 総合教育棟	R・4	3,522m ²	H15
5 第1研究棟	R・4	4,091m ²	S43-44
6 第2研究棟	R・4	2,200m ²	S59
7 第3研究棟	R・5	2,183m ²	H4
8 地域共同テクノセンター	R・2	414m ²	H12
9 実験実習棟	S・1	1,561m ²	S43-44
10 講義棟A	R・2	717m ²	S63
11 講義棟B	R・1	398m ²	S42
12 講義棟C	R・1	302m ²	S50
13 図書・ネットワークセンター棟	R・3	1,771m ²	S51
14 第1体育館	S・1	1,153m ²	S43
15 第2体育館	S・1	880m ²	S58

区分	階層・部数	面積	建築年
16 武道場	S・1	311m ²	S44
17 課外活動館	S・1	205m ²	S52-53
18 学友会館	R・2	702m ²	S56
19 学 寮(雄峰寮)	R・4-1	6,233m ²	S42-44/S60
20 学 寮(なのはな寮)	R・4-1	1,099m ²	H12
21 学 寮(国際寮)	R・3	1,502m ²	R3
22 ものづくり工房	S・1	102m ²	S50
23 プール附属施設	R・1	258m ²	H6
24 体育器具庫	R・1	58m ²	S45
25 生活排水処理施設	R・1	30m ²	S54
26 単庫	S・1	112m ²	S44
27 倉庫他	B・1	479m ²	S45~S60
28 門衛所	S・1	24m ²	H16
計		34,397m ²	

※R=鉄筋コンクリート造り S=鉄骨造り B=ブロック造り

収入・支出等 施設の概要

木更津工業高等専門学校安全衛生委員会規則

平成16年4月15日
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則第13条の規定に基づき、木更津工業高等専門学校における安全衛生委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項について定めるものとする。

(組織及び任期)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長（総括安全衛生管理者）
- 二 衛生管理者
- 三 安全管理者
- 四 化学物質管理者
- 五 産業医

六 教職員で衛生又は安全に関し経験を有するもののうちから校長が指名した者

- 2 校長は、前項第2号から第6号までの委員の半数については、本校の教職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名する。
- 3 第1項第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第3条 委員会に委員長を置き、総括安全衛生管理者をもって充てる。

- 2 委員会は、原則として月1回開催するものとし、委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催する。

(委員以外の者の出席)

第4条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月18日から施行する。

木更津工業高等専門学校教職員安全衛生管理規則

平成16年4月1日
規則第14号

(目的)

- 第1条 この規則は、木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員の安全衛生に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この規則に定めのある場合のほか、本校における教職員の安全衛生については、独立行政法人国立高等専門学校機構安全衛生管理規則（機構規則第31号。以下「機構規則」という。）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及びその他関係法令の定めるところによる。

(校長の責務)

- 第2条 校長は、法令及びこの規則の定めるところに従い、教職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

(教職員の責務)

- 第3条 教職員は、校長その他の関係者が講ずる健康の保持増進及び安全の確保のための措置に従わなければならない。

(安全衛生管理体制)

- 第4条 校長は、本校における安全衛生管理の業務を統括管理する。
- 2 本校における安全衛生管理体制は、別表第1のとおりとする。

(衛生管理者)

- 第5条 校長は、安衛法第12条及び機構規則第5条の定めるところにより、衛生管理者を置く。
- 2 衛生管理者は、法令に定める必要な資格を有する教職員のうちから校長が選任する。
- 3 衛生管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 労働者の健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2) 労働者の衛生のための教育に関すること。
 - (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - (5) 労働災害を防止するため必要な業務で労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）で定めるもの。

(安全管理者)

- 第6条 校長は、機構規則第6条の定めるところにより、安全管理者を置く。
- 2 安全管理者は、総務課長をもって充てる。

令和5年4月24日
安全衛生委員会資料3

令和5年度 安全衛生推進計画(案)

事業場名:木更津工業高等専門学校

代表者氏名:

総括安全衛生管理者(代理)氏名:

基本方針		安全衛生管理・推進体制の確立 — 作ろう安全, 守ろう衛生 —														
目 標		校内巡視及び報告の徹底により, 危険要因を取り除き, 災害を未然に防止する。														
実施事項	具体的実施内容	活 動 日 程 (実 施 月)													備考	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	実施上の補足説明		
安全衛生管理体制の確立	安全衛生委員会の開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月に前年度評価, 計画作成	
	総括安全衛生管理者の職務の遂行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	安全衛生推進計画, 実施事項の調整等	
	各作業主任者の選任と職務遂行の状況確認	随時														
	安全啓蒙ポスターの掲示等	随時													安全週間, 健康週間ポスターの掲示	
職場の安全衛生と作業環境の確保	安全朝礼の実施(教育研究支援センター)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎週1回開催	
	保護具使用の励行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各作業, 作業責任者がチェック	
	作業に適した服装の励行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各作業	
	治具, 工具の選択活用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各作業	
	機械, 安全装置の作業前点検の励行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各作業が作業責任者に報告確認	
	救急用具, 薬品の常備										○				救急箱の定期点検, 常備薬の補充	
	作業環境の整備(測定等)	随時														
健康管理	定期・特殊健康診断の実施							○						○特	定期健康診断, 成人病健康診断(人間ドック受診者は任意), 有害業務従事者への特殊健康診断	
点検パトロール	職場の安全巡視	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	総括安全衛生管理者, 安全管理者・衛生管理者等による巡視	
	安全装置の使用, 有効保持の点検(毎作業時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各作業が作業責任者に報告, 確認後作業	
	委員会指摘事項の点検	随時														
安全衛生教育の実施	雇入れ, 作業内容変更に伴う安全教育の実施	随時													該当者にその都度実施	
	作業責任者教育(講習会受講)	随時													講習日程確認後, 該当者に通知	
	法定資格者の確保(免許, 技能講習, 特別教育)	随時													衛生管理者受験講習	
	危険予知教育の実施								○	○					防災訓練	
	ヒヤリハット事例, 災害事例の周知	随時													安全衛生委員会で事例収集及び周知	
その他の推進事項	各種安全講習会への参加	随時													普通救命講習等	

令和5年度 安全巡視割振表(案)

【巡視の時期と報告について】

毎月1回巡視し、月末までに「安全巡視チェックリスト」をTeamsの安全衛生委員会チャンネルに提出する。

巡視場所		AED	巡視担当者
①	総合教育棟	○ 門衛所	
②	管理棟		
③	一般研究棟	○ 保健室前	
④	講義棟A・B・C		
⑤	学友会館	○ 入口外	
⑥	実験実習棟		
⑦	科学実験棟, 薬品庫		
⑧	図書・ネットワークセンター棟		
⑨	第1研究棟		
⑩	第2研究棟		
⑪	第3研究棟		
⑫	地域共同テクノセンター		
⑬	体育施設(屋内・屋外)	○ 第一体育館	
⑭	その他の屋外		
⑮	学寮(雄峰寮)	○ 舎監室前	
⑯	学寮(なのはな寮)		
⑰	国際寮		

安全管理の仕組みに対する課題及び改善計画（令和4年度）

【作成要領】

1. 本校の安全管理上の課題の有無を定期的に確認するため、「木更津工業高等専門学校における安全管理の仕組み」を参照され、それぞれの関係部署の該当項目に課題がある場合は、[令和4年度中の課題]に課題と対応状況を記載してください。令和4年度中に改善が完了しなかった場合は、[今後の改善計画]に記入してください。
2. 課題点が無かった場合は「特になし」と記入してください（[今後の改善計画]は記入不要）。

○○○○：関係部署

1 事件・事故を予防する対策

1) 事件・事故や不審者の進入を防止する施設設備の充実

- ① 出入口の改善による、校内のセキュリティ確保 総務課(総務)

[令和4年度中の課題]

特になし

[今後の改善計画]

- ② 正門ゲートの更新と夜間の閉鎖 総務課(総務) 総務課(施設)

[令和4年度中の課題]

特になし

[今後の改善計画]

- ③ 来訪者のための案内の充実 総務課(総務) 総務課(施設)

[令和4年度中の課題]

- ・施設整備が進み、案内板と実際の施設の相違がある。

[今後の改善計画]

- ・正門付近の案内板の更新を検討中。

④ 夜間照明(外灯)の暗い箇所の改善 総務課(施設)

[令和4年度中の課題]

- ・ 国際寮周辺の外灯が未整備だったため、外灯を設置した。

[今後の改善計画]

⑤ 各部屋・研究室の鍵の管理 総務課(総務)

[令和4年度中の課題]

特になし

[今後の改善計画]

⑥ 教室等の施錠 総務課(総務)

[令和4年度中の課題]

特になし

[今後の改善計画]

⑦ 転落事故の防止 安全衛生委員会(人事) 総務課(施設)

[令和4年度中の課題]

特になし

[今後の改善計画]

2) 事件・事故や不審者を早期に発見できる施設設備などの整備

① 視認性の確保 総務課(施設)

[令和4年度中の課題]

- ・ 樹木の成長に伴い、視認性の損なわれる箇所が発生していた。(剪定済み)

[今後の改善計画]

- ・ 適宜、樹木の剪定を行い、安全確保に努める。

② 防犯カメラの設置と記録の保存 安全衛生委員会(人事)

[令和4年度中の課題]

- ・カメラの画質が悪い。映せる範囲が狭い。犯罪記録の証拠記録として心もとない。
- ・H21 導入のためOSが古く、サポートが終了している。カメラを高性能にした場合に容量が耐えられない。

[今後の改善計画]

- ・令和4年度は予算不足のため対応できず。現在施設係経由で見積依頼中。

3) 事件・事故・災害に対する安全な避難場所の整備

① 避難経路の定期的な点検 安全衛生委員会(人事) 総務課(施設)

[令和4年度中の課題]

特になし

[今後の改善計画]

定期的に学内巡視を行い、安全確保に努める。

② 複数の避難経路の確認 安全衛生委員会(人事) 総務課(施設)

[令和4年度中の課題]

特になし

[今後の改善計画]

定期的に学内巡視を行い、安全確保に努める。

③ 災害発生時に必要となる施設の整備 総務課(施設)

[令和4年度中の課題]

- ・特になし

[今後の改善計画]

4) 連絡・通信機器の整備等

① 校内の通報システムの点検 総務課(施設)

[令和4年度中の課題]

- ・電話交換機の経年が15年以上経過しており、部品の製造が無い場合更新が必要。

[今後の改善計画]

- ・更新を検討しており、営繕要求を行っている。

② 緊急連絡網の登録指導 学生委員会

[令和4年度中の課題]

- ・危機管理マニュアル上で「Teams」による連絡とされた。

[今後の改善計画]

- ・緊急時の連絡掲載場所を周知徹底する。

③ 緊急事態発生時における警察・消防への迅速な通報体制の確立 総務課(総務)

[令和4年度中の課題]

特になし

[今後の改善計画]

5) 警察到着まで侵入者の暴力に対処する方策 総務課・学生課

[令和4年度中の課題]

特になし

[今後の改善計画]

6) 防犯・安全等に関する啓発・指導 学生委員会 総務課(人事)

[令和4年度中の課題]

危機管理における木更津市、生徒指導連絡協議会、学生からの情報・通報等、注意喚起の迅速な判断が必要である。

[今後の改善計画]

学内で宗教勧誘の声掛けが複数回発生したが、不審者の侵入を未然に防ぐ対策の検討が必要である。また、事案発生時の対応のため、駐輪場などの屋外施設や、学生の導線に監視カメラの設置が必要である。

様々な事案を想定して、安心・安全な学校環境の整備に向けて検討が必要である。

2 安全管理計画

緊急時には、対策本部を設置し、本部長は学校長とする。

なお、今後の安全管理計画の詳細については、関連委員会等で検討を行う。

製作実習指導書

安全心得 編

1. 実習目的

製作実習は、専門勉強にとどまらず「ものづくり」を自ら体験することにより、技術者としての「感覚」や「設計・生産」の意味を感じ取ることにあり、加工工程を考慮した設計が行える能力を養うことを目的とする。

また、実習は「安全・規律・礼儀」を身に付け、それを実行する実践の場である。

2. 実習レポートについて

(1) レポートの目的

実習の意義や作業内容を確認し「整理、調査、反省」を行なうことにより、実習によって得た技能や知識をより深めることができる。また、将来の技術者として報告書の執筆に役立つよう、読みやすく簡潔で正確な文書作成ができる能力を養う。

(2) 執筆規定

- ①表紙は配布されたものを使用し、用紙サイズはA4とする
- ②左上1ヶ所をホッチキスにて留める
- ③執筆には手書き（鉛筆、ボールペン）およびパソコン利用も許可する
- ④参考図書を使用した場合、「書名、著者名、発行社」をレポート末ページへ記入する

(3) レポートの内容

- ①各担当（工作）職員の指示に従う
- ②基本的な内容 「目的、使用工具機器・材料、実習方法、結果・考察、感想」

(4) レポート提出

- ①原則として、次の実習開始前に所定の場所へ提出する **『提出期限は必ず守る』**

(5) 製作物の提出について

- ①製作した作品は、各担当職員の指示に従い提出する



3. 実習の安全について

安全とは、事故や災害から自分や他の人の身体を守ることであり、「決められた事」や「教えられた事」を正しく確実に守り実行すれば、事故や災害を免れることができる。

(1) 実習の服装

- ①服装（実習服、ベルト、帽子、長靴下、運動靴、保護メガネ）は正しく着用する
- ②実習服、運動靴等を忘れた場合、授業開始前に職員へその旨を報告し、指示を受ける
また、遅刻をした場合も必ず担当職員へ報告する

(2) 実習中の安全

- ①体調が悪い場合は無理をせずに担当職員へ申告し指示を受ける
また、実習を休んだ場合は、後日登校時に担当職員へ報告し、今後の指示を受ける
- ②予習・復習を行い工作法の内容をよく理解するよう努力する
- ③心のゆるみと安易な行動が事故や災害に結びつくため、実習中は集中し授業を受ける
- ④他人が工作法や安全について注意を受けている場合は、他人事のように聞かない
- ⑤機械を操作する前は必ず周囲の状況が安全であることを確認する
また、稼働中の機械には安易に手や顔を近づけたり触れたりしない
- ⑥指示された保護具を正しく着用する
- ⑦実習中に疑問（工作法や手順）または危険を感じた場合は、担当職員の指導を受ける
- ⑧実習後は機械・器具および周辺を掃除し、切粉・ゴミは所定の場所へ廃棄する
また、器具や掃除用具等は整理整頓し、所定の場所へ返却する
- ⑨手の油汚れは備え付けの石鹼にて洗いタオル等で拭き、周辺を水で汚さない
また、帰宅時は忘れ物の無いよう注意する

4. 各工作の安全心得

4. 1	旋盤加工の安全心得	3頁
4. 2	基本加工の安全心得	5頁
4. 3	鋳造の安全心得	7頁
4. 4	溶接の安全心得	8頁
4. 5	フライス盤加工の安全心得	10頁



4. 1 旋盤加工の安全心得

旋盤作業は、高速で回転するチャック（工作物）に接近して作業を行うため、きわめて危険です。正しい服装や保護メガネの着用はもちろんのこと、旋盤の構造や機能の理解、正しい操作法を体得し、落ち着いた気持ちで作業することが大切です。

（1）旋盤作業の十箇条

- 一、 作業服の前ボタン、袖口ボタンを確認する
- 二、 作業帽、保護メガネを正しく着用する
- 三、 工作物の取り付け・取り外し・測定時は、速度変換レバーをニュートラルにする
- 四、 チャックハンドルを立てたままにしない
- 五、 切粉は素手でさわらない
- 六、 チャック回転中は、手ぼうき等で掃除しない
- 七、 ノギスやマイクロメータ等の測定器の上に物を置かない
- 八、 ドリルチャック、切削油は置き場に注意する
- 九、 手ぼうきでの掃除はベッドより上を、バケツ・床は大ぼうきで掃除する
- 十、 作業終了後はチャック、ベッド等を油ウエスで拭く

（2）工作物の取り付け・取り外し

工作物を取り付ける際には、必ずチャックを手で回し、片くわえ等がないかを確認する。また、工作物の取り付け・取り外しは、刃物台を十分手前に寄せてから行う。

これらを怠ると、工作物が離脱・飛散し、打撲、骨折および重大な身体の損傷事故につながる。

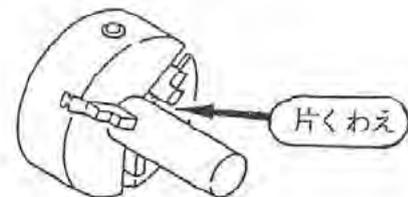


図1 工作物の片くわえ

（3）始動前の安全確認

- ①チャックハンドルは抜き取ってあるか
- ②ベッドや往復台上に工具類を放置してないか
- ③チャック回転時にバイトや刃物台が当たらないか
- ④自動送り、ねじ切りのレバーが入ってないか
- ⑤他の実習者に危険はないか

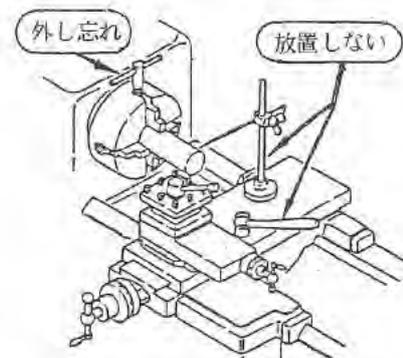


図2 始動前の安全確認

(4) 作業中の安全

- ①旋盤を運転させたまま、その場を離れないこと
- ②回転している工作物に手を触れないこと
- ③旋盤に身体をもたれかからないこと
- ④自動送りをかけたまま、停止しないこと
- ⑤旋盤はブレーキを踏んで確実に止めること
- ⑥測定は旋盤を確実に停止し、速度変換レバーを中立にしてから行うこと
- ⑦運転中異常に気づいたときは、すぐ旋盤を止め、担当者に申し出ること



図3 作業中の安全

(5) 緊急停止

加工の際には、切粉が絡まったり、突然バイトの刃が破損したり、あるいは工作物が外れそうになるなど、不測の事態が起こりうる。

そのような非常事態が発生した場合には、始動スイッチを切るのではなく、ブレーキをそのまま踏み、緊急停止させる。ただし、そのままでは再び始動する恐れがあるため、気持ちを落ち着け、ブレーキを踏んだまま始動スイッチを切る。

4. 2 基本加工の安全心得

(1) 万力とやすり

- ①万力への工作物の取り付け・取り外しは、落下に気をつけ慎重に行う
- ②工作物が片くわえにならないように注意する
- ③やすりは、目づまりしていると滑るため危険
- ④やすり柄の取り付け・取り外しは、作業台の所定の場所で行う
- ⑤使用後のやすりは、目づまりを落とし、決められたルールに従い片付けること

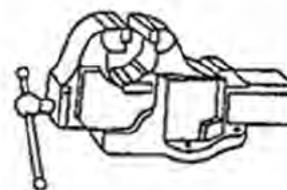


図4 万力

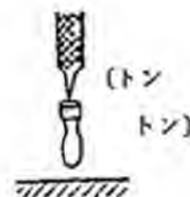


図5 やすりの取り付け

(2) ボール盤による穴あけ

- ①使用するドリルは先端をノギスにて測定し、刃先やシャンクの状態を確認すること
- ②穴あけに最適な回転数を事前に算出しておくこと
- ③ドリルをチャックへ取り付ける場合、片くわえとならないよう気を付け、数カ所で締め付けること
- ④電源を入れる前に、Vベルトの位置や張りを確認すること
- ⑤穴あけ時は、必ずテーブルを適切な高さへ調節し、クランプすること
- ⑥軍手やウエス等の布製品は、ドリルへ巻きつくため絶対に使用しないこと
- ⑦大きな穴をあける場合は、回り止めやシャコ万力を用い工作物を固定すること
- ⑧より大きな穴へ拡張させる場合は、切削時にブレが生じるため、工作物はシャコ万力などにて固定すること
- ⑨小さな工作物は、必ずボール盤用バイスを用いること
- ⑩薄板や樹脂板の穴あけは、食い込みによる材料の持ち上がりが生じ易いため、工作物やバイス等はテーブルに固定し作業すること
- ⑪切粉などを排除する場合は、必ずドリルの回転を止めてから行うこと
- ⑫作業および清掃終了後は、Vベルトをゆるめ、テーブルは一番下まで下げておくこと



図6 ボール盤



図7 ボール盤用バイス

(3) けがき

- ①けがきへ使用するVブロックやハイトゲージは、ぶついたり落としたりしないように気をつける
- ②けがき定盤は、傷をつけないように注意する
- ③けがき定盤の使用後は、油を薄く一面に引いておく
- ④薄板へのポンチ打ちは、ポンチ台を利用する

(4) 切断

[弓のこ]

- ①切断後の材料は、熱くなるため気をつけること
- ②のこ刃を取付ける時は、刃の向きに注意する
- ③のこ刃は横方向(ひねる方向)の力には弱く折れやすいため、力の入れ方に注意する

[帯のこ盤]

- ①帯のこ盤の刃を張った後は、回転させブレ等がないことを確認してから使用する
- ②帯のこ盤では丸棒やパイプなどは、刃に巻き込まれるため原則切断しない
- ③切断された小さな部材は高温となるため、すぐには触らないこと
- ④作業後はのこ刃の張りを必ずゆるめておくこと

[スケアシャー]

- ①材料を置く前に、主電源を入れておくこと
- ②切断準備中に作動ペダルを踏まないように気をつけること
- ③幅の狭い材料を切断する場合は、板押え凸部の下へ材料がくるよう注意すること
- ④作業終了後は主電源を切り、完全にフライホイールが停止してから切断された部材を拾うこと



図8 Vブロックとハイトゲージ



図9 ポンチ台



図10 弓のこ



図11 帯のこ盤



図12 スケアシャー

4. 3 鑄造の安全心得

金属溶解や鑄込み作業は高温な湯(熔融金属)を取り扱う作業であり、「火傷」や「爆発・火災」などの危険性がある。また、鑄造作業では重量物を扱う機会も多いため、誤った身体の使い方による「怪我」や「腰痛」にも注意が必要である。

(1) 型込め作業

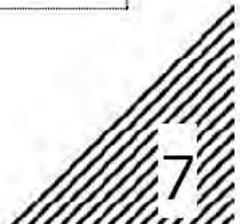
- ①木型・工具など作業中も整理整頓を心がけ丁寧に扱い、作業後は清掃し返却する
- ②砂中より異物を発見した場合は取り除く
- ③鑄型の上下型合わせは隙間がないよう確実に行う

(2) 溶解・注湯作業

- ①防災面、耐火手袋など指示された保護具を着用する
- ②炉周辺に引火物を置かない
- ③加熱作動中の炉へは、むやみに近づかない
- ④鑄型へ浮上防止おもりを設置する
- ⑤湯くみの柄は確実に取り付け、乾燥状態か確認し、使用前には予熱を行う
- ⑥炉から湯くみへ出湯する場合、作業者は合図を掛け合いながら行う
- ⑦湯くみへの湯量は七分目程度にとどめる
- ⑧湯の運搬路は清掃・整理し、注湯作業者以外は立ち入らない
- ⑨湯の運搬では湯くみを進行方向へ向け、湯面を揺らさないよう注意する
- ⑩注湯中、注湯後の湯口・押湯上部は覗かない
- ⑪作業中に湯が飛散または周辺が発火した場合、砂により消火を行う(水は厳禁)
- ⑫型ばらし後の鑄物および鑄型(砂)は高温のため不用意に触らない
- ⑬作業中は十分に換気を行う

【用語】

いかに 鑄型	鑄物などを鑄造するときに、溶かした金属を流し込む型
いもの 鑄物	溶かした金属を鑄型に流し込んで製造された物
ゆ 湯	溶かした金属
しゅうとう 出湯	溶解炉から湯を取り出すこと
ちゅうとう 注湯	湯を注ぎ入れること
ゆぐち 湯口	溶けた金属を鑄型の枠に流し入れる口
おしゆ 押湯	鑄型上部につくる湯だまり



4. 4 溶接の安全心得

(1) やけど

やけどをした場合、流水（水道の水）にて 20～30 分くらい冷やすが、体や顔など水につけにくい部分では、冷たい水に浸したガーゼやタオルを当て、それを終始取り替えること。

第1度火傷の場合（皮膚が赤くなり、ひりひり痛む程度）

対処方法：患部を冷やす（流水の場合 20～30 分程度）

第2度火傷以上の場合（水ぶくれ等ができた場合）

対処方法：患部を冷やしたのち、速やかに医師の治療を受けることが望ましい

なお、やけどを受けた部分が広い範囲（全身の 30%以上）に及ぶと、たとえ第1度火傷であっても生命の危険をとまなうため注意を要する。

(2) 眼内異物

金属粉や土砂、ごみなどの小さな異物が目の中に入ったとき、むやみに目をこすことはよくない。涙とともに流れ出る程度ならば差し支えないが、なかなか流れ出ないときは、水を溜めた洗面器等に顔面をひたし、軽くまばたきを行い洗い出すようにする。

まぶたの裏側に異物があるときは、手・指先を石鹸で洗い清潔な状態とし、下まぶたの場合は「あかんべえ」をする要領で引き下げ、上まぶたの場合はまぶたをつまみ、返す方向と反対の方向へ引くような気持ちで行い、異物を洗い流すか、濡らしたガーゼや脱脂綿棒にて静かに付着させ取り除く。手に負えない場合には医師の治療を受けた方がよい。

(3) 電撃

電撃によって息の止まった者に対しては、熱心に心肺蘇生法を行う。電気によるやけどは、前述のやけどと同様に扱う。

また、電撃を受けた者を救助する場合には、救助者自身も続けて同様の被害を受けないように何よりも先に電源を遮断する。それが不可能な場合には、感電防止の措置を講じてから着手するべきである。心肺蘇生法については、専門家の指導訓練を受けておくと良い。

(4) アークの光による障害

アーク溶接時の光の温度は約 6000℃に達するため、高熱とともに激しい光線を放射する。この光線の中には可視光線以外に、多量の紫外線や赤外線などの不可視光線を含んでいる。ゆえにこれを直視すると、紫外線では急激に結膜炎などの電光性眼炎（角膜障害）を起こし、赤外線はしだいに眼底網膜を侵し、視力低下や失明に陥る場合もある。

そのため、作業者は必ず JIS に定められている「しゃ光ガラスのついた保護面」を使用しなければならない。また同時に付近の作業者に光が漏れないように、しゃ光つい立てやしゃ光幕を使用しなければならない。

目に炎症を起こした場合、患部を冷やし、速やかに医師の治療を受けなければならない。更にアーク光が皮膚へあたると、火傷を起こすため、適当な保護具を使用することはもちろん、体の露出部がないように注意しなければならない。

(5) ガスやヒュームによる中毒障害

溶接作業においては、種々なガスやヒューム（煙気）を発生させる。これらの中には有害成分が含まれている場合が多いため、通風の悪い場所や狭い場所での作業では中毒を起こす危険がある。特に亜鉛引き鋼板、ペンキを塗った鋼板、黄銅などの溶接をするときは、亜鉛の燃焼による酸化亜鉛の煙気を生ずるため中毒の危険が大きい。

ゆえに溶接作業場の通風をよくしてガスやヒュームを吸わないように注意しなければならない。通風の悪い場所で溶接する必要がある場合には、防毒マスクをつけるか通気マスクを使用する。



4. 5 フライス盤加工の安全の心得

フライス盤作業は、高速で回転する主軸（切削工具）を操作して作業を行います。そのため、切粉の飛散、不適正に取り付けられた工作物や工具等の離脱・飛散、主軸への巻き込まれ等の危険があります。正しい服装や保護メガネの着用はもちろんのこと、フライス盤の構造や機能の理解、正しい操作法を体得し、落ち着いた気持ちで作業することが大切です。

（1）フライス盤テーブル上の整理整頓

フライス盤のテーブル上には、工作物・固定具（マシンバイスやステップクランプなど）以外を載せてはいけません。工作物・固定具、切削工具を固定するためにバイス用ハンドルやスパナ等を使用するが、それら締付工具を使用したらフライス盤に付属している作業台の上に置かなければならない。

これらを怠ると、作業中にそれら締付工具が離脱・飛散し、打撲、骨折および重大な身体の損傷事故につながる。

（2）工作物・固定具、切削工具の取り付け・取り外し

- ①工作物・固定具、切削工具の取り付け・取り外しは主軸回転を停止させて、工作物・固定具と切削工具を十分に離して行う
- ②工作物・固定具、切削工具は適正に固定する
- ③万力、平行台、工作物などの接触部分はきれいに保つ
- ④締付後はバイス用ハンドルを外しておく
- ⑤切削工具は使用する前に、刃先の割れや欠損を確認する
- ⑥エンドミル、ドリル類はウエスで刃部を保護して取り扱う
- ⑦切削工具の取り付け・取り外しは、落とさないように注意して行う
- ⑧加工後は切削油をよくふき取る



図 1 3 工作物・固定具、切削工具の取り付け・取り外し

(3) フライス盤始動前の安全確認

- ①テーブルの上に工具類を放置していないか
- ②工作物・固定具，切削工具は適正に取り付けられているか
- ③主軸回転時に工作物・固定具が当たらないか
- ④送りバーが入っていないか
- ⑤他の実習者に危険はないか

(4) フライス盤作業中の安全

- ①フライス盤を運転させたまま，その場を離れないこと
- ②回転中の主軸に手を触れないこと
- ③フライス盤に身体をもたれかからないこと
- ④早送りをかけるときは1軸だけにすること
- ⑤自動送りをかけたまま，停止しないこと
- ⑥主軸停止時は，回転が止まったことを確認すること
- ⑦切粉の排除は手ぼうきで行うこと
- ⑧測定は主軸回転を確実に停止させて，工作物・固定具と切削工具を十分に離し，切粉を掃除してから行うこと
- ⑨運転中異常に気付いたときは，すぐフライス盤を止め，担当者に申し出ること

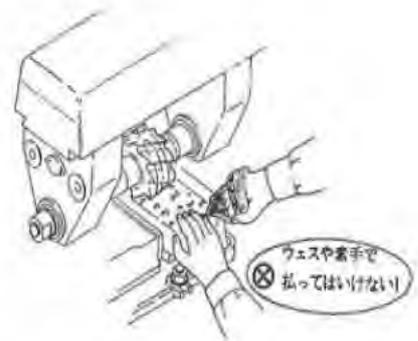


図14 作業中の安全

(5) 緊急停止

加工の際には，切粉が絡まったり，突然工具の刃が破損したり，あるいは工作物が外れそうになるなど，不測の事態が起こりうる。

そのような非常事態が発生した場合には，速やかに非常停止ボタンを押し緊急停止させる。

5. 実験実習棟・実習工場（配置図）



学籍番号	—	氏名	
------	---	----	--

本指導書は『再配布しません』紛失や乱雑に扱わないよう注意して下さい。

3 安全管理者は、上司の指揮監督の下に、教職員の安全管理に関する業務の推進者として次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 教職員の危険を防止するための措置に関すること。
- (2) 教職員の安全のための指導及び教育の実施に関すること。
- (3) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (4) 教職員の安全管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で安衛則で定めるもの

(化学物質管理者)

第6条の2 校長は、安衛則第12条の5の定めるところにより、化学物質管理者を置く。

2 化学物質管理者は、法令に定める必要な資格を有する教職員のうちから校長が選任する。

3 化学物質管理者は、第14条の2各項に掲げる業務に加え、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) リスクアセスメントの実施に関すること。
- (2) リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置に関すること。
- (3) リスクアセスメント対象物質を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。
- (4) リスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存並びに教職員への周知に関すること。
- (5) リスクアセスメントの結果の基づくばく露防止措置が適切に施されていることの確認、教職員のばく露状況、作業記録、ばく露防止措置に関する教職員の意見聴取に関する記録・保存並びに教職員への周知に関すること。
- (6) 教職員への周知、教育に関すること。

(衛生管理担当者、安全管理担当者及び化学物質管理担当者)

第7条 校長は、機構規則第7条の定めるところにより、衛生管理担当者、安全管理担当者及び化学物質管理担当者を置く。

2 衛生管理担当者は、衛生管理者の事務を補助する者、安全管理担当者は、安全管理者の事務を補助する者、化学物質管理担当者は、化学物質管理者の事務を補助する者とし、それぞれ総務課人事・労務係長をもって充てる。

(産業医)

第8条 校長は、安衛法第13条及び機構規則第8条の定めるところにより、産業医を置く。

2 産業医は、校長が法令に定める資格を有する医師である者を選任するものとする。

3 産業医は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること。

- (2) 第21条の2第1項に規定する面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）及び同条第4項に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関する事。
- (3) 第21条の3第1項に規定する検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関する事。
- (4) 作業環境の維持管理に関する事。
- (5) 作業の管理に関する事。
- (6) 教職員の健康管理に関する事。
- (7) 健康教育、健康相談その他教職員の健康の保持増進を図るための措置に関する事。
- (8) 衛生教育に関する事。
- (9) 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事。
- (10) 少なくとも毎月1回（産業医が、校長から、毎月1回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、校長の同意を得ているときは、少なくとも2月に1回）は作業場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに教職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じること。
 - イ 機構規則第5条第4項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果
 - ロ イに掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、安全衛生委員会における調査審議を経て校長が産業医に提供することとしたもの

（作業主任者）

- 第9条 校長は、安衛法第14条及び機構規則第9条の定めるところにより、法令の定める作業を行う作業場所ごとに作業主任者を置く。
- 2 作業主任者は、法令に定める免許を受けた者又は技能講習を修了した者のうちから校長が選任する。
 - 3 作業主任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 第1項に定める作業場所で作業に従事する教職員の指揮
 - (2) 安衛則に掲げる業務

（衛生管理者等の選任及び解除）

- 第10条 校長は、第5条から前条に定める衛生管理者等の選任及び解除を行う。
- 2 前項の選任及び解除は、文書をもって行うものとする。

（火気取締責任者）

- 第11条 防火上適切と認められる施設の区分ごとに火気取締責任者を置く。
- 2 火気取締責任者は、火災防止に関する事務を行い、事故の防止を図るものとし、本校防災規程第7条に規定する火気取締責任者をもって充てる。

(安全衛生教育)

第12条 校長は、教職員を採用した場合、若しくは教職員の従事する業務の内容を変更した場合等において、当該教職員に対し、安全衛生に関する必要な教育を行わなければならない。

(安全衛生委員会)

第13条 校長は、機構規則第13条の定めるところにより、安全衛生委員会を置く。
2 安全衛生委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(教職員の意見を聞くための措置)

第14条 校長は、教職員の安全及び衛生管理に関して教職員の意見を聞くために必要な措置を講じなければならない。

(化学物質等による危険性又は有害性等の調査等)

第14条の2 校長は、安衛則第34条の2の7及び同第34条の2の8の定めるところにより、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で教職員の健康障害又は危険を生ずるおそれのあるもの(以下「化学物質等」という。)のうち、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第17条、同第18条及び同第18条の2に規定される物(以下「調査対象物」という。)による危険性又は有害性等を調査しなければならない。
2 校長は、調査対象物以外の化学物質等による危険性又は有害性等を調査するよう努めなければならない。
3 校長は、前2項の調査の結果に基づいて、この規則の規定による措置を講ずるほか、教職員の健康障害又は危険を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(健康障害を防止するための措置)

第15条 校長は、次の各号に掲げる健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。
(1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
(2) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
(3) 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
(4) 排気、廃液又は残さい物による健康障害

(勤務環境等について講ずべき措置)

第16条 校長は、換気その他の空気環境の調整、照明、保温、防湿、清潔保持及び伝染性疾患のまん延の予防のための措置、その他教職員の健康保持のため必要な措置を講じなければならない。

(中高年齢教職員等に対する配慮)

第17条 校長は、中高年齢教職員その他健康障害の防止上、特に配慮を必要とする教職員については、配置、業務の遂行方法等に関して心身の条件を十分に考慮するように努めなければならない。

(健康診断)

第18条 校長は、次の各号に掲げる教職員の健康診断を行わなければならない。

- (1) 採用時健康診断
- (2) 一般定期健康診断
- (3) 特別定期健康診断
- (4) 海外派遣者(6ヶ月以上)健康診断
- (5) 配置換の際等の健康診断(特定業務に従事した者に限る。)

2 前項各号に掲げる健康診断の検査項目、実施方法等は、校長が別に定める。

(臨時の健康診断)

第19条 校長は、前条の健康診断のほか、必要と認める場合には、臨時に教職員の健康診断を行うものとする。

(健康診断を受けなかった場合の措置)

第20条 校長は、第18条の規定による健康診断をやむを得ない理由により受信できなかった教職員に対して、当該理由が無くなった後、速やかに健康診断を受けさせるよう措置しなければならない。

(総合的な健康診査)

第21条 校長は、教職員が請求した場合には、機構又は国家公務員共済組合が実施する総合的な健康診査を受けるため労働しないことを承認することができる。

2 前項の規定により労働をしないことを承認することができる期間は、2日の範囲内で校長が必要と認める期間とする。

(労働時間の状況等に応じて行う面接指導等)

第21条の2 校長は、その労働時間の状況その他の事項が安衛則第52条の2の定める要件に該当する教職員に対し、安衛則第52条の3の定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

2 教職員は、前項の規定により校長が行う面接指導を受けなければならない。ただし、校長の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師が行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときはこの限りではない。

3 校長は、第1項又は前項ただし書の規定による面接指導の結果に基づき、当該教職員の健康を保持するために必要な措置について安衛則第52条の7の定めるところにより医師の意見を聞かなければならない。この場合において、校長は、当該医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、当該教職員の実情を考慮して、適切な措置を講じな

ければならない。

- 4 校長は、第1項の規定により面接指導を行う教職員以外の教職員であって健康への配慮が必要なものについては、安衛則第52条の8の定めるところにより、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

- 第21条の3 校長は、教職員に対し、安衛法第66条の10及び安衛則第1節の4の定めるところにより医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。
- 2 校長は、前項の規定により行う検査を受けた教職員に対し、安衛則第52条の12の定めるところにより、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、校長は、あらかじめ当該検査を受けた教職員の同意を得た場合のみ当該医師等から当該教職員の検査の結果の提供を受けることができる。
- 3 校長は、前項の規定による通知を受けた教職員であって、心理的な負担の程度が安衛則第52条の15の定める要件に該当するものが、医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たとき、当該申出をした教職員に対し、安衛則第52条の16の定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない、この場合において、校長は、教職員が当該申出をしたことを理由として、当該教職員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 校長は、前項の規定による面接指導の結果に基づき、当該教職員の健康を保持するために必要な措置について、安衛則第52条の19の定めるところにより、医師の意見を聴かななければならない。この場合において、校長は、当該医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、当該教職員の実情を考慮して、適切な措置を講じなければならない。

(指導区分の決定等)

- 第22条 校長は、健康診断、第21条の2の規定による面接指導又は前条の規定による面接指導を行った医師が健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた教職員については、その医師の意見書及びその教職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料を産業医に提示し、別表第2に定める区分に応じて指導区分の決定又は変更を受けるものとする。

(事後措置)

- 第23条 校長は、前条の規定により指導区分の決定又は変更を受けた教職員については、その指導区分に応じ、別表第2の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な措置を講じなければならない。

(病者の就業の禁止)

- 第24条 校長は、安衛法第68条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者につ

いては、その就業を禁止しなければならない。

- (1) 病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかった者
- (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- (3) 前各号に準ずる疾病にかかった者

2 校長は、前項の規定により、教職員の就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医その他専門の医師の意見を聞き、次の各号に定める事項を記載した文書を交付しなければならない。

- (1) 教職員の職名及び氏名
- (2) 業務に就くことを禁止する理由
- (3) 業務に就くことを禁止する期間
- (4) 文書交付年月日

(健康診断の結果の通知)

第25条 校長は、健康診断を受けた教職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康管理の記録)

第26条 校長は、健康診断の結果、第21条の2の規定による面接指導の結果、第21条の3の規定による面接指導の結果、指導区分、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、教職員ごとに記録を作成し、これを教職員の健康管理に関する指導のために活用しなければならない。

2 教職員が国の機関、国立大学法人、他の独立行政法人又は機構内の他の学校へ異動した場合は、異動先へ前項の記録を移管しなければならない。

(危険を防止するための措置)

第27条 校長は、次の各号に掲げる危険による教職員の災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 機械、器具その他の設備等による危険
- (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- (4) 掘削、採石等の業務における作業方法から生ずる危険
- (5) 教職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等における危険

2 校長は、教職員の作業行動から生ずる災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(緊急事態に対する措置)

第28条 校長は、教職員に対する災害発生の危険が急迫したときは、当該危険にかかる場所、教職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、教職員の退避等の適切な措置を

講じなければならない。

2 校長は、前項の措置を的確かつ円滑に講じることができるようにするため、定期又は随時に防火、避難等の訓練及び救急用具、避難設備等の点検整備を実施しなければならない。

(作業環境測定)

第29条 校長は、安衛法第65条、労働安全衛生法施行令第21条及び機構規則第29条の規定に基づき、作業環境測定を行い、その結果を記録しておかなければならない。

(定期自主検査)

第30条 校長は、安衛法第45条に基づき、ボイラーその他の機械等について、定期的に自主検査を行い、その結果を記録に残しておかなければならない。

(秘密の保持)

第31条 教職員の安全衛生業務に従事する教職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、当該業務に従事しなくなった後も同様とする。

(雑則)

第32条 この規則に定めるもののほか、教職員の安全及び衛生管理に必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年5月19日から施行する。ただし、改正後の第14条の2の規定は、平成28年6月1日から適用する。

附 則

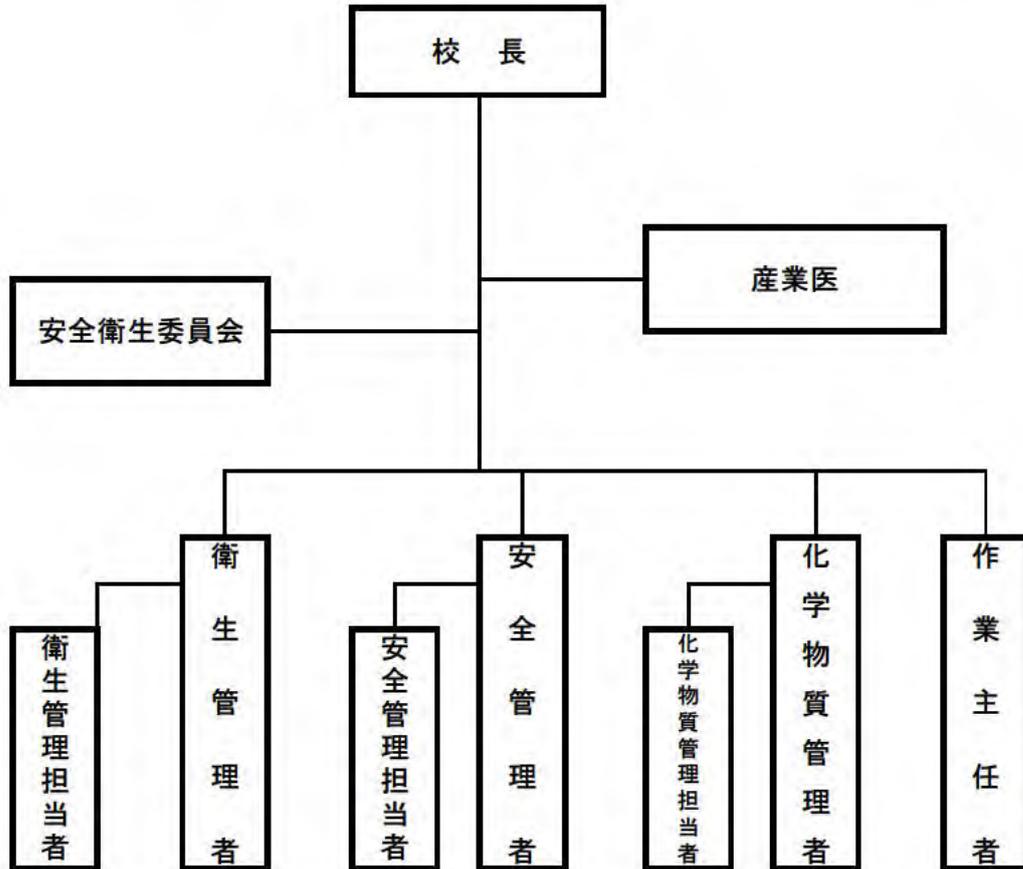
この規則は、平成30年3月29日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月18日から施行する。

別表第1

木更津工業高等専門学校安全衛生管理体制組織



別表第 2

指導区分及び事後措置の基準

指 導 区 分		事 後 措 置 の 基 準
区 分	内 容	
生活規正の面	A	労働を休止する必要があるもの 休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間労働させない。
	B	労働に制限を加える必要があるもの 職務の変更、労働場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により労働を軽減し、かつ、深夜労働（午後10時から翌日の午前5時までの間における労働をいう。以下同じ。）、時間外労働（所定労働時間以外の時間における労働で、深夜労働以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。
	C	労働をほぼ平常に行ってよいもの 深夜労働、時間外労働及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよいもの
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの 医療機関の斡旋等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの 経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療を必要としないもの

令和5年度 第1回 ネットワーク情報センター運営委員会 議事要旨

■日時

令和5年5月25日(木)～6月2日(金) Teams 審議により実施

■出席者

■出席者：

[Redacted names]

■議題

1.ファイヤーウォールフィルタについて(資料1)

■ センター長から、資料に基づき、学生のファイヤーウォールフィルタについて審議依頼があり、一部変更の上、了承された。

■ センター委員から教員用のフィルタについて審議があり、変更が了承された。

■配付資料

資料1 FW フィルタについて

令和5年度第2回ネットワーク情報センター運営委員会 議事要旨

■日時：令和5年6月27日(火) 16:00～17:05

■出席者

陪席：

欠席者：

■議 題

1. 外部電磁的記録媒体への要機密情報保存禁止について(資料1-3)

資料1, 2に基づき、資料3が一部変更のうえ、了承された

<変更点および決定事項>

- ・管理用のリストとしてExcel（使用者名、メーカー、型番、色等）を使用する
- ・Teams上に管理用のExcelを保存、記録媒体を管理している教職員が直接記入を行う
- ・使用するチャンネルは[065_ネットワーク情報センターより]とする
- ・ラベルは図書・情報係で作成、ネットワーク情報センター運営委員が各管理を行う
- ・ラベルが貼れないものについては個別対応とする
- ・作業期間は7月中旬から8月末までとする
- ・10月以降は二か月に一回など、適宜ラベルの発行をする

2. ChatGPT等の生成AIの業務利用について(資料4-8)

第3回運営委員会議題に変更

3. 学内無線APの追加について

委員より追加の議題として学内無線APの追加について審議依頼があり、了承された

<決定事項>

- ・昨年度ネットワーク機器入替の際に外された、15台程度のAPについて、次回運営委員会までに各学科・学系にてAPが必要な場所の候補をあげ、取付場所を決定する（次回運営委員会開催予定：7月後半）
- ・機器の新規取付け・場所の変更については、調査後、施設係に相談
- ・機器の設置場所の候補は、空いている情報コンセントがある場所とする
- ・急ぎの場所がある場合は個別にセンター長と相談

■連絡事項

1. 教育用電算の仕様策定について

- ・来年度仕様策定を行う

2.

令和5年度第3回ネットワーク情報センター運営委員会 議事要旨(案)

■日時：令和5年8月2日(水) 15:40～16:20

■出席者：

陪席：

欠席者：

■議 題

1. 無線AP設置希望箇所について(資料1)

- ・センター長から資料に基づき説明があり、課外活動館を除き設置が了承された。
- ・課外活動館は情報コンセントがない可能性があるため、設置を保留とする。
- ・了承された設置箇所について、施設係に設置の確認を行い作業準備をはじめめる。
- ・追加の設置希望箇所を8月末まで募集する。
- ・壁に取り付ける際の部品について、ネットワーク情報センター運営費を使用する。

2. 4年生の学内無線LANについて(資料なし)

- ・センター長から標記の件について説明があった。
- ・4年生は後期から各学科のVLAN、研究室と同レベルのフィルターで接続することが了承された。
- ・教職員宛てに周知を行う。

3. ESETサーバ変更について(資料2-7)

- ・センター長から資料に基づき説明があり、ESETサーバの変更が了承された。
- ・8/3から新サーバ(eset3)の運用を行い、9月末に現サーバ(eset2)を休止する。

4. ChatGPT等の生成AIの業務利用について(資料8-11)

- ・センター長から資料に基づき説明があった。
- ・学内への注意喚起をセンター長がすることとなった。
- ・申請は資料11のフォームで行い、許可等の運用については学内で調整をする。

■連絡事項

令和5年度第3回ネットワーク情報センター運営委員会 議事要旨(案)

■日時：令和6年2月5日(月) 16:00～16:50

■出席者：

陪席：

欠席者：

■議 題

■連絡事項

1. R6年度のTeams作成について(資料なし)

- ・教務主事から依頼があった場合、ネットワーク情報センターでTeamの作成を行う。
Teams作成は現委員と新委員で引継ぎを行いながら作業を行うこととなった。

3. 教育用電算システムの入替について

- ・ から次回の入替について説明があり、各学科・学系に必要なソフト、PCスペック、使用頻度等の調査依頼があった。

4.

大学改革推進等補助金(高等専門学校スタートアップ教育環境整備事業)
計画調書

[基本情報]

1. 設置者名	独立行政法人国立高等専門学校機構				
2. 高専名	木更津工業高等専門学校	3. 学校コード	■■■■■		
4. 事業者 (高専の設置者の受)	ふりがな ■■■■■ (氏名) ■■■■■	(職名)	■■■■■		
5. 申請者 (高専の校長等)	ふりがな ■■■■■ (氏名) ■■■■■	(職名)	■■■■■		
6. 事業計画責任者	ふりがな ■■■■■ (氏名) ■■■■■	(所属・職名)	■■■■■		
7. 事業名称	木更津Crossover: 房総型アントレプレナーシップを育む「共感と共創の場」の形成				
8. 事業概要	木更津高専では、判断力、想像力、実行力を備えた創造的エンジニアの養成を目指し、5学科(機械、電気電子、電子制御、情報、環境都市)において専門性の高い人材を輩出してきた。また、木更津高専が位置する房総半島は、第一次産業から第三次産業まで多様な産業をもつ地域であり、新たな価値創造にチャレンジしやすい立地環境に特色がある。さらに、木更津高専は東京湾アクアラインをはじめとした広域道路ネットワークにより東京駅、羽田空港、成田空港とのアクセスが良く、世界に発信する拠点として好条件の立地である。本校の5学科と立地環境の特色に基づいて、学科や学年、産・学・官などの異なる特性が交流し、アントレプレナーシップを育むとともに国内外への展開を見据えた新たな価値の共感と共創に取り組む拠点「木更津Crossover」構想を提案する。				
9. 事業計画経費(単位:千円) ※千円未満は切り捨て					
年度(令和)	4年度				合計
補助金申請額	■■■■■				■■■■■
事業経費 (自己負担額含む)	■■■■■				■■■■■
10. 事業計画における事務総括者部署の連絡先 ※選定結果の通知等の事務連絡先となります。					
部署名	総務課	所在地	千葉県木更津市清見台東2-11-1		
責任者	ふりがな ■■■■■ (氏名) ■■■■■	(所属・職名)	総務課長		
担当者	ふりがな ■■■■■ (氏名) ■■■■■	(所属・職名)	総務課総務係長		
	電話番号	■■■■■	緊急連絡先		
	e-mail	■■■■■			

※原則1ページ以内で作成してください。

※原則として、当該機関事務局の担当部署とし、責任者は課長相当職、担当者は係長相当職とします。
e-mail(主)については、できる限り係や課などで共有できるグループメールとしてください。

大学改革推進等補助金（高等専門学校スタートアップ教育環境整備事業）
計画調書

高専名： 木更津工業高等専門学校

① 取組の戦略性

＜アントレプレナーシップ教育の実施状況＞

木更津高専では、判断力、想像力、実行力を備えた創造的エンジニアの養成を目指し、5学科(機械、電気電子、電子制御、情報、環境都市)において専門性の高い人材を輩出してきた。後述の各種人材育成事業等もあり、学生個人の高度な専門知識や技術の修得に至っているが、異なる専門性を活かしたチームでの取り組みや、実学に展開するビジョン、起業を将来の選択肢に取り入れるようなアントレプレナーシップを養成する教育環境は充実していないのが現状である。

＜木更津高専の特色＞

本校はこれまでに、サイバーセキュリティ人材育成事業(K-SEC事業)では情報工学科を中心に5学科で展開し、半導体人材育成、再生可能エネルギー人材育成の事業が採択され、実施されている。このように5学科全てにおいて専門性の深化が進められてきた特色がある。また、木更津市は東京湾アクアラインをはじめとした広域道路ネットワークの整備の進展により交通の利便性が高まり、東京駅、羽田空港、成田空港とのアクセスが良い。このように木更津高専は全国のどの高専よりも日本の中心に位置し、世界に発信する拠点として好条件の立地を活かし、海外教育機関との交流を積極的に進めてきた。また第1次産業から第3次産業まで多様な産業をもつ地域であり、新たな価値創造にチャレンジしやすい立地環境に特色がある。

＜戦略的な取組の構想＞

本校の5学科の特色と立地環境に基づいて、学科や学年、産・学・官などの異なる特性が交流し、アントレプレナーシップを育むとともに国内外への展開を見据えた新たな価値の共感と共創に取り組む拠点「木更津Crossover」構想を提案する（図1）。



図1 木更津高専の特色を組み込んだ「木更津Crossover」構想

本校がこれまでに採択された事業は学生の専門性を高める一方で、社会課題がトップダウン式に提示されているため、学生が主体的に課題を見出し、解決に向けて取り組む機会は多くない。そこで、学科学年の異なる学生が主体的かつ効果的に社会課題を抽出し解決に取り組むために、以下の3つのPhaseを設定し、各Phaseを実施する拠点を整備して取り組む。

Phase 1: 地域・社会課題の抽出(コトづくり, アイデア創出拠点「共感の場」の整備)

Phase 2: 科学技術に基づいた課題解決のアプローチ(モノづくり拠点「共創の場」の整備)

Phase 3: 社会実装・還元への展開(国内外のコンテストへの参加や起業の支援)

一方、起業を選択する上で間違えてはならない事は、経済的利益に偏重した取り組みに陥る事である。したがって、アントレプレナーシップを育む上で、次の心のBase教育に取り組む。

Base: 社会に幸福をもたらすことをモチベーションとした行動力(授業, 講演)

すなわち、本事業においては、アントレプレナーシップを支える心のBase教育を行うとともに、高専生の科学技術力を活かしたPhase 1～3の教育・研究に取り組む。

② 取組の具体的内容及び実現可能性

前述した背景のもと、不確実性の高い世界において、急激な変化に対応し、社会に新たな価値を生み出す人材やスタートアップが次々と生まれるスタートアップ・エコシステムとして、限りある教育リソースを最大限に活用し、木更津高専が房総半島産業の発信拠点として機能するように下記3つのPhaseをつなぐ教育環境整備を行う。

<教育体制>

Base: 社会に幸福をもたらすことをモチベーションとした行動力の育成

主に高専卒の起業家、地域で起業している経営者、企業からスピンアウトして起業した会社など多様な起業家を集め特別講義・講演会等を実施し、起業に至ったモチベーションや起業に至る様々なキャリアモデルをまずは知ってもらう。

Phase 1: 地域・社会課題の抽出

低学年(1, 2年生)では、学年合同で起業家や自治体の起業支援関係者による講演会を実施する。また、ものづくりによる起業を意識づけるために、特に1年生の技術者入門の中で、起業家工房の試作スペースを全学生が利用し、設置された機材の使用法を習得することで、学年・学科を問わず全ての学生が設備を主体的に使用できる準備を行う。この取組により、起業家精神を学んだ上で、本校の技術振興交流会会員企業や自治体と連携を行い地域からの課題を収集し、それら課題解決をテーマとして学内アイデアコンテストを全学生対象に実施する。

Phase 2: 科学技術に基づいた課題解決のアプローチ

アイデアだけにとどまらず、高専の特色である実際に手を動かしモノづくりを実践するため、特別演習科目等の設置を計画しており、プロコンやロボコン等の高専コンテストや起業コンテストなど学外コンテストへの積極的な参加を促す。3年生ではプロジェクト実習において、アイデアを実際に形にするプロトタイピングを行う。さらに、技術振興交流会会員企業や自治体等と連携しながら、地域課題の解決に向けた研究テーマを抽出し、課題研究(4年生)、卒業研究(5年生)あるいは特別研究(専攻科生)で取り組む。優れた研究活動に対しては、技術振興交流会等から活動助成金を支援し、研究成果の社会実装・還元を後押しする。

Phase 3: 社会実装・還元への展開

本校の地域共同テクノセンターおよび国際交流センターを窓口として、国内外の諸機関と密接に連携しながら、研究成果を地域社会に実装・還元するための具体的な道筋を確保するとと

もに、新しいアイデアや形となったものを国内外の起業コンテスト等で積極的に公表する。そのために必要な情報の収集と共有を全学的に行うとともに、積極的な活動を行った学生や優れた成果を修めた学生に対しては、特別学修単位の認定や表彰等を行う。

<設備・環境>

専門分野の垣根を超えた幅広い視野でモノ・コトづくりに挑戦するための理論と精神を育む「共感の場」であるワークショップ・スペースと、新しいアイデアを形にするためプロジェクトの仲間と協働しながら時間をかけて試行錯誤できる「共創の場」であるプロトタイピング・スペースの2箇所を起業家工房とし、効果的に事業目的を達成するようにする。

◎ 起業家工房(ワークショップ・スペース)

全学科1～4年生教室が配置され使用者が最多の総合教育棟のマルチメディア講義室A・B、第4講義室、教員談話室の区画をアイデア創出の場として起業家工房(ワークショップ・スペース)を整備する。また、外部講師と同時双方向に講義配信ができるように、第1、2講義室をセミナーホールとして整備する。これらの工房はクリエイティブな議論・ワークショップを行う環境とするとともに、授業使用、作品展、展示会、ギャラリー、講演、記者会見など、多目的な用途のスペースとする。壁は全面ホワイトボードとし、投影できる大型プロジェクタを完備し、どこでも多人数で議論ができるようにする。音響機器・天井照明も兼ね備え、タブレットなどで簡単に制御できるようにする。これらによりブレインストーミング的にアイデアを形にすることが可能となる。

◎ 起業家工房(プロトタイピング・スペース)

専門5学科および人文・基礎学系、実習工場、地域共同テクノセンターに囲まれた講義棟Cに試作の場として起業家工房(プロトタイピング・スペース)を整備する。この工房は学内外コンテストに参加したい学生チームが複数同時に活動できる試作・組立およびラピッドプロトタイピング可能な環境とする。既存の実習工場設備に加えて、アイデアを迅速に形にできるように、3Dプリンターやレーザーカッターによる立体物のプロトタイプ製作、大型インクジェットプリンターを導入する。これによりポスターや平面プロトタイプ製作、基板加工機による電子工作作品プロトタイプ、ビデオカメラ(大型・小型)や音響機器を用いたメディアプロトタイプ製作が可能となる。試作スペースの隣には、試走などが可能な多目的スペースを設ける。多目的スペースの壁をグリーンバックとすることで、成果物を撮影し公開することも可能なスタジオとしての役割も持たせ、学生が主体となって情報発信を行える環境とする。



図2 起業家工房(ワークショップ・スペースおよびプロトタイピング・スペース)

③ 地域社会や産業界等との連携

地域に活動拠点を置く企業や自治体、金融機関と木更津高専との間の多重的な連携構造をさらに強化することにより、スタートアップ教育の機能を持つ持続可能なエコシステムを構築する。木更津高専は、「地(知)の拠点大学による地域創生推進事業(COC+)」の枠組みにより既に多様な組織と連携した教育と研究を展開している。たとえば、オープンデータ利活用による自治体等のICT戦略の促進(木更津市、商工会議所)、植物工場の高度化と6次産業化に関する研究実証(NPO植物工場研究会、(株)大仙、千葉大学)などをCOC+事業として実施している。また、本科3年生の一般特別研究の授業の一環で、木更津市の協力のもと、本を通じて街を活性化するイベントを実施している。さらに、地域に活動拠点を置く250社超の会員を擁する技術振興交流会からの経済的支援を受けながら、地域課題解決型の教育や研究に取り組んでいる。また事業化の可能性の高い新規性と独創性に富んだ技術や商品、サービスを開発するため、金融機関(千葉銀行)の助成を受けて、地元企業との共同研究を進めている。

これらの連携の中に、持続可能な「スタートアップ教育」に関する機能を組み込むため、企業や自治体、金融機関等に講師や審査員の派遣を依頼するとともに、モノ・コトづくりに必要な資材や資金等を確保するためのクラウドファンディングの実施や事業を継続するため教育研究推進基金を設立して、多方面から資金援助を募ることを計画している。

④ その他

本事業では、ただ指示を待つのみの人材ではなく、自発的にビジネスに取り組んで結果を追求する人材や、新しいことに積極的にチャレンジしてイノベーションを創出する人材、高い創造意欲を持って行動できる人材の創出を目指す。その達成目標としてスタートアップやスモールビジネス、地域特有課題の解決など、創造したい未来・解決したい課題に応じ、実際に取り組んだ成果を以下の可視化できる形で評価する。

<本事業における達成目標と評価方法>

本事業では、上記Phaseのそれぞれにおいて以下の事柄の達成を目指す。

【Phase 1における目標】 起業とは何かを理解し、将来の選択肢の1つとして認識できる。

評価方法: 起業家等を講師として招き、主に低学年学生を対象とした講演会やワークショップを開催し、事後アンケートによって十分な理解が得られているかを評価する。

【Phase 2における目標】 本校学生が地域社会の課題解決や起業家とのコミュニケーションを通じて、技術を活かしたアイデアをもとに起業の具体案を提示できる。

評価方法: 起業家工房(プロトタイピング・スペース)の利用状況によって評価するとともに、実際にモノづくりに至った成果物の発表の場を設けて評価する。具体的には、学園祭において学内起業コンテストを開催し、参加状況や審査員によって評価する。また、4~5年生や専攻科生の地域課題解決型研究への取り組み状況や活動助成金の獲得状況を通して評価する。

【Phase 3における目標】 起業家マインドの醸成の結果として、学外コンテスト参加学生や起業を選択する学生を輩出する。

評価方法: 学生の学外コンテストへの参加状況や審査結果を通して評価する。また、実際に地域課題の解決に至るような研究成果や事業化の実績等を踏まえて評価する。

【フォローアップの計画】 同窓会のネットワークを活用して、起業した卒業生の数を毎年調査する。起業した卒業生には、アンケートの回答を求めて、現状の情報提供を依頼する。

木更津Crossover：房総型アントレプレナーシップを育む「共感と共創の場」の形成

高等専門学校スタートアップ教育環境整備事業 木更津工業高等専門学校

背景

- ①専門性の高い人材を輩出してきたが、異なる専門性を活かしたチームでの取り組みや社会に展開するビジョン、起業を選択肢に取り入れるようなアントレプレナーシップを養成する教育環境は充実していない。
- ②木更津高専が持つ5学科の特色と立地条件を最大限に活かし、アントレプレナーシップを育むとともに国内外への展開を見据えた新たな価値の創造に取り組み拠点「木更津Crossover」構想を提案する。

目的

多様な個や集団が交流する「共感と共創の場」が支える持続可能なスタートアップ教育エコシステムの構築

事業特色

Phase 1: 地域・社会課題の抽出

地域が持つ課題を収集し、解決のアイデアを創出する。各機関から講師を派遣してもらい、学年台同で起業家や自治体の起業支援関係者による講演会を実施する。

Phase 2: 科学技術に基づいた課題解決のアプローチ

3年生ではプロジェクト実習において、アイデアを実際に形にするプロトタイプングを行う。さらに地域共同テクノセンター等外部との連携によって地域課題解決へ向けたテーマを4年生の課題研究へ取り入れる。実現可能性が高いと判断された優れたテーマに対して活動助成を行い5年生の卒業研究として地域課題解決型研究へ取り組んでもらう。

Phase 3: 社会実装・還元への展開

本校の地域共同テクノセンターおよび国際交流センターを窓口として、国内外の諸機関と密接に連携しながら、研究成果を地域社会に実装・還元するための具体的な道筋を確保するとともに、新しいアイデアや形となつたものを国内外の起業コンテスト等で積極的に公表する。

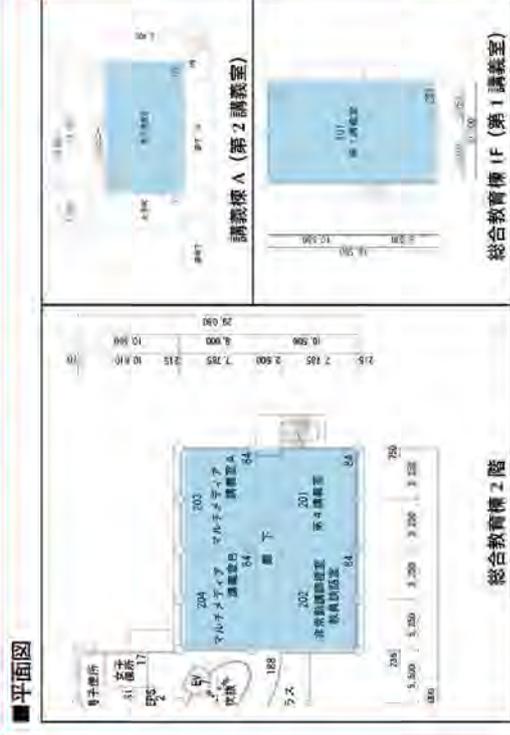


Base 社会に幸福をもたらすことをモチベーションとした行動力

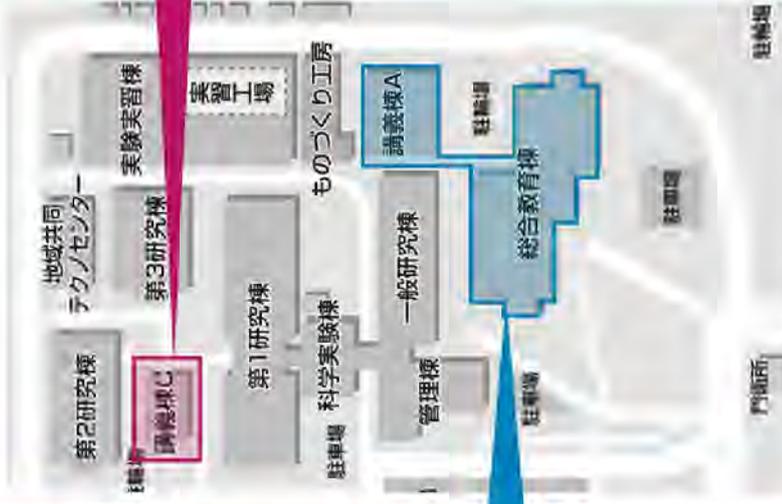
連絡155/158

起業家工房の設置予定場所

起業家工房 (ワークショップ・スペース) 設置場所 - 総合教育棟1・2階 講義棟A



起業家工房 (プロトタイピング・スペース) 設置場所 - 講義棟C



正門

木更津高専の教育棟・研究棟・実習棟配置図

- ・ 起業家工房は、ワークショップ・スペースとプロトタイピング・スペースで構成
- ・ ワークショップ・スペースは、正門入ってすぐの木更津高専の顔でもある教育棟2階に設置
- ・ プロトタイピング・スペースは、研究棟の中心に位置する講義棟Cに設置

大学改革推進等補助金
高等専門学校スタートアップ教育環境整備事業
所要額積算内訳

○所要額

区 分	金 額
	千円
令和4年度実施経費総額	■
補助金所要額	■
自己負担額	■

【積算内訳】

区 分	金 額			積算内訳
	千円	補助金所要額 千円	自己負担額 千円	
(物品費)	■	■	■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
【設備品費】	■	■	■	
【消耗品費】	■	■	■	

(人件費・謝金)				
【人件費】				
【謝金】				
(旅費)				
(その他)				
【外注費】				
【印刷製本費】				
【会議費】				
【通信運搬費】				
【光熱水料】				
【その他(諸経費)】				
計				

WebClass導入WGの設置について

令和5年 4月24日

教務主事

(設置の目的)

国立高専で共通のLMSとすることが求められているWebClassを本校においても導入することが必要である。

早急にWebClassの導入を開始する必要があるため、教務委員会のもとにWebClass導入WGを設置し、導入に向けた検討・作業を行うこととしたい。

(WGの構成)

教務主事

教務主事補（3名）

人文学系：████████

基礎学系：████████

機械工学科：████████

電気電子工学科：████████

電子制御工学科：████████

情報工学科：████████

環境都市工学科：████████

学生課長

教務係長

教務主事が必要と認めたもの：████████

図書・ネットワークセンター棟

書籍とデジタル情報メディアの有機的統合を図るため、図書館の建屋にネットワーク情報センターを移設して統合し、2013年4月よりリニューアルオープンしました。耐震強度の確保、事務省力化、省エネルギーも達成しました。創造性豊かなものづくり力の育成、理系の枠をも超えた感性の育成、情報リポジトリの構築への展開が期待されています。

図書館

黙々と本を読むための従来型閲覧室のほか、グループ学習室、フリー閲覧スペース、インターネットマルチメディア室を備え、多様な学習形態に対応します。全面開架式書庫には、専門書はもちろん、話題の新刊や女性ファッション誌まであります。閲覧・貸出については、学外の方にもご利用いただけます。



蔵書数

総記	4,139	188	4,327
哲学・宗教	2,824	126	2,950
歴史・地理	3,864	89	3,953
社会科学	3,394	126	3,519
自然科学	9,904	1,045	10,949
工学	16,813	671	17,484
産業	368	15	383
芸術	3,555	83	3,638
語学	3,048	1,181	4,229
文学	8,295	164	8,459
計	56,204	3,687	59,891

(令和5年5月1日現在)

ネットワーク情報センター

ネットワーク情報センターは校内全体に張り巡らされたキャンパスネットワーク、教育用コンピュータシステムを運用し、さまざまな情報サービスを提供しています。

キャンパスネットワークは、校内の約1000台のコンピュータを1ギガビット/秒以上の高速ネットワークで接続しています。本校ネットワークは1ギガビット/秒で学術情報ネットワークに接続され、インターネットにつながっています。

コンピュータ実習室(図書・ネットワークセンター棟1階)と特別教室(講義棟A)にそれぞれ49台のPCが設置され、プログラミング演習、専門科目、外国語等の授業や研究で活用されています。実習室は平日8時40分から19時45分まで開放され、放課後の自学自習等に利用できます。さらにインターネット・マルチメディアルームで実習室と同じPC環境が使えます。

ネットワーク情報センターのサービスは、10台を超えるサーバコンピュータによって支えられています。



令和5年度 新入生学内研修（オリエンテーション）

●基本プラン

	学科	担当	内容
4/10（月）	M	教務	教務に関する事
	E	学生①	学則に関する事
	D	学相	学生相談室に関する事
	J	ネ情	ネットワークの使い方に関する事
	C	学生②	学生生活に関する事
4/12（水）	M	学生①	学則に関する事
	E	学相	学生相談室に関する事
	D	ネ情	ネットワークの使い方に関する事
	J	学生②	学生生活に関する事
	C	教務	教務に関する事
4/14（金）	M	学相	学生相談室に関する事
	E	ネ情	ネットワークの使い方に関する事
	D	学生②	学生生活に関する事
	J	教務	教務に関する事
	C	学生①	学則に関する事
4/17（月）	M	ネ情	ネットワークの使い方に関する事
	E	学生②	学生生活に関する事
	D	教務	教務に関する事
	J	学生①	学則に関する事
	C	学相	学生相談室に関する事
4/19（水）	M	学生②	学生生活に関する事
	E	教務	教務に関する事
	D	学生①	学則に関する事
	J	学相	学生相談室に関する事
	C	ネ情	ネットワークの使い方に関する事

オリエンテーション担当（学生委員会・教務委員会・学生相談室・ネットワーク情報センター運営委員会）で日程を調整

令和5年度 専攻科行事予定表

月	日(曜)	準学士課程科行事予定	専攻科行事予定	
			1年	2年
4	1(土)	春季休業(~5日(水))	春季休業(~5日(水))	
	6(木)	入学式	入学式	
	7(金)	始業式	新入生ガイダンス	授業ガイダンス
	10(月)	前期授業開始	前期授業開始	
	13(木)	健康診断	健康診断	
	15(土)	新入生研修		
	24(月)		推薦選拔出願(~25日(火))	
5	1(月)	休業日(~2日(火))	休業日(~2日(火))	
	13(土)		推薦選抜入試	
	17(水)		推薦選抜入試合格発表	
	21(日)	STG講習会	STG講習会	
	23(火)	体育祭(雨天:通常授業5/30に順延)	スポーツデー(雨天:通常授業5/30に順延)	
	25(木)		学力選拔出願(~26日(金))	
	30(火)	体育祭予備日(雨天中止・授業調整日)	スポーツデー予備日(雨天中止・授業調整日)	
6	5(月)	授業調整日①	授業調整日①	
	7(水)	授業調整日②	授業調整日②	
	9(金)	前期中間試験(~14日(水))		
	17(土)		学力選抜入試	
	21(水)		学力選抜入試合格発表	
	(未定)		専攻科見学会	
7	20(木)	月曜授業	月曜授業	
	28(金)	前期定期試験(~8月2日(水))		
8	3(木)	授業調整日③	授業調整日③	
	5(土)	オープンキャンパス(~6日(日))		
	10(木)	授業後HR、大掃除	連絡会	
	11(金)	夏季休業(~9月30日(土))	夏季休業(~9月24日(日))	
9	4(月)	補講期間(~8日(金))		
	25(月)	後期授業調整期間(~29日(金))	後期授業開始/連絡会	
10	2(月)	後期授業開始		
	9(月)	PROG推奨期間(~13日(金))		
	10(火)	月曜授業	月曜授業	
	14(土)	全国プロコン(~15日(日))		
	15(日)	ロボコン地区大会		
	26(木)	編入学出願(~27日(金))	社会人特別選拔出願(~27日(金))	
	27(金)	学園祭に伴う休業日	学園祭に伴う休業日	
	28(土)	学園祭(~29日(日))	学園祭(~29日(日))	
30(月)	学園祭に伴う休業日/STG講習会	学園祭に伴う休業日/STG講習会		
11	1(水)	金曜授業	金曜授業	
	7(火)	見学旅行推奨期間(~10日(金))		
	11(土)	地区英語弁論大会/全国デザコン(~12日(日))		
		編入学試験	社会人特別選抜入試	
	15(水)	編入学試験合格発表	社会人特別選抜合格発表	
	26(日)	全国ロボコン		
28(火)	後期中間試験(~11月30日(木))			
12	中下旬		特別研究中間発表会	
	21(木)	マラソン大会(雨天中止)	大学院説明会	
	22(金)	授業後HR・掃除	連絡会	
	23(土)	冬季休業(~1月8日(月))	冬季休業(~1月8日(月))	
1	上旬		特別研究抄録原稿提出	
	中旬		特別研究審査用本論文提出	
			特別研究発表会出席	特別研究発表会
	19(金)	入試に伴う休業日	入試に伴う休業日	
	21(日)	推薦入学者選抜		
	23(火)	入試に伴う休業日	入試に伴う休業日	
	27(土)	全国英語プレコン(~28日(日))		
31(水)	授業調整日④	授業調整日④		
2	2(金)	学年末試験(~7日(水))	専攻科成績提出期限	
	8(木)	教室掃除		
	9(金)	入試に伴う休業日	入試に伴う休業日	
	11(日)	学力入学者選抜		
	13(火)	入試に伴う休業日	専攻科修了認定会議	
	14(水)	入試に伴う休業日	入試に伴う休業日	
	15(木)	水曜授業	水曜授業	
	20(火)	授業後終業式・HR・大掃除	連絡会	
	21(水)	補講期間(~27日(火))		
	28(水)	卒研発表(~22日(木))		
3	8(金)	成績審査会議(卒業)		
	13(水)	成績審査会議(修了)	成績審査会議	
	中旬		学位授与可否通知	
	19(火)	卒業式	修了式	

専攻科学生 各位

令和4年度後期ティーチングアシスタントの募集について

専攻科長 [REDACTED]

本校ティーチング・アシスタント実施要項に基づく令和4年度後期ティーチング・アシスタント(TA)学生を募集します。

希望する専攻科生は、**9月30日(金)まで**に下表の主担当教員へ申し出てください。

記

1. TA実施科目(後期)

科目名	学科 学年	主担当教員 (所属)	実施時期	実施曜日 (時限)	募集 人数
課題学習時間	M1	[REDACTED]	後期	月・水・金 (7, 8)	15名
	M2				
	M3				
課題学習時間	E1 E2	[REDACTED]	後期	月・水・金 (7, 8)	8名
プログラミング I	E1	[REDACTED]	後期	金(5, 6)	2名
課題学習時間	D1	[REDACTED]	後期	月・水・金 (7, 8)	10名
	D2				
	D3				
課題学習時間	J1	[REDACTED]	後期	月・水・金 (7, 8)	10名
	J2				
	J3				
プログラミング演習 IB	J2	[REDACTED]	後期	金(3, 4)	2名
プログラミング演習 IIB	J3	[REDACTED] [REDACTED]	後期	木(1, 2)	2名
課題学習時間	C1 C2	[REDACTED]	後期	月・水・金 (7, 8)	5名
測量実習B	C2	[REDACTED]	後期	月(5, 6)	4名
材料実験	C2	[REDACTED]	後期	火(3~6)	3名
水理実験	C4	[REDACTED]	後期	水(5~8)	1名

2. TA謝金の1時間単価：984円(令和4年10月1日改定)

木更津工業高等専門学校ティーチング・アシスタント実施要項

平成18年2月16日

細則第3号

(趣旨)

- 1 この要項は、木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生に対して指導的な専門技術者としての資質の助長を図り、併せて本校教育の充実を図ることを目的とし、教員指導の下に専攻科の学生が教育実践として行う教育補助活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 2 この要項に定める教育補助活動に携わる者をティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）と称する。

(活動内容)

- 3 TAは、授業科目を担当する教員（以下「科目担当教員」という。）の指導の下、本科の学生に対する実験、実習、演習等（以下「実験等」という。）に関わる教育補助活動を行う。ただし、TAの実施時間は、1週間につき4時間、かつ、年間48時間を超えないものとする。

(応募資格)

- 4 TAに応募できる者は、本校の専攻科の学生とする。

(選考基準)

- 5 TAの選考基準は、次のとおりとする。
 - (1) 当該授業科目の補助ができる専門的な資質及び能力を備えている者
 - (2) 教育補助活動を行うことにより、TA本人の専攻科における学習に役立つことが見込まれる者

(実施希望調書の提出)

- 6 専攻科の学生に対するTA活動の場を提供できる実験等を有する専攻科委員会の委員は、その科目の情報及びTA募集人数を指定の期限までに専攻科長へ報告するものとする。

(募集及び選考)

- 7 専攻科長は、前項の情報をとりまとめ、その内容が適当であると認めたときは、専攻科の学生の中からTA候補者を公募し、第5項の規定に基づき選考するものとする。

(期間)

8 TAの実施期間は、前期、後期又は通年の範囲とする。

(報告書の提出)

9 科目担当教員は、TAによる教育補助活動の実施状況について、別に定める期日までに別紙によるティーチング・アシスタント教育補助活動報告書を専攻科長に提出するものとする。

(オリエンテーション等)

10 科目担当教員は、事前にTAに対し、教育補助活動に関する適切なオリエンテーションを行うとともに、状況に応じて適切な指導・助言を行う等その円滑なTA制度運営に努めるものとする。

(その他)

11 この要項に定めるもののほか、TAの教育補助活動に関する必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

別 紙

学籍番号 -

令和 年 月 日

ティーチング・アシスタント教育補助活動報告書

専攻科長 殿

科目担当教員 _____ 自署

下記のとおり令和 年 月～ 月の教育補助活動状況を報告します。

授業科目名： _____

	月/日	実施時間	分	授業内容（詳細に）	T A氏名	印
1	/	: ~ :				
2	/	: ~ :				
3	/	: ~ :				
4	/	: ~ :				
5	/	: ~ :				
6	/	: ~ :				
7	/	: ~ :				
8	/	: ~ :				
9	/	: ~ :				
10	/	: ~ :				
11	/	: ~ :				
12	/	: ~ :				
13	/	: ~ :				
14	/	: ~ :				
15	/	: ~ :				

総時間数： _____ 分 = _____ 時間 _____ 分

資料「R5年度後期時間割」

3-2-②-3

Table with columns for 学年 (Year), 履修 (Courses), 専攻科課程 (Specialized Course), and 履修 (Credits). Rows represent months from 1 to 8. Includes course names like 情報技術, 基礎数学, 物理学, etc., and instructor names.

Table with columns for 授業時間 (Lecture Time) and 5年必修授業 (5-Year Compulsory Courses). Includes time slots like 1時限 8:50-9:35 and course codes like M5 第1, E5 第2.

Table with columns for 専攻科の履修上の留意点 (Specialized Course Attention Points) and 留意点 (Attention Points). Lists specific course notes and instructor information.

学生の声

[TOP](#) > [在学生の方へ](#) > 学生の声

学生の声

1. 「学生の声」は、アンケート等では吸い上げ切れない学生の種々の意見や要望を聞くために設置されたものです。
2. 意見等を提出する場合は、以下のいずれかの方法に従ってください。
 - (1) 「意見等の提出用紙」に必要事項を記入し、学生課前に設置されている「学生の声」のポストに入れる。なお、「意見等の提出用紙」はポストと一緒に置かれています。「提出用紙」はPDFファイルで取り出すこともできます。PDFファイルはAdobe Readerで読むことができ、キーボードから記入もできます。記入の後印刷してからポストに入れてください。印刷してから筆記用具で記入してもかまいません。

[意見等の提出用紙](#)  (PDF:424KB)

(2) gakuseinokoe@kisarazu.ac.jp宛にメールを出す。

なおメールを出す場合は、以下の「意見等の提出フォーム」に従ってください。

※「学生の声」のポストへの投書は、学生課長が取り出し、副校長に渡しますが、同上のアドレスに出されたメールは直接副校長のところに行きます。

3. 提出された意見等は、副校長の判断により、要望および内容等に応じ関係者に送られます。対処結果等については、副校長より意見等の提出者に報告されます。
4. 匿名等を希望する場合は、秘密を厳守します。なお、内容により、掲示等により対処結果について公表することもあります。

意見等の提出フォーム

(不要な部分は削除し、必要な事項を記入してください)

※1 意見等の行先は以下のようになります。

意見 → 副校長 → 関係者 → 対処 → 副校長 → 意見提出者等

[在学生の方へ](#)

[保健室・学生相談室](#)

[学生の声](#)

[年間行事一覧 \(PDF\)](#)

[シラバス](#)

[学生便覧](#)

[学校感染症に関する証明書 \(PDF\)](#)

[在校生・保護者専用ページ](#)

[一日体験入学](#)

[OPEN CAMPUS](#)

[祇園祭](#)

[公開講座](#)

※2 意見等を伝えて欲しい具体的な関係者等がある場合には、次に示してください。

具体的な関係者等：

1. 提出者

内容にもよりますが、当欄への記載がなく、事実の確認の出来ないものは、虚偽の意見または信憑性の低い意見として処理されます。

年 工学科 学籍番号 氏名

2. 回答方法

対処結果等の回答通知方法について、以下に示してください。

掲示で メールで(アドレス) 回答は不要
その他：

3. 公開の可否

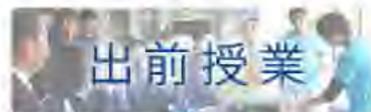
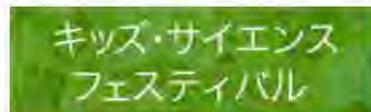
当件への対処結果等について掲示等により公開することの可否について示してください。

掲示等による公開可 公開は一切不可 その他：

4. 意見等

可能な限り具体的に、また事実の確認が行えるように記述してください。

副校長記入(対処日、対処結果等) 整理番号：



学校概要	学科・専攻科紹介	進路・就職	入試情報	スクールライフ	図書館	産学・地域連携
校長挨拶	沿革	校歌・校章・シンボルマーク	機関別認証評価	機構図	中期計画・年度計画	教育情報
学科一覧	自己点検・評価	交通案内	交通案内	JABEEへの取り組み	CDIO INITIATIVE	
教育・研究施設	公開資料・刊行物	標準	標準	キャンパスマップ		
空撮動画	教育理念	準学士課程 学習・教育目標	専攻科課程 学習・教育目標			



〒292-0041 千葉県木更津市清見台東2-11-1
電話：0438-36-4000 (代表)
FAX：0438-98-5717

トップページ 交通案内 お問い合わせ 入札公示 採用情報
リンク集 フライバードポリシー

Copyright (C) 2019 National Institute of Technology, Kisarazu College. All rights reserved.

心の風邪のサインを感じたときは…

あれ？
いつもと
なんか違う

最近
イライラ
してるなあ

そういえば
最近笑って
ないかも

心も風邪を
引きます。
それって
悪いこと？



こんなことで悩んでるの
自分だけかも…



その違和感、もしかしたらサインかも。
友だちに、周りの大人にちょっと話してみたら。

■カウンセラーへの相談

カウンセラーへの相談は予約制です。相談内容によっては、より適切な機関（専門医）への紹介も可能です。

予約は、保健室 [redacted] にお願います。

対面が原則ですが、ご希望や状況に応じて、電話、teamsビデオ通話、メールなどの対応も可能です。

■スクールソーシャルワーカーについて

経済的な困難やご家庭・ご家族のことなど、生活の中で心配や不安なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

予約は、保健室 電話： [redacted] にお願います。



担当カウンセラー		開室時間
月曜日	[redacted]	12時～17時
火曜日	[redacted]	10時～17時
水曜日	[redacted]	12時～17時
水曜日	[redacted]	17時～20時
(月1回)	[redacted]	17時～19時
木曜日	[redacted]	13時～17時
金曜日	[redacted]	13時～18時
スクールソーシャルワーカー		開室時間
金曜日(月1回)	[redacted]	13時～17時

木更津高専
学生相談室について

友 たちの
心の風邪に
気づいたら…

できることが
こんなに
あります。

最近元気ないね

き

づいて

そうだったんだ

よ

りそい

つらかったね。悲しいね。

う

けとめて

〇〇さんがつらそうだよ

しんらいできる大人に

つ

なげよう

親、先生、カウンセラーp.57 バイト先etc.

親や友だち、先生に話しづらいこともある、そんなとき

【KOSEN健康相談室】年中無休／無料相談

電話

【こころの健康相談統一ダイヤル】

電話

(相談できる曜日、時間は自治体によって異なります)

【一般社団法人日本いのちの電話連盟】

電話・メール

(16:00～21:00)

ホームページURL

電話で話しづらかったら、SNSでも相談できるよ。

【一般社団法人社会的包摂サポートセンター】

LINE・電話
Skype

ホームページURL

(LINE相談)

相談時間：月火木金日 17:00～22:30(22:00まで受付)
水 11:00～16:30(16:00まで受付)

(Skype通話相談・ホットラインよりそい)完全予約制

【特定非営利活動法人BONDプロジェクト】(女性対象)

LINE

相談可能日時：毎週 月水木金土

10:00～22:00(相談受付21:30まで)

(LINE相談) 10代20代の女の子専用LINE

【特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター】(18歳以下対象)

毎日 16:00～21:00

ホームページURL

チャット
電話

チャット実施日

保健室および学生相談室利用状況(令和4年度)

	看護師への相談						カウンセラー・精神科医・SSW・相談室長への相談	
	メンタル相談		身体面の相談		疾病等			相談件数
	学生	教職員	学生	教職員	学生	教職員		
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
合計								

令和5年1月31日

学生委員会資料

木更津工業高等専門学校授業料免除選考基準の一部改正（案）について

1. 改正理由 : 国立高等専門学校機構理事長裁定（平成25年7月26日制定）の
廃止及び一部改正に伴うもの。
2. 改正内容 : 別紙新旧対照表のとおり
3. 施行年月日 : 令和5年4月1日から施行する。

木更津工業高等専門学校授業料免除選考基準の改正部分の新旧対照表（案）

新	旧								
<p>平成14年2月7日 規則 第30号</p> <p>(趣旨)</p> <p>1 木更津工業高等専門学校授業料免除・徴収猶予及び寄宿料免除に関する規程による授業料免除者の選考は、独立行政法人国立高等専門学校機構における<u>授業料等の免除及び徴収猶予取扱要領</u>（理事長裁定 平成28年3月7日制定。以下「<u>機構授業料等取扱要領</u>」という。）のほか、この基準によるものとする。</p> <p>(選考)</p> <p>2 授業料免除者の選考は、家計基準、学力基準及び人物について次の基準により総合評価のうえ、学生委員会の議を経て校長が決定する。</p> <p>(家計基準)</p> <p>3 家計については、本人の属する世帯の1年間の総所得金額が機構授業料等取扱要領に基づく全額免除及び半額免除の収入基準額以下の者であること。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別な事情がある場合は、学力基準及び人物の基準に該当し、総所得金額が収入基準額の1.1倍を超えない者。</p> <p>(学力基準)</p> <p>4. 学力基準は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1077 1120 1428 2085"> <tr> <td>(1)～(3)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 専攻科 1年生 (前期)</td> <td>第1学年前期分の免除に係る成績は、最終卒業又は修了した高等専門学校等における最終学年次の成績順位が、クラスの上位2分の1以内の者とする。 ただし、母子家庭、生活保護世帯、学資負担者が障害者等で経済的困窮度が著しく高く、修学継続が困難と認められる特別な事情のある者で、家計及び人物の基準に該当し、且つ、学年主任が特別に推薦する場合は、最終卒業又は修</td> </tr> </table>	(1)～(3)	(略)	(4) 専攻科 1年生 (前期)	第1学年前期分の免除に係る成績は、最終卒業又は修了した高等専門学校等における最終学年次の成績順位が、クラスの上位2分の1以内の者とする。 ただし、母子家庭、生活保護世帯、学資負担者が障害者等で経済的困窮度が著しく高く、修学継続が困難と認められる特別な事情のある者で、家計及び人物の基準に該当し、且つ、学年主任が特別に推薦する場合は、最終卒業又は修	<p>平成14年2月7日 規則 第30号</p> <p>(趣旨)</p> <p>1 木更津工業高等専門学校授業料免除・徴収猶予及び寄宿料免除に関する規程による授業料免除者の選考は、独立行政法人国立高等専門学校機構における<u>授業料の免除選考基準</u>（理事長裁定 平成25年7月26日制定。以下「<u>機構授業料免除選考基準</u>」という。）のほか、この基準によるものとする。</p> <p>(選考)</p> <p>2 授業料免除者の選考は、家計基準、学力基準及び人物について次の基準により総合評価のうえ、学生委員会の議を経て校長が決定する。</p> <p>(家計基準)</p> <p>3 家計については、本人の属する世帯の1年間の総所得金額が機構授業料免除選考基準に基づく全額免除及び半額免除の収入基準額以下の者であること。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別な事情がある場合は、学力基準及び人物の基準に該当し、総所得金額が収入基準額の1.1倍を超えない者。</p> <p>(学力基準)</p> <p>4. 学力基準は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1077 152 1428 1120"> <tr> <td>(1)～(3)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 専攻科 1年生 (前期)</td> <td>第1学年前期分の免除に係る成績は、最終卒業又は終了した高等専門学校等における最終学年次の成績順位が、クラスの上位2分の1以内の者とする。 ただし、母子家庭、生活保護世帯、学資負担者が障害者等で経済的困窮度が著しく高く、修学継続が困難と認められる特別な事情のある者で、家計及び人物の基準に該当し、且つ、専攻主任が特別に推薦する場合は、最終卒業又は終</td> </tr> </table>	(1)～(3)	(略)	(4) 専攻科 1年生 (前期)	第1学年前期分の免除に係る成績は、最終卒業又は終了した高等専門学校等における最終学年次の成績順位が、クラスの上位2分の1以内の者とする。 ただし、母子家庭、生活保護世帯、学資負担者が障害者等で経済的困窮度が著しく高く、修学継続が困難と認められる特別な事情のある者で、家計及び人物の基準に該当し、且つ、専攻主任が特別に推薦する場合は、最終卒業又は終
(1)～(3)	(略)								
(4) 専攻科 1年生 (前期)	第1学年前期分の免除に係る成績は、最終卒業又は修了した高等専門学校等における最終学年次の成績順位が、クラスの上位2分の1以内の者とする。 ただし、母子家庭、生活保護世帯、学資負担者が障害者等で経済的困窮度が著しく高く、修学継続が困難と認められる特別な事情のある者で、家計及び人物の基準に該当し、且つ、学年主任が特別に推薦する場合は、最終卒業又は修								
(1)～(3)	(略)								
(4) 専攻科 1年生 (前期)	第1学年前期分の免除に係る成績は、最終卒業又は終了した高等専門学校等における最終学年次の成績順位が、クラスの上位2分の1以内の者とする。 ただし、母子家庭、生活保護世帯、学資負担者が障害者等で経済的困窮度が著しく高く、修学継続が困難と認められる特別な事情のある者で、家計及び人物の基準に該当し、且つ、専攻主任が特別に推薦する場合は、最終卒業又は終								

	<p>工した高等専門学校等における成績順位が当該クラスの3分の2以内の者でも特例として免除の対象とすることができる。</p>		<p>工した高等専門学校等における成績順位が当該クラスの3分の2以内の者でも特例として免除の対象とすることができる。</p>
<p>(5) 専攻科 1年生 (後期) 及び 2年生</p>	<p>(4) 以外の免除に係る成績について、前期は前年度の学年末成績順位が、本人の属する専攻の上位2分の1以内の者とする。後期は、当該年度の前期末成績順位が、本人の属する専攻の上位2分の1以内の者とする。</p> <p>ただし、母子家庭、生活保護世帯、学資負担者が障害者等で経済的困窮度が著しく高く、修学継続が困難と認められる特別の事情のある者で、家計及び人物の基準に該当し、且つ学年主任が特別に推薦する場合は、成績順位が本人の属する専攻の上位3分の2以内の者でも特例として免除の対象とすることができる。</p>	<p>(5) 専攻科 1年生 (後期) 及び 2年生</p>	<p>(4) 以外の免除に係る成績について、前期は前年度の学年末成績順位が、本人の属する専攻の上位2分の1以内の者とする。後期は、当該年度の前期末試験成績順位が、本人の属する専攻の上位2分の1以内の者とする。</p> <p>ただし、母子家庭、生活保護世帯、学資負担者が障害者等で経済的困窮度が著しく高く、修学継続が困難と認められる特別の事情のある者で、家計及び人物の基準に該当し、且つ専攻主任が特別に推薦する場合は、成績順位が本人の属する専攻の上位3分の2以内の者でも特例として免除の対象とすることができる。</p>
<p>(6) 制限事項</p>	<p>修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者又は修業年限を超えた者は、免除の対象としない。</p> <p>ただし、病气、留学等の特別な事由がある者で、機構授業料等取扱要領第4条4に該当し、学級担任等が特別に推薦する場合は、免除の対象とすることができる。</p>	<p>(6) 制限事項</p>	<p>修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者又は修業年限を超えた者は、免除の対象としない。</p> <p>ただし、病气、留学等の特別な事由がある者で、機構授業料免除選考基準第3の3に該当し、学級担任等が特別に推薦する場合は、免除の対象とすることができる。</p>
<p>5～6 (略)</p>		<p>5～6 (略)</p>	

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年1月31日
学生委員会資料

木更津工業高等専門学校授業料免除・徴収猶予及び寄宿料免除
に関する規程の一部改正（案）について

1. 改正理由 : 国立高等専門学校機構規則第109号（平成24年3月1日制定）の廃止及び一部改正に伴うもの。
2. 改正内容 : 別紙新旧対照表のとおり
3. 施行年月日 : 令和5年4月1日から施行する。

木更津工業高等専門学校授業料免除・徴収猶予及び寄宿料免除に関する規程の改正部分の新旧対照表（案）

新	旧
<p>昭和42年10月19日 規則第4号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 木更津工業高等専門学校学則第34条第3項の規定に基づく授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿寮の免除については、<u>独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料、入学科及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則（機構規則第134号 令和2年5月19日制定）</u>のほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>第2条～第4条（略）</p> <p>(申請の手続き)</p> <p>第5条 授業料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする学生は、所定の様式による願を学生課学生支援係を経て校長に提出するものとする。</p> <p>第6条～第9条（略）</p>	<p>昭和42年10月19日 規則第4号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 木更津工業高等専門学校学則第34条第3項の規定に基づく授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿寮の免除については、<u>独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則（機構規則第109号 平成24年3月1日制定）</u>のほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>第2条～第4条（略）</p> <p>(申請の手続き)</p> <p>第5条 授業料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする学生は、所定の様式による願を学生課学生係を経て校長に提出するものとする。</p> <p>第6条～第9条（略）</p>

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

学支広第 146 号

令和 5 年 1 月 18 日

木更津工業高等専門学校

学校長 殿

独立行政法人日本学生支援機構

(公 印 省 略)

物価高に対する経済対策支援金 交付決定通知書

先に交付申請のあった標記の助成金につきまして、貴校に対する交付金額を下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、学生等への支援後は、速やかに「物価高に対する経済対策支援金 実績報告書」の御提出をお願いいたします。

記

1. 交付決定額 414,000 円

2. 振込予定日 令和 5 年 1 月 27 日

3. 実績報告書の提出

(1) 実績報告書様式

当機構のホームページ「物価高に対する経済対策支援事業」(<https://www.jasso.go.jp/kihukin/katsuyou/shien2022.html>)に掲載されている「実績報告書」[様式] (Word ファイル) をダウンロードの上、作成してください。

(2) 提出期限

学生等への支援終了後、速やかに御提出ください。

最終提出期限：令和 5 年 9 月 29 日 (金) (必着)

(3) 提出先

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7

独立行政法人日本学生支援機構 物価高に対する経済対策支援事業担当

以上

学校番号： 703006



学校番号					
7	0	3	0	0	6

物価高に対する経済対策支援事業計画書

別紙

1. 学校名等

学校名： 木更津工業高等専門学校

学校番号： 703006

2. 事業の概要

<p>① 支援内容 教材等購入のための図書カード支援（10,000円/名）</p> <p>② 支援対象 4年生以上の令和4年度授業料免除者（前期または後期どちらかのみも含む）</p>

※ 3. 事業費（1）との間で内容の差異が生じないように記入して下さい。

3. 事業費

(1) 支援事業全体の事業費総額及び支援対象者数

事業費総額	支援対象者数
460,000円	46人

(2) 支援金交付申請額

414,000円

※ (1) の事業費総額の10分の9以内かつ100万円以内の金額を記入。

※ 円未満切り捨て。

注) 裏面にも記入内容がございます。

4. 本支援事業申請内容の公表について

(1) 学校名の公表について

公表可

公表不可

(公表不可の理由：)

(2) 事業の概要の公表について

公表可

公表不可

(公表不可の理由：)

[支援事業に関するアンケート]

今後の支援金事業の参考にさせていただきますので、以下のアンケートにご協力をお願いします。

・支援事業として何に対して支援を希望するか

学生生活を送るための食費

修学のための教材（参考図書など）購入費

遠隔授業を受けるための費用

学生生活を送るための交通費

その他



令和5年度「大学説明会」実施要領

趣旨（目的）

本校の本科4年生を対象に、主に進学実績のある大学の協力のもと入試情報等に関する説明会を実施することにより、学生の進路選択を支援する。

対象

本科4年生

内容

1. 大学説明会

(1) 日程：対面 令和5年7月8日（土）13：10～16：30

(2) 形式：対面で開催

対面

{ 全体説明会＝各大学10分程度で実施
個別説明会＝各大学30分程度×2回で実施

(3) 会場

{ 全体説明会＝第1講義室
個別説明会＝M4・E4・C4・M2・M1の各教室、
マルチA、マルチB、第4講義室（予定）

(4) 参加大学

昨年度説明会の参加大学及び協定関係にある大学へ案内し、次のとおり決定した。

- ・対面 ①長岡技術科学大学、②千葉大学、③信州大学、④東京農工大学、
⑤九州工業大学、⑥茨城大学、⑦電気通信大学

2. 学生への周知

4年担任より周知する。

大学院説明会 参加大学院 御中

木更津工業高等専門学校

専攻科長 ■■■■■

令和5年度大学院説明会詳細等について（依頼）

平素より、本校の教育・研究に対しご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

12月に開催する専攻科1年生向け大学院説明会（オンデマンド）にご参加いただけるのと、誠にありがとうございます。詳細が下記のとおり決定いたしました。説明会動画のご準備および説明会前に学生へ配付する貴学の資料送付について下記のとおり依頼いたします。ご多忙中とは存じますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

【大学院説明会について】

○開催期間 令和5年12月18日(月)から22日(金)まで

参加大学院 豊橋技術科学大学大学院、奈良先端科学技術大学院大学、千葉大学大学院、長岡技術科学大学大学院、東京工業大学大学院、電気通信大学大学院、慶應義塾大学大学院（メディアデザイン研究科）、慶應義塾大学大学院（システムデザインマネジメント研究科）、早稲田大学大学院情報セキュリティ大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、東京医科歯科大学大学院、筑波大学大学院

【説明会動画について】

○各大学20分程度で大学院進学生（専攻科1年生）向けの説明会動画をご用意ください。

- ・全体説明、学部紹介、学科紹介等、内容は問いませんが、資料には質問用の連絡先掲載をお願いします。

- ・本校では、学生向けに大学説明会用のリンク集の作成を計画しています。

説明会動画の視聴URLを担当のE-mailアドレス宛にご連絡ください。

- ・締切 12月6日（水）

【説明会資料について】

○大学院進学为学校要覧等の資料（専攻科1年生用）のご送付をお願い致します。

- ・データの場合は、リンク先URLを担当のE-mailアドレス宛にご連絡ください。

- ・紙媒体の場合は、1セット1封筒に入れていただき担当住所宛にお送りください。

- ・必要部数 25セット 締切 12月1日（金）

担当：木更津工業高等専門学校学生課教務係 緑川
住所：〒292-0041 千葉県木更津市清見台東2-11-1
電話：■■■■■ FAX：0■■■■■
Mail■■■■■

木更津工業高等専門学校事務組織規程

平成19年4月1日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校規則第1号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第4号）第9条並びに木更津工業高等専門学校の組織及び運営に関する規則（昭和56年規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）の事務組織及びその所掌事務について定める。

(事務組織)

第2条 本校の事務部に総務課及び学生課を置く。

- 2 総務課及び学生課に課長を置く。
- 3 課長は、上司の命を受け、当該課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 課に課長補佐を置く。
- 5 課長補佐は、上司の命を受け、課長を助け、課の事務を整理する。
- 6 課に専門員を置くことができる。
- 7 専門員は、上司の名を受け、課の所掌事務のうち、専門的事項を主導する。
- 8 係に係長を置く。
- 9 係長は、上司の命を受け、当該係の事務を処理する。
- 10 課に専門職員を置くことができる。
- 11 専門職員は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、専門的事項を遂行する。
- 12 係に主任又は一般職員を置き、所掌事務を分掌させることができる。

(総務課の所掌事務)

第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 本校の事務に関し、総括し及び連絡調整すること。
- (2) 機密に関すること。
- (3) 儀式その他諸行事及び会議に関すること。
- (4) 学則その他諸規則等の制定及び改廃に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) 国際交流に関すること。
- (7) 公文書類の接受、発送及び整理・保管に関すること。
- (8) 公印の作成、改刻、廃止及び保管に関すること。
- (9) 情報公開に関すること。
- (10) 個人情報保護に関すること。
- (11) 広報、渉外に関すること。

- (12) 構内警備に関する事。
- (13) 教職員の任免、分限、懲戒及び服務に関する事。
- (14) 教職員の給与に関する事。
- (15) 教職員の退職手当に関する事。
- (16) 所得税及び住民税等の徴収に関する事。
- (17) 教職員の研修及び勤務評定に関する事。
- (18) 教職員の労働安全衛生に関する事。
- (19) 教職員の福利厚生及び共済組合に関する事。
- (20) 教職員の栄典、表彰に関する事。
- (21) 人事記録に関する事。
- (22) 労使協議に関する事。
- (23) 研究協力に関する事。
- (24) 地域連携に関する事。
- (25) 公開講座等の生涯教育に関する事。
- (26) 受託研究、共同研究、寄附金その他の外部資金の受付及び契約に関する事。
- (27) 科学研究費補助金その他各種研究助成金の申請・報告等に関する事。
- (28) 内地研究員及び在外研究員に関する事。
- (29) 予算及び決算に関する事。
- (30) 財務の監査に関する事。
- (31) 財務機関の公印の管守に関する事。
- (32) 支出決議及び契約に関する事。
- (33) 収入・支払に関する事。
- (34) 計算証明に関する事。
- (35) 所得税等の徴収に関する事。
- (36) 物品の調達・管理及び役務に関する事。
- (37) 不動産の管理に関する事。
- (38) 土地、建物の借入に関する事。
- (39) 宿舍の管理及び入退去に関する事。
- (40) 防火に関する事。
- (41) 土地、建物及び工作物の維持保全に関する事。
- (42) 学校環境の整備保全に関する事。
- (43) その他財務及び営繕に関する事務を処理する事。
- (44) 調査統計、その他諸報告に関する事。
- (45) その他学生課の所掌に属さない事務を処理する事。

(学生課の所掌事務)

第4条 学生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者の選抜に関する事。
- (2) 学生の修学指導に関する事。
- (3) 教育課程の編成及び授業に関する事。

- (4) 学生の学業成績の整理に関する事。
- (5) 学生の学籍に関する事。
- (6) 学生募集等の広報に関する事。
- (7) 学生課に属する公印の管守に関する事。
- (8) 学生の課外活動に関する事。
- (9) 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関する事。
- (10) 学生及び学生団体の指導監督に関する事。
- (11) 学生の旅客運賃割引証その他証明に関する事。
- (12) 学生の奨学金に関する事。
- (13) 学生の進路指導に関する事。
- (14) 外国人留学生に関する事。
- (15) 学生の賞罰に関する事。
- (16) 学生の入学料, 授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除に関する事。
- (17) 学生寮の管理運営に関する事。
- (18) 寮生の入退寮に関する事。
- (19) 寮生の生活相談等に関する事。
- (20) 学生の健康管理及び保健施設の管理運営に関する事。
- (21) 学生のカウンセリングに関する事。
- (22) 図書館資料の受入れ, 整理及び保管等に関する事。
- (23) 図書収集・選定に関する事。
- (24) 図書館資料の閲覧及び貸出し等利用に関する事。
- (25) 図書館資料の検索指導, 読書相談等及び参考奉仕に関する事。
- (26) 情報システム及び情報化推進に関する事。
- (27) 情報セキュリティに関する事。
- (28) ソフトウェアの管理に関する事。
- (29) ネットワーク情報センターの事務に関する事。
- (30) その他学生課に関する事務を処理する事。

(細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、課の組織及び事務分掌については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 木更津工業高等専門学校事務組織規程（平成12年規則第4号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

木更津工業高等専門学校キャリア支援室規則

平成30年6月28日

規則第11号

(設置)

第1条 木更津工業高等専門学校の組織及び運営に関する規則第18条の3第1項に基づき、キャリア支援室(以下「支援室」という。)の運営その他必要な事項について定める。

(業務)

第2条 支援室は、就職支援・インターンシップ等について、教務主事と連携し、次の業務を行う。

- (1) 企業等との就職相談に関すること。
- (2) インターンシップの派遣及び受入れに関すること。
- (3) 企業等からの就職案内情報の管理に関すること。
- (4) その他支援室の業務に関する必要な事項。

(室長及び室員)

第3条 支援室に、室長及び室員を置く。

- 2 室長は、就職支援等業務に従事するとともに室務を総括する。
- 3 室員は、就職支援等業務に従事する。

(委嘱)

第4条 室長は、教授又は准教授の中から校長が委嘱する。

- 2 室員は、校長が必要と認めた者若干名とし、校長が委嘱する。
- 3 室員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(事務)

第5条 支援室に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、支援室に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 この規則第4条第3項に規定する室長及び室員の最初の任期は、この規定にかかわらず平成32年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和2年1月9日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

木更津高専生の企業インタビュー授業 実施要項

インタビュー会場／木更津工業高等専門学校 各教室内
(〒292-0041 千葉県木更津市清見台東 2-11-1)

2022年12月15日（木）14:45-15:40

(※14:00-14:20にお越しください)

主催:木更津工業高等専門学校

【運営協力】メディア総研株式会社

【問い合わせ先 メディア総研株式会社 担当 ■■■】

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館ビル 10階

TEL ■■■■■■■■■■ /MAIL: ■■■■■■■■■■

■ごあいさつ

このたびは「木更津高専生の企業インタビュー授業」へお申込いただき、誠に有難うございます。
本企画に関する諸々の事項につきまして、以下の通りご案内いたします。
内容をご高覧のうえ事前準備等を頂き、当日の円滑な運営にご協力をお願い申し上げます。

■実施概要

名 称／木更津高専生の企業インタビュー授業
テーマ／高専で学ぶ技術が、社会でどう役立つかを理解し、将来の自分の姿をイメージする
内 容／木更津高専生が企業について事前学習したうえで、インタビューを行い、業界・職種理解を深める
開催日時／2022年12月15日(木) 14:45-15:40 ※当日の流れは下記項目をご参照ください
会 場／木更津工業高等専門学校 各学科教室内
集合場所／第一講義室(総合教育棟1階) ※集合場所は4ページをご参照ください
対 象／本科3年生(2025年3月卒業予定者)

■開催当日の流れ ※下記スケジュールに沿って運営しますが、当日は教員の指示に従って実施をお願いします

受付	14:20 まで	第一講義室へお越しください。 ※ご参加の皆様全員、受付に名刺をご提出ください ※参加人数：2名まで ※14:00より受付開始いたします(部屋内飲食不可)
全体挨拶	14:25-14:35	本授業担当教員より全体挨拶・参加にあたっての注意事項等をお伝えします。
教室移動	14:35-14:45	Aパートの教室へ移動(会場となる各学科の教室へご案内) ※当日担当する学科は事前のお伝えの通りです
Aパート 3社合同企業PR	14:45-15:00 (15分間)	1社あたり4分程度で、テーマ「〇〇学科の学生に期待すること」について、貴社のPRも含みながら、学生にお話しいただきます。 ※学生数：計20名程度(3グループ)★ (1教室内に学生3グループ待機) 
教室移動	Aパート終わり次第 速やかに移動	Bパートで担当する学生グループが待機する、もう一方の教室にご移動いただいたのち、担当する1グループの島に着席。
Bパート 学生インタビュー	15:00-15:40 (40分間)	まずは学生に向けて、テーマ「〇〇学科の学生に期待すること」をお話しいただきます。その後、学生からのインタビューにご対応ください。 ※学生数：6~7名程度(1グループ)★ 
終了後	15:50 まで	ご希望の方は、学科の教員と名刺交換が可能です。

★Aパート・Bパートは、異なる学生グループが参加します

■会場仕様(運営イメージ)・実施時の注意点

□会場仕様 [各学科の教室内：島型形式のレイアウト、1学科につき学生6グループで実施]
(当日は1学科につき2教室で運営いたします、1教室につき3グループ待機)

Aパート 学生数：計20名程度(3グループ)

*教室内前方の教卓付近にて、3社が順番に自社PRをしていただきます

PRテーマ：「〇〇学科の学生に期待すること」

【注意点】

- ・代表の方がお話いただいても、2名でお話いただいてもどちらでも構いませんが4分以内に終わるようご協力お願いします
- ・パソコン・プロジェクター・スクリーンの使用はできません
- ・資料配布は不可です

Bパート 学生数：6～7名程度(1グループ)

*学生1グループのインタビューにご対応いただきます (同教室内、複数企業同時進行で運営)

〈流れ〉①「〇〇学科の学生に期待すること」をまずはお話しください

②学生からの質問対応

※司会・進行は企業様にておこなってください

※学生は事前授業のなかで企業研究したうえで質問を用意しています

※時間の都合上、学生の自己紹介はございません

【注意点】

- ・椅子の追加はお受けできませんので、予めご了承ください
- ・パソコンを持参しての対応は可能ですが、机や電源のご用意はございません
- ・プロジェクター・スクリーンの使用はできません
- ・詳細な採用情報の案内はお控えください (学生から質問された場合は除く)
- ・教員が参加する場合があります
- ・当日回答できなかった質問は教員を経由して後日回答することも可能です
- ・資料配布は可能です (ご持参される場合の目安：10部程度)

■新型コロナウイルス感染症対策 ご協力をお願い

《マスク着用》

マスクをご着用のうえ、ご参加ください。

《その他》以下に該当される場合はご参加いただけません

- ① 新型コロナウイルス感染症の陽性判定を受けている場合
- ② 医師より自宅待機指示を受けている場合
- ③ 発熱、喉の痛み・咳などの風邪症状がある場合
- ④ 下痢、味や匂いを感じない等の感染の疑いの症状がある場合
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症陽性者との接触がある場合
- ⑥ 同居家族や身近な知人の感染が疑われる方がまわりにいる場合

【会社説明会締切後の流れ】

- 10月31日(火) 会社説明会参加申込書 (Forms) **参加企業数：165社**
- 11月6日(月) 会社紹介冊子提出書 (メール)
- 11月30日(木)までに ①冊子最終確認
②目次の作成 (業種ごとに並び替え)
③各冊子データ右上の「番号」を入れる (目次順の通し番号)
- 12月6日(水)頃までに 印刷業者へ冊子データ入稿 (5営業日中に完成見込み)
- 12月22日(金)までに 本科3、4年生と専攻科1年生へ配布 (テクノ委員へ依頼)
- 12月～1月中旬 参加企業へ冊子をレターパックで郵送 (昨年度は2/1に発送)
- 1月下旬までに 学生へ参加希望調査を実施(奥山先生)
・参加予定学生数 ・学生情報 ・メールアドレス等
を企業へお知らせし、企業から学生とCCで研協へオンライン招待のURLを送ってもらう
- 3月12日(火) 当日 (事務局は、企業と学生のやり取りを、教えてもらったURLから時々確認する)

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out information]

■開催前準備・開催後にお願いしたいこと

【11/22(火)まで】開催前準備 「高専プラス」掲載内容のご確認

本授業にあたり、高専プラス内で登録されている貴社情報を、質問を事前に考える際の企業研究のために学生は閲覧します。

11/22(火)までに高専プラスが「公開」状態となっているかご確認ください。

また可能であれば木更津高専 OBOG 情報などの追加をお願いします。

※高専プラスを本授業で活用するにあたり、高専プラスの機能を通じ、学生より質問があった場合は、速やかにご対応くださいますようお願いいたします

開催後対応事項 学生レポート (B パート部分) のダウンロード

学生はインタビューの内容を元にレポートを作成します。

レポート：①高専での学びと関係がありそうな点

②「いいな」「面白そう」と感じ、みんなに共有したい情報

※レポートに個人情報に含まれません

レポートは、12/15(木)以降にご案内する「レポート確認ページ」よりダウンロード可能です。

ダウンロード準備が整い次第、ログイン情報をお届けしますので1/31(火)までにご確認ください。

■その他注意事項

□開催内容の変更について

新型コロナウイルス感染症の状況等により、実施形式がオンライン開催に変更になるなど、企画内容に変更が生じる場合があります。

その場合は速やかにご連絡いたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

□個人情報等の取り扱いについて

本活動を通じ、もし仮に学生の個人情報を知り得た場合、本活動以外の目的には利用しないようお願いいたします。また取得した個人情報等は、万全の管理のもとお取り扱いをお願いいたします。

□記録画像の撮影について

会場では、記録画像の撮影が行われますので、予めご了承ください。

尚、撮影された画像は、後日に木更津工業高等専門学校ホームページ等へ掲載させていただく場合がございます。

□ご出展のキャンセルや当日のご欠席等について

本イベントの参加料金はお申込書の受理をもって発生し、仮にその後に申込のキャンセル・当日のご欠席等があっても、取消や返金は行われません。

■アクセス情報・会場のご案内

木更津工業高等専門学校へのアクセスはホームページよりご確認ください。

<https://www.kisarazu.ac.jp/gaiyo/access/>

【木更津工業高等専門学校 校内案内図】 ※集合場所へ直接お越しください

現在校内、工事中であるため、お車でのご来校お控えください。

※特段のご事情等によりお車でのご来校を希望する場合は、

11/30（水）まで XXXXXXXXXX にメールにてご相談ください

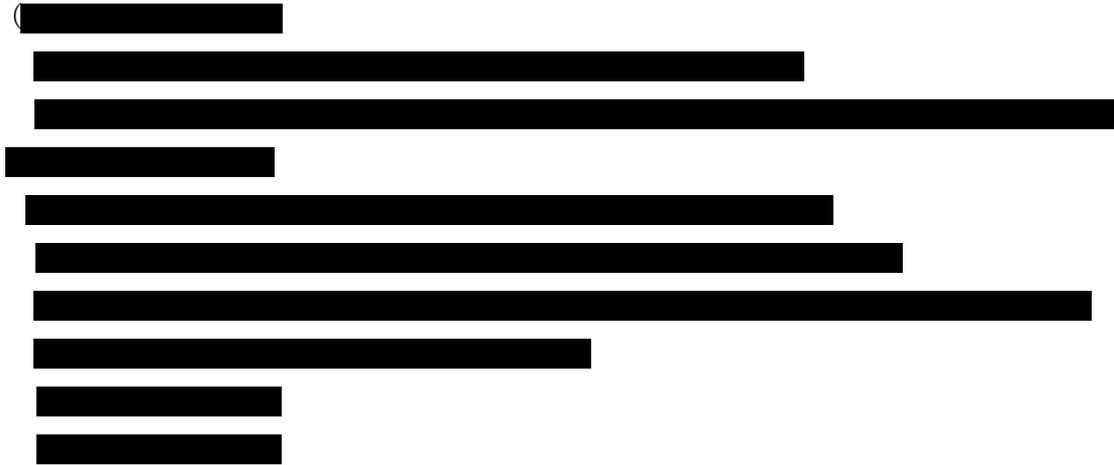
タクシーでご来校の際は、正門で降りていただき、矢印にそって、直接会場までお越しください。



タクシー情報

・かずさ交通(0120-36-2211)

※お帰りのタクシーを呼ぶ際の
乗車場所は正門としてください



今後の日程

- 5月12日(金) クリーンデー
- 5月13日(土) スポーツ大会
- 5月16日(火) 水消火器訓練(15:00～)、部屋点検、避難訓練(20:00～)、寮生総会
- 5月19日(金) 寮生保護者会総会(後援会総会終了後)
- 5月20日(土) BBQ大会(10:00～)
- 5月23日(火) 防災訓練予備日
- 5月26日(金) 勉強会(～6/13)
- 6月6日(火) 寮務委員会(15:10～、LC)

寮祭について

(タイムスケジュール等)

R4.9.15 群長会

1. 実施日 令和4年10月15日(土)

2. タイムスケジュール

1) 10月14日(金) 会場を使用した練習日

・18:40～ ステージ等準備

・19:00～21:40 各群20分の練習時間(20分x8=160分)

＊門限と点呼を22時に臨時変更

・21:40～ ステージ等の撤収

2) 10月15日(土)

・13:00～ ステージ等準備

・14:00～ 各群による発表

＊各群15分程度(登壇・降壇を含む)x8=120分

・16:00～ ステージ等の撤収 ～16:30

3. 企画責任者 レクリエーション委員長 西村 晃 (4E)

4. 参加者

1) 10月14日(金) 寮生、寮務主事・主事補

2) 10月15日(土) 寮生、寮務主事・主事補、寮務委員会委員(若干名)

5. その他

1) 予算について

・企画に係る経費は寮友会費から仮払いをする。

・各群12,000円の予算。

・終了後、領収書の提出に基づき、精算を行う。

令和5年度第5回寮務委員会 議事要旨

1. 日時 令和5年5月9日(火)15:12～16:05

2. 場所 男子寮ラーニングコモンズ

3. 出席者 委員長: [REDACTED]

委員: [REDACTED]

[REDACTED]

陪席: [REDACTED]

4. 議題

(1) スポーツ大会について(資料1)

清野主事より5/13(土)に実施予定のスポーツ大会の実施要項について説明があり、原案どおり了承された。なお、体育館利用の手配は済んでおり、女子は夕方から実施するドッジボールのみ参加し、主事・主事補にて対応する旨の説明があった。

(2) [REDACTED]

(3) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(4) BBQ大会について(資料4)

清野主事より資料に基づき説明があり、寮務委員の参加については、昼食代の実費負担により参加可能であり、後日参加確認を行う旨連絡があった。実施については原案のとおり了承された。

(5) [REDACTED]

[REDACTED]

3) 餅つきについて【資料：寮務委員会チャンネルにアップ】

1/13（土）のクリーンデー終了後、続けて実施予定。会場は第2駐車場を計画しており対象は、男子・女子寮生と希望する国際寮生とする。

臼・杵はレンタルを利用し、もち米など食材の準備は、食堂業者（魚国）が行う。

調理したものを野外の食事として提供することができないため、汁物の提供については食堂内で行う。

4)

5) 「学寮就職・進学報告会」企画提案について【資料：寮務委員会チャンネルにアップ】

寮友会より趣旨と実施方法をまとめた企画書の提出があり、審議が行われた結果、実施について了承された。

6)

以上

⑥ [REDACTED]

以上

群長会議事録

令和5年5月30日

1. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

■ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

■ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

■ [Redacted]
■ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

5. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

6. 行事について

6.1. 勉強会

発熱者がまだ出ている為中間試験は見合わせる。
各群談話室等を利用できるので各自で学習するように。

• [Redacted]

[Redacted]

4. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

5. [Redacted]

[Redacted]

6. 進路相談会について

[Redacted]より提案のあった進路相談会について実施に問題はないか。
→問題なし。

7. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

1.2.

[Redacted text block]

■

[Redacted text block]

[Redacted text block]

■

[Redacted text block]

■

[Redacted text block]

■

[Redacted text block]

事業年度：2022年度

支部：14_木更津工業高等専門学校

会計区分：国立高専機構

執行組織：総括

プロジェクト：総括

セグメント：総括

貸借対照表

令和4年04月01日 ~ 令和5年03月31日

(単位：円)

勘定科目	金額
[資産の部]	5,677,013,293
流動資産	34,954,813
現金及び預金	23,978,351
現金	0
当座預金	0
普通預金	23,978,351
定期預金	0
その他預金	0
有価証券	0
有価証券	0
受取手形	0
受取手形	0
未収学生納付金収入	0
未収学生納付金収入（授業料）	0
未収学生納付金収入（入学金）	0
棚卸資産	9,207,141
未成研究支出金	9,207,141
未成事業支出金	0
貯蔵品	0
未収入金	1,650,000
未収入金	1,650,000
前渡金	0
前渡金	0
前払費用	119,321
前払費用	119,321
法定福利費	0
未経過賃借料	0
未経過保険料	119,321
未経過支払利息	0
その他の前払費用	0
未収収益	0
未収収益	0
短期貸付金	0
短期貸付金	0
その他の流動資産	0
仮払金	0
仮払消費税	0

事業年度：2022年度

支部：14_木更津工業高等専門学校

会計区分：国立高専機構

執行組織：総括

プロジェクト：総括

セグメント：総括

貸借対照表

令和4年04月01日 ~ 令和5年03月31日

(単位：円)

勘定科目	金額
旅費仮払	0
立替金	0
その他流動資産	0
徴収不能引当金	0
徴収不能引当金	0
貸倒引当金	0
貸倒引当金	0
運営費交付金対象賞与引当金見返	0
運営費交付金対象賞与引当金見返（常勤役員）	0
運営費交付金対象賞与引当金見返（非常勤役員）	0
運営費交付金対象賞与引当金見返（常勤教員）	0
運営費交付金対象賞与引当金見返（非常勤教員）	0
運営費交付金対象賞与引当金見返（常勤職員）	0
運営費交付金対象賞与引当金見返（非常勤職員）	0
固定資産	5,642,058,480
有形固定資産	5,637,263,443
建物	6,169,255,226
建物	3,470,753,429
建物附属設備	2,698,501,797
建物減価償却累計額	-2,850,494,705
建物減損損失累計額	0
構築物	516,696,707
構築物減価償却累計額	-285,069,537
構築物減損損失累計額	0
機械装置	0
機械装置減価償却累計額	0
機械装置減損損失累計額	0
船舶	0
船舶減価償却累計額	0
船舶減損損失累計額	0
車両運搬具	13,113,429
車両運搬具減価償却累計額	-12,954,152
車両運搬具減損損失累計額	0
工具器具備品	1,472,062,123
工具器具備品減価償却累計額	-1,259,857,648
工具器具備品減損損失累計額	0

事業年度：2022年度

支部：14_木更津工業高等専門学校

会計区分：国立高専機構

執行組織：総括

プロジェクト：総括

セグメント：総括

貸借対照表

令和4年04月01日 ~ 令和5年03月31日

(単位：円)

勘定科目	金額
土地	1,871,500,000
土地減損損失累計額	0
建設仮勘定	0
その他の有形固定資産	3,012,000
その他の有形固定資産減価償却累計額	0
その他の有形固定資産減損損失累計額	0
無形固定資産	4,758,030
特許権	331,418
借地権	0
商標権	0
実用新案権	0
意匠権	0
ソフトウェア	4,426,612
電話加入権	0
その他の無形固定資産	0
著作権	0
特許権仮勘定	0
投資その他の資産	37,007
投資有価証券	0
長期貸付金	0
長期前払費用	8,337
未収財源措置予定額	0
長期性預金	0
敷金・保証金	0
長期未収入金	0
破産債権、再生債権、更正債権その他これらに順ずる債権	0
その他の投資その他の資産	28,670
貸倒引当金	0
貸倒引当金	0
運営費交付金対象退職給付引当金見返	0
運営費交付金対象退職給付引当金見返（常勤役員）	0
運営費交付金対象退職給付引当金見返（非常勤役員）	0
運営費交付金対象退職給付引当金見返（常勤教員）	0
運営費交付金対象退職給付引当金見返（非常勤教員）	0
運営費交付金対象退職給付引当金見返（常勤職員）	0
運営費交付金対象退職給付引当金見返（非常勤職員）	0

事業年度：2022年度

支部：14_木更津工業高等専門学校

会計区分：国立高専機構

執行組織：総括

プロジェクト：総括

セグメント：総括

貸借対照表

令和4年04月01日 ~ 令和5年03月31日

(単位：円)

勘定科目	金額
[本支店勘定]	112,702,685
[本支店]機構本部(統括)	-15,783,428
[本支店]函館工業高専	0
[本支店]苫小牧工業高専	0
[本支店]釧路工業高専	0
[本支店]旭川工業高専	0
[本支店]八戸工業高専	0
[本支店]一関工業高専	0
[本支店]仙台高専	0
[本支店]秋田工業高専	0
[本支店]鶴岡工業高専	0
[本支店]福島工業高専	0
[本支店]茨城工業高専	0
[本支店]小山工業高専	0
[本支店]群馬工業高専	0
[本支店]木更津工業高専	-58,160
[本支店]東京工業高専	58,160
[本支店]長岡工業高専	0
[本支店]富山高専	0
[本支店]石川工業高専	0
[本支店]福井工業高専	0
[本支店]長野工業高専	0
[本支店]岐阜工業高専	0
[本支店]沼津工業高専	0
[本支店]豊田工業高専	0
[本支店]鳥羽商船高専	0
[本支店]鈴鹿工業高専	0
[本支店]舞鶴工業高専	0
[本支店]明石工業高専	0
[本支店]奈良工業高専	0
[本支店]和歌山工業高専	0
[本支店]米子工業高専	0
[本支店]松江工業高専	0
[本支店]津山工業高専	0
[本支店]広島商船高専	0
[本支店]呉工業高専	0

事業年度：2022年度

支部：14_木更津工業高等専門学校

会計区分：国立高専機構

執行組織：総括

プロジェクト：総括

セグメント：総括

貸借対照表

令和4年04月01日 ~ 令和5年03月31日

(単位：円)

勘定科目	金額
[本支店]徳山工業高専	0
[本支店]宇部工業高専	0
[本支店]大島商船高専	0
[本支店]阿南工業高専	0
[本支店]香川高専	0
[本支店]新居浜工業高専	0
[本支店]弓削商船高専	0
[本支店]高知工業高専	0
[本支店]久留米工業高専	0
[本支店]有明工業高専	0
[本支店]北九州工業高専	0
[本支店]佐世保工業高専	0
[本支店]熊本高専	0
[本支店]大分工業高専	0
[本支店]都城工業高専	0
[本支店]鹿児島工業高専	0
[本支店]沖縄工業高専	0
[本支店]機構本部（支店）	0
[本支店]機構本部 管理課	128,486,113
[本支店]宮城工業高専	0
[本支店]仙台電波工業高専	0
[本支店]富山工業高専	0
[本支店]富山商船高専	0
[本支店]高松工業高専	0
[本支店]詫間電波工業高専	0
[本支店]熊本電波工業高専	0
[本支店]八代工業高専	0
[負債の部]	495,630,467
流動負債	158,982,610
運営費交付金債務	0
授業料債務	0
承継剰余金債務	0
預り施設費	0
預り補助金等	0
預り補助金等（直接経費）	0
預り補助金等（間接経費）	0

事業年度：2022年度

支部：14_木更津工業高等専門学校

会計区分：国立高専機構

執行組織：総括

プロジェクト：総括

セグメント：総括

貸借対照表

令和4年04月01日 ～ 令和5年03月31日

(単位：円)

勘定科目	金額
預り寄附金	38,287,847
預り寄附金（直接経費）	38,287,847
預り寄附金（間接経費）	0
前受受託研究費等	9,066,637
前受受託研究費	0
国又は地方公共団体（直接経費）	0
国又は地方公共団体（間接経費）	0
その他（直接経費）	0
その他（間接経費）	0
前受共同研究費	9,066,637
国又は地方公共団体（直接経費）	0
国又は地方公共団体（間接経費）	0
その他（直接経費）	8,243,189
その他（間接経費）	823,448
前受受託事業費等	0
国又は地方公共団体（直接経費）	0
国又は地方公共団体（間接経費）	0
その他（直接経費）	0
その他（間接経費）	0
短期借入金	0
1年以内返済予定長期借入金	0
未払金	71,978,862
退職金	0
リース債務	4,497,818
その他未払金	67,481,044
未払消費税等	0
未払費用	3,397,969
給与	3,326,150
社会保険料	28,530
労働保険料	0
賃借料	0
水道光熱費	0
未払利息	8,507
その他未払費用	34,782
前受金	0
預り金	36,251,295

事業年度：2022年度

支部：14_木更津工業高等専門学校

会計区分：国立高専機構

執行組織：総括

プロジェクト：総括

セグメント：総括

貸借対照表

令和4年04月01日 ~ 令和5年03月31日

(単位：円)

勘定科目	金額
科学研究費	11,860,638
科学研究費（直接経費）	7,726,638
科学研究費（間接経費）	4,134,000
社会保険料	0
労働保険料	0
源泉所得税	3,693
住民税	0
職員宿舍貸付料	0
補助金等返還	0
その他預り金	24,386,964
前受収益	0
前受利息	0
その他前受収益	0
引当金	0
賞与引当金	0
賞与引当金（運営費交付金対象）	0
賞与引当金（運営費交付金対象）（常勤役員）	0
賞与引当金（運営費交付金対象）（非常勤役員）	0
賞与引当金（運営費交付金対象）（常勤教員）	0
賞与引当金（運営費交付金対象）（非常勤教員）	0
賞与引当金（運営費交付金対象）（常勤職員）	0
賞与引当金（運営費交付金対象）（非常勤職員）	0
賞与引当金（自己収入・外部資金等）	0
修繕引当金	0
損害補償損失引当金	0
その他の引当金	0
環境対策引当金	0
その他の流動負債	0
仮受金	0
その他の流動負債	0
固定負債	336,647,857
資産見返負債	315,051,940
資産見返運営費交付金等	176,379,804
資産見返運営費交付金	176,379,804
資産見返授業料	0
資産見返補助金等	122,444,300

事業年度：2022年度

支部：14_木更津工業高等専門学校

会計区分：国立高専機構

執行組織：総括

プロジェクト：総括

セグメント：総括

貸借対照表

令和4年04月01日 ～ 令和5年03月31日

(単位：円)

勘定科目	金額
資産見返寄附金	16,227,797
資産見返物品受贈額	39
建設仮勘定見返運営費交付金等	0
建設仮勘定見返運営費交付金	0
建設仮勘定見返授業料	0
建設仮勘定見返施設費	0
建設仮勘定見返補助金等	0
建設仮勘定見返寄附金	0
特許権仮勘定見返運営費交付金等	0
特許権仮勘定見返運営費交付金	0
特許権仮勘定見返授業料	0
特許権仮勘定見返補助金等	0
特許権仮勘定見返寄附金	0
長期預り補助金等	0
長期預り寄附金	16,400,502
長期前受受託研究費等	0
長期前受受託研究費	0
国又は地方公共団体	0
その他	0
長期前受共同研究費	0
国又は地方公共団体	0
その他	0
長期前受受託事業費等	0
国又は地方公共団体	0
その他	0
長期借入金	0
長期未払金	5,195,415
引当金	0
退職給付引当金（運営費交付金対象）	0
退職給付引当金（運営費交付金対象）（常勤役員）	0
退職給付引当金（運営費交付金対象）（非常勤役員）	0
退職給付引当金（運営費交付金対象）（常勤教員）	0
退職給付引当金（運営費交付金対象）（非常勤教員）	0
退職給付引当金（運営費交付金対象）（常勤職員）	0
退職給付引当金（運営費交付金対象）（非常勤職員）	0
退職給付引当金（自己収入・外部資金等）	0

事業年度：2022年度

支部：14_木更津工業高等専門学校

会計区分：国立高専機構

執行組織：総括

プロジェクト：総括

セグメント：総括

貸借対照表

令和4年04月01日 ~ 令和5年03月31日

(単位：円)

勘定科目	金額
その他の引当金	0
資産除去債務	0
その他の固定負債	0
[純資産の部]	5,294,085,511
資本金	5,776,534,859
政府出資金	5,776,534,859
その他出資金	0
資本剰余金	-739,174,200
資本剰余金	3,071,400,592
資本剰余金施設費	3,068,058,592
資本剰余金運営費交付金	0
資本剰余金授業料	0
資本剰余金補助金等	0
資本剰余金寄附金	0
資本剰余金目的積立金	0
資本剰余金譲与	3,342,000
その他の資本剰余金	0
減価償却相当累計額	-3,394,889,244
減損損失相当累計額	-330,000
除売却差額相当累計額	-415,355,548
利息費用相当累計額	0
減資差益	0
国庫納付差額	0
利益剰余金	256,724,852
前中期目標期間繰越積立金	0
目的積立金	0
教育研究・福利厚生・地域貢献充実積立金	0
積立金	0
国庫納付金	0
当期末処分利益	256,724,852
繰越欠損金	0
当期末処理損失	0
その他の有価証券評価差額金	0

令和5年度 予算配分(案)

木更津工業高等専門学校

令和5年度 支出・収入予算表

木更津工業高等専門学校

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和4年度	増 減 額
支 出			
物件費	264,027	291,496	△ 27,469
計(A)	264,027	291,496	△ 27,469
収 入			
入学料収入	20,910	20,595	315
授業料収入	258,167	258,041	126
検定料収入	6,240	6,083	157
雑収入	12,412	12,404	8
計(B)	297,729	297,123	606
《(A)－(B)資金送金上限額》	△ 33,702	△ 5,627	

(注)入学料収入及び授業料収入の金額については、授業料等免除相当額を別途調整する。

令和5年度機構本部予算示達(令和5年4月1日)について

(単位：千円)

支出予算

令和5年度当初予算配分	264,027
	(前年度比 Δ27,469)

(増減内訳)

1. 効率化係数による削減	Δ416
2. 新規または実費額等による調整	Δ28,209
建物新営設備費・移転費(第2研究棟)	(Δ43,125)
障害学生支援経費	(Δ1,030)
内地研究員旅費	(Δ943)
非常勤講師旅費	(Δ127)
光熱水費・燃料費	(14,669)
学寮運営経費	(827)
厚生補導設備充実費	(731)
教育等施設基盤経費	(519)
管理運営費	(258)
その他	(12)
3. 配分基準等の見直し	Δ155
外国人留学生特別経費	(Δ175)
その他	(20)
4. その他	1,311
電子ジャーナル減額分	(1,031)
図書館システム天引き分(100万円予定)	(465)
その他	(Δ185)

収入予算

令和5年度当初予算配分	297,729
	(前年度比 606)

(増減内訳)

1. 配分基準等の見直し	606
入学料収入	(315)
授業料収入	(126)
検定料収入	(157)
雑収入(寄宿料等貸付料)	(8)

令和5年度物件費配分(案)

(単位:千円)

事 項	令和5年度	令和4年度	増 減	備 考
物件費	264,027	291,496	▲ 27,469	
I 教育研究経費	50,879	51,482	▲ 603	
①教育研究経費(学科等教育研究費)	23,574	24,303	▲ 729	効率化係数△3%
②特別事業経費	4,305	4,439	▲ 134	〃
教員研修等経費	39	40	▲ 1	〃
厚生補導経費	3,550	3,660	▲ 110	〃
公開講座経費	180	186	▲ 6	〃
入学試験経費	536	553	▲ 17	〃
③非常勤講師等経費	23,000	22,740	260	
非常勤講師手当	16,300	16,600	▲ 300	見込額
医員手当(学校医等)	5,000	4,200	800	見込額 カウンセラー支援予算減/スクールロイヤー増
非常勤講師等旅費	1,700	1,940	▲ 240	見込額
II 校長裁量経費	19,345	19,809	▲ 464	
①校長による重点配分経費	15,410	14,783	627	効率化係数△3% 教育設備の充実費はR5も見送り
②新任教員研究支援重点配分経費	1,000	2,000	▲ 1,000	電子制御I、情報I
③施設等の運営維持経費	2,935	3,026	▲ 91	効率化係数△3%
III 一般管理費	159,290	144,055	15,235	
①共通経費	145,180	131,180	14,000	見込額 原油高騰による光熱料増
②施設事業費	14,000	11,500	2,500	M1,M3教室GHP更新
③JABEE認定等経費	110	1,375	▲ 1,265	R5年度は維持費のみ
IV 事項指定経費	25,936	73,558	▲ 47,622	
①厚生補導経費	17,040	18,070	▲ 1,030	障害学生学習支援等経費減額
②学内LAN維持経費	6,130	6,130	0	見込額
③学生図書購入経費	766	790	▲ 24	効率化係数△3%
④在外・内地研究員旅費	0	943	▲ 943	通勤手当にて支給
⑤基盤的設備整備(マスタープラン)	0	0	0	補正予算を配分済
⑥学生情報統合システムへの対応	2,000	2,000	0	
⑦建物新営設備費・移転費	0	43,125	▲ 43,125	大型工事なし
⑧施設整備事業不足額	0	2,500	▲ 2,500	該当なし
V 収入予算不足補填費	3,400	0	3,400	授業料、その他収入不足分
VI 予備費	5,177	2,592	2,585	不測対応(災害・修繕対応) 400万円 図書館システム未定額 100万円

I ①教育研究經費(学科等教育研究費)配分内訳(案)

(單位:千円)

学科・学系等	教育經費 + 学生支援經費		研究經費	計	備考
	準学士課程	専攻科課程			
校長			177	177	
人文学系	1,524	121	795	2,440	
基礎学系	1,503	283	1,676	3,462	
機械工学科	1,199	485	1,589	3,273	
電気電子工学科	1,172	512	1,766	3,450	
電子制御工学科	1,199	579	1,766	3,544	
情報工学科	1,253	499	1,766	3,518	
環境都市工学科	1,213	633	1,766	3,612	
学校全体業務 (特別枠)	0	0	44	44	
H · R	54	0	0	54	
計	9,117	3,112	11,345	23,574	

Ⅲ 一般管理費

① 共通経費所要見込額

(単位:千円)

固 定 的 維 持 費 内 訳	合 計
賃金職員人件費	11,500
旅費:共通・事務	2,000
光熱水料(電気料)	43,000
光熱水料(ガス料)	18,500
光熱水料(水道料)	3,000
光熱水料(ガソリン)	200
備品費	2,200
消耗品費	8,500
印刷製本費	3,500
通信運搬費	4,500
雑役務費	21,000
自動車維持費	480
職員厚生経費	1,000
事務電算化経費	500
工事・営繕等費	25,300
合 計	145,180

令和5年度校長裁量経費について(案)

基本方針

木更津高专における教育の改善充実、研究の推進発展、設備の充実及び中期計画の重点事業の推進を図るために、校長裁量経費として全学的な視点で効果的に配分する。

経費内訳

(単位:千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	備考
①校長による重点配分経費			
A.中期計画及び地域連携推進経費		3,130	
B.教育改善等推進経費(一般教育の推進)		508	
C. // (教育研究支援センターの技術教育推進)		523	
D.教育研究等推進経費			
・萌芽・挑戦的研究の支援		1,381	
・教育設備の充実		0	
E.プロジェクト推進等経費			
・学内情報担当特命助教	3,400	3,000	
・グローバル推進経費、国際交流の外国旅費		0	
F.入学志願者、受験者増加の強化		665	
G.メンタルヘルスサポート体制の強化		380	
H.共同利用設備維持運営費		880	
I.代替非常勤講師雇用経費(在外・内地研究員分)	450	0	
J. 上記以外の経費			
・コロナ対策費		2,000	
・その他の校長裁量		2,316	
小計	15,410	14,783	
②新任教員研究支援重点配分推進経費			
(毎年、新任教員1人当たり to 一定額を配分する。)			
新任教員研究支援(500千円/1人×2名 ██████████)	1,000	2,000	
小計	1,000	2,000	
③施設等の運営維持経費(義務的経費)			
(年度計画を作成し予算要求を行う。)			
・実習工場運営経費		479	
・地域共同テクノセンター運営経費		293	
・教育研究支援センター運営経費		875	
・図書館運営経費		447	
・ネットワーク情報センター運営経費		388	
・国際交流センター運営経費		544	
小計	2,935	3,026	効率化係数3%
計	19,345	19,809	

※各委員会、学科学系等から申請があったものを校長が査定し配分を決定する。

案1

校長裁量経費の見直しについて

令和4年度

①校長による重点配分経費

- A. 中期計画及び地域連携推進経費
- B. 教育改善等推進経費（一般教育の推進）
- C. カ（教育研究支援センターの技術教育推進）
- D. 教育研究等推進経費
 - ・萌芽・挑戦的研究の支援
 - ・教育設備の充実
- E. プロジェクト推進経費
 - ・学習情報担当持命助教
 - ・グローバル推進経費、国際交流の外国訪問
- F. 入学者、受験者増加の強化
- G. メンタルヘルスサポート体制の強化
- H. 共同利用設備維持運営費
- I. 代替非常勤講師雇用経費
- J. 上記以外の経費
 - 論文投稿、翻訳の補助

②新任教員研究支援重点配分推進経費
(毎年、新任教員一人当たり to 一定額を配分する。)

③施設等の運営維持経費（義務的経費）

- ・実習工場運営経費
- ・地域共同テクノセンター運営経費
- ・教育研究支援センター運営経費
- ・図書館運営経費
- ・ネットワーク情報センター運営経費
- ・国際交流センター運営経費

令和5年度以降

①校長による重点配分経費

- A. 教育改革事業推進経費
- B. 地域連携推進経費
- C. 教育改善推進経費
 - C1. 一般教育の支援
 - C2. 専門教育の支援（新設）
 - C3. 教育研究支援センターの技術教育支援
- D. 研究活動推進経費
 - D1. 科研費獲得支援
 - D2. 論文投稿料支援
- E. 重点事業推進経費
- F. 入試広報及び入試実施体制の強化
- G. メンタルヘルスサポート体制の強化
- H. 共同利用設備維持運営費
- I. 代替非常勤講師雇用経費
- J. 上記以外の経費

②新任教員研究支援重点配分経費
(毎年、新任教員一人当たり to 一定額を配分する。)

③施設等の運営維持経費（必要経費）

- ・実習工場運営経費
- ・地域共同テクノセンター運営経費
- ・教育研究支援センター運営経費
- ・図書館運営経費
- ・ネットワーク情報センター運営経費
- ・国際交流センター運営経費

案 2

校長裁量経費の見直しについて

令和4年度	
①校長による重点配分経費	<ul style="list-style-type: none"> A. 中期計画及び地域連携推進経費 B. 教育改善等推進経費（一般教育の推進） C. 〃（教育研究支援センターの技術教育推進） D. 教育研究等推進経費 <ul style="list-style-type: none"> ・萌芽・挑戦的研究の支援 ・教育設備の充実 E. プロジェクト推進等経費 <ul style="list-style-type: none"> ・専門情報担当員助成 ・グローバル推進経費、国際交流の外国旅費 F. 入学者、受験者増加の強化 G. メンタルヘルスサポート体制の強化 H. 共同利用設備維持運営費 I. 代替非常勤講師雇用経費 J. 上記以外の経費 <ul style="list-style-type: none"> 論文投稿、翻訳の補助
②新任教員研究支援重点配分推進経費 (毎年、新任教員一人当たり在一定額を配分する。)	<ul style="list-style-type: none"> ・実習工場運営経費 ・地域共同テクノセンター運営経費 ・教育研究支援センター運営経費 ・図書館運営経費 ・ネットワーク情報センター運営経費 ・国際交流センター運営経費
③施設等の運営維持経費（義務的経費）	<ul style="list-style-type: none"> ・実習工場運営経費 ・地域共同テクノセンター運営経費 ・教育研究支援センター運営経費 ・図書館運営経費 ・ネットワーク情報センター運営経費 ・国際交流センター運営経費

令和5年度以降	
①校長による重点配分経費	<ul style="list-style-type: none"> A. 教育改革推進経費 B. 地域連携推進経費 C. 教育改善推進経費 D. 研究活動推進経費 (一般、専門、教育研究支援センター) E. 専攻系推進経費 (科研費獲得支援、論文投稿料支援) F. 入試広報及び入試実施体制の強化 G. メンタルヘルスサポート体制の強化 H. 共同利用設備維持運営費 I. 代替非常勤講師雇用経費 J. 上記以外の経費
②新任教員研究支援重点配分経費 (毎年、新任教員一人当たり在一定額を配分する。)	<ul style="list-style-type: none"> ・実習工場運営経費 ・地域共同テクノセンター運営経費 ・教育研究支援センター運営経費 ・図書館運営経費 ・ネットワーク情報センター運営経費 ・国際交流センター運営経費
③施設等の運営維持経費（必要経費）	<ul style="list-style-type: none"> ・実習工場運営経費 ・地域共同テクノセンター運営経費 ・教育研究支援センター運営経費 ・図書館運営経費 ・ネットワーク情報センター運営経費 ・国際交流センター運営経費



学内予算配分基準(案)

物件費について、以下の基準をもとに配分を行う。

I 教育研究経費

① 教育研究経費(学科等教育研究費)

教育研究経費(学科等教育研究費)は下記の通り配分する。

〔教育経費+学生支援経費〕

各学系・学科等への配分額は、授業科目により配分指数を一般:1、実験:3.5、専門:4として、当該年度年間単位数を学系・学科等別(一般・実験・専門)に集計し、それぞれの配分指数を乗じて得た指数の計に、1指数当たりの単価を乗じた額を、端数整理のうえ配分する。

〔研究経費〕

各学系・学科等への配分額は、授業科目により配分指数を校長:4、一般:1、実験:3.5、専門(助教):4、助手:1、として、教員数(嘱託教員は除く)に、1指数当たりの単価を乗じた額を、端数整理のうえ配分する。

学科・学系から各教員への配分については、別記のとおりとする。

② 特別事業経費

教員研修等経費(内地研究員等旅費)、厚生補導経費(学生指導・学寮運営・寄宿舎・学友会館・課外施設等)、公開講座経費、入学試験経費を配分する。

但し、厚生補導経費は、光熱水料調整額を差し引いた額を配分する。

③ 非常勤講師等経費

非常勤講師等経費は所要見込額に基づき配分する。実情に合わせて毎年度見直す。

- ・ 非常勤講師手当
- ・ 医員手当(学校医等)
- ・ 非常勤講師等旅費

II 校長裁量経費

① 校長による重点配分経費

校長のリーダーシップのもと、下記の通り配分する

A 教育改革事業推進経費

中期計画を推進するための経費として配分

B 地域連携推進経費

地域連携を推進するための経費として配分

C 教育改善推進経費

一般教育の推進、専門教育の支援及び教育研究支援センターの技術教育支援として配分

D 研究活動推進経費

科研費獲得支援、及び論文投稿料支援として配分

E 重点施策推進経費

学校全体の教育研究活動、国際交流に必要な経費を配分

F 入試広報及び入試実施体制の強化

入試広報、及び入試実施体制の強化のための経費として配分

G メンタルヘルスサポート体制の強化

メンタルヘルスのサポート体制の強化のための経費として配分

H 共同利用設備維持運営費

教育設備維持運営費、教育研究設備維持運営費(大型設備維持費)、及び走査型電子顕微鏡の維持経費として配分

I 代替非常勤講師雇用経費

在外研究員等の代替非常勤講師分として配分(専門5学科×1単位(15万円))

② 新任教員研究支援重点配分経費

新任教員一人当たり一定額を配分する。

③ 施設等の運営維持経費(必要経費)

- ・ 実習工場運営経費
- ・ 地域共同テクノセンター運営経費
- ・ 教育研究支援センター運営経費
- ・ 図書館運営経費
- ・ ネットワーク情報センター運営経費
- ・ 国際交流センター運営経費

Ⅲ 一般管理費

共通経費(固定的維持費)として、所要見込額を配分する。

Ⅳ 事項指定経費

在外研究員旅費及び内地研究員旅費を配分する。

Ⅴ 収入予算不足補填費

収入予算不足に対応するための補填経費

Ⅵ 予備費

不測の事態に対応するための経費を留保する。

「学科・学系から各教員への配分について」

(平成27年4月23日開催の運営協議会承認事項「平成27年度予算配分方針について」、平成30年3月29日開催の運営協議会承認事項「今後の予算について」及び平成30年7月19日開催の運営協議会承認事項「平成30年度教育研究経費(研究業績経費)の配分について」による。)

5学科は、教育実績及び研究業績を反映させるため、教育研究経費を①教育実績経費、②研究業績経費、③学科裁量経費に分類し配分する。

人文・基礎学系も「今後の予算について」に基づき配分する。

5学科の具体的な配分方針

①教育実績経費

(1)教育基本配分

各教員に対し職名又は年齢に応じて配分するものとし、配分額は次のとおりとする。

ア 教授又は50歳以上:5万円

イ 准教授又は40歳以上50歳未満:10万円

ウ 講師及び助教:15万円

(2)実験室担当学生配分

各教員に対し、卒業研究担当学生1名につき5千円、特別研究担当学生1名につき1万円を配分する。

(3)授業時数配分(卒業研究、特別研究は除く)

各教員に対し、授業時数1時限につき1千円を配分する。

②研究業績経費

各学科に対し100万円(10万円/1人)5学科合計500万円を配分する。

③学科裁量経費

(1)重点経費(インセンティブ)

各学科約100万円とし、学科裁量でクラス担任等の教育実績や研究推進のための重点経費として配分する。

(2)共通物品費(予備費)

学科共通物品購入や旅費及び予備費として配分する。

木更津工業高等専門学校原議書

文書記号 番号：木高専総収第 号	決裁：令和 5 年 11 月 11 日	浄書： 月 日	照合： 月 日
極秘 秘 部外秘 普通	発送：令和 年 月 日	添付物および施行：提出期限： 上の注意	
發送種別：電信書留速達FAX 普通小包使送	完結：令和 年 月 日		
先方の文書の年 月 日：令和 年 月 日	先方の文書番号： 第 号		
令和 4 年 12 月 23 日 起案	起案係名お よび起案者	総務課予算管理係 小野	

件名	令和4年度高専相互会計内部監査報告書について		
受信者：	発信者：佐世保高専(木更津高専監査分)		
上記のことについて	別紙 別記	のように	供 関 してよろしいか伺います。 します。
別記			
監査実施日：	令和4年12月21日(水) ※teamsによるTV会議で実施		
被監査校：	本校		
監査員：	[REDACTED]		
監査期間：	令和3年度分		
報告事項：	改善や指摘等に該当する案件等無し		
	契約に関する事項について助言・アドバイスあり		
	・ 物品役務等契約の記載事項の記載の無いものについて、現在契約書改定に向けた協議を業者と行っていることを説明したところ、引き続きの対応をお願いしたいとのこと		
	・ 検査調書及び検査結果報告書について、古い様式を使用しているので 今後は新様式に変更した方が良いとのこと		
	本日(12/23)、上記のように佐世保高専から監査結果報告がありました。		
	佐世保高専から機構本部へ報告を行います。		

会計監査人監査日程表

監査会場:会議室B

校長とのディスカッション:応接室

日付	主任 [REDACTED] 副主任 [REDACTED] 監査スタッフ [REDACTED]	木更津高专関係者
3月14日(火)	9:40 木更津駅西口集合 10:00 校長・部長挨拶(名刺交換) 会議室Bで自己紹介 10:30 監査開始 [固定資産の現物確認] [金庫実査] 12:00 昼休み(応接室) 13:00 監査開始 (原紙証憑確認・ヒアリング) 15:00 校長先生とのディスカッション 16:00 監査続き (原紙証憑確認・ヒアリング) 17:00 監査1日目終了予定 木更津駅まで送迎	9:40 [REDACTED] 10:00 校長、事務部長、総務課長、[REDACTED] 財務担当 午前中 財務担当 [REDACTED] ※資産管理者立ち合い予定 ※金庫:総務課・学生課 ※記録者立ち合い 12:00 昼休み 13:00 財務担当 15:00 校長、財務担当 16:00 財務担当 17:00 監査1日目終了予定 [REDACTED]
3月15日(水)	9:40 木更津駅西口集合 10:00 監査開始 (原紙証憑確認・ヒアリング) ※人事関連 12:00 昼休み(応接室) 13:00 監査続き (原紙証憑確認・ヒアリング) 16:00 講評 17:00 監査終了予定 木更津駅まで送迎	9:40 [REDACTED] 10:00 財務担当 ※人事担当 12:00 昼休み 13:00 財務担当 16:00 事務部長、総務課長、財務担当 17:00 監査終了予定 [REDACTED]

令和5年度木更津工業高等専門学校会計監査実施細目

1. 監査の目的 予算の執行及び会計処理の適正を期するため
2. 根拠規則 機構会計規則第45条及び木更津工業高等専門学校会計監査実施規程
3. 監査対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日(令和4年度分)
4. 監査日時 令和5年9月26日(火)9:00～15:00
5. 監査会場 会議室B
6. 監査員 学生課教務係長 ■■■■■、総務課総務係長 ■■■■■
同監査補助員 学生課寮務係 ■■■■■、総務課研究協力・地域連携係長 ■■■■■
7. 監査事項及び監査対象

公的研究費監査マニュアル及び日常監査チェックリストに従い監査を実施

- ① 会計経理に関する規則等の適用に関する事項
- ② 収入及び支出に関する事項
- ③ 金庫管守に関する事項
- ④ 資産に関する事項(不動産検査及び毒劇物検査を含む)
- ⑤ 契約に関する事項
- ⑥ 旅費に関する事項
- ⑦ 公的研究費ガイドライン等に関する事項
- ⑧ 外部資金(上記⑦以外)に関する事項
- ⑨ 不正使用再発防止策に関する事項
- ⑩ 預り金に関する事項

8. 会計監査報告書の提出

監査員は、監査終了後1週間以内に別紙様式により事務部長に報告

高 機 監 第 9 号

令 和 5 年 8 月 7 日

木更津工業高等専門学校長 殿

独立行政法人国立高等専門学校機構

監 事 ■ ■ ■

監 事 ■ ■ ■ ■

(公 印 省 略)

令和5年度監事監査の実施について

令和5年度監事監査を下記のとおり実施しますのでお知らせします。

なお、今年度の監査計画、監査項目及び準備書類等の詳細については、別紙を御確認ください。

記

1 監査の目的

機構の業務の遂行状況を合法性、合理性及び有効性の観点から公正かつ客観的な立場で検討・評価し、これに基づく改善策を策定して助言・監督を行うことで、機構の運営の健全性を高め、社会的信頼を担保することを目的とします。

2 監査項目

- (1) 内部質保証のための取組
- (2) 特色ある取組・優れた取組
- (3) 業務の削減と効率化
- (4) 校長のリーダーシップ
- (5) 各高専における課題・その他特記事項
- (6) 前回監査における指摘事項のフォローアップ

木更津工業高等専門学校長 殿

独立行政法人国立高等専門学校機構

理事長 ■ ■ ■

(公 印 省 略)

令和5年度内部監査の実施について（通知）

令和5年度内部監査を下記のとおり実施しますのでお知らせします。

なお、令和5年度の監査計画、監査項目及び準備書類等の詳細については、別紙を御確認ください。

記

1 監査の目的

機構の業務の適正且つ効率的な運営を図るとともに業務運営の改善に寄与することを目的とする。

2 監査の項目

- (1) リスク管理体制について
- (2) 保有個人情報及び法人文書管理の状況について
- (3) 工事契約及び施設管理の状況について
- (4) 研究活動状況等について
- (5) 入試業務の実施状況について
- (6) 学務関係業務について
- (7) 人事労務管理の状況について
- (9) 安全保障輸出管理手続きについて

※監査項目（8）については、機構本部事務局に対してのみ実施します。

監査対象校において、この項目の監査は実施いたしません。

3 監査項目に係る準備資料の提出期限

令和5年9月14日（木）

（別紙2「内部監査チェックシート及び提出資料について」参照）

木更津工業高等専門学校組織及び運営に関する規則

昭和56年4月1日

規則第1号

第1章 総則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）の管理運営のため独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（以下「機構規則」という。）第5条の規定による本校の内部組織を定め、併せて本校の管理運営に関する主要な校務の処理手続を明らかにすることを目的とする。

(管理運営の目標)

第2条 この規則による本校の管理運営は、すべての教職員が、学則第1条に規定する本校の目的の達成をめざし、明確な方針の下に、それぞれの創意を發揮しながら互いに協力して職務を遂行できるようにすることを目標とする。

(執行機関と審議機関)

第3条 この規則第2章に規定する執行機関は、その職務上の権限に基づいて有効適切に校務を処理することについて校長に対して責任を負い、第3章に規定する審議機関は、その構成員の創意と判断を生かし、それぞれの役割に応じて執行機関の職務の遂行が公正妥当なものとなるよう援助するものとする。

(校務の処理手続)

第4条 この規則に定める2以上の機関に関連のある重要な校務の処理手続については、この規則に定めるものの外、それぞれの事項ごとに、内規又は要項として別に定める。

(危機管理)

第4条の2 校長は、本校において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、リスク管理室を設置する。

2 危機管理に関する必要な事項は、別に定める。

第2章 内部部局及び執行機関

(主事)

第5条 学則第9条に基づき本校に教務主事、学生主事及び寮務主事を置き、教務主事は教授をもって充て、学生主事及び寮務主事は教授又は准教授をもって充てる。

2 教務主事、学生主事及び寮務主事の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副校長)

第5条の2 本校に副校長を置き、教務主事、学生主事、寮務主事、専攻科長及び地域共同テクノセンター長をもって充てる。

- 2 副校長は、校長の命により校長の職務を補佐し、校務を分担する。校長が不在の時は、教務主事はその職務を代行する。
- 3 第1項に定めるもののほか、総務担当副校長及び広報・企画担当副校長を置くことができるものとし、教授又は准教授をもって充てる。
- 4 前項の副校長の任期は、2年とする。
- 5 副校長は、委員会を所掌する。所掌する委員会については、別に定める。

(主事補)

第6条 前条に規定する各主事の職務を助けるため、教務主事補、学生主事補及び寮務主事補を置き、教授、准教授、専任講師又は助教をもって充てる。

- 2 各主事補は、校長が任命し、その任期は2年とする。
- 3 各主事補は、主事に事故があるときは、その職務を代理する。

(総務担当副校長補佐)

第6条の2 第5条の2第3項に規定する総務担当副校長の職務を助けるため、総務担当副校長補佐を置くことができるものとし、教授、准教授又は専任講師をもって充てる。

- 2 副校長補佐は、校長が任命し、その任期は2年とする。
- 3 副校長補佐は、総務担当副校長に事故があるときは、その職務を代理する。

(広報・企画担当副校長補佐)

第6条の3 第5条の2第3項に規定する広報・企画担当副校長の職務を助けるため、広報・企画担当副校長補佐を置くことができるものとし、教授、准教授又は専任講師をもって充てる。

- 2 広報・企画担当副校長補佐は、校長が任命し、その任期は2年とする。
- 3 広報・企画担当副校長補佐は、広報・企画担当副校長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専攻科長及び副専攻科長)

第7条 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）の規定により特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とする組織として、本校に機械・電子システム工学専攻、制御・情報システム工学専攻、環境建設工学専攻を置き、専攻科長及び副専攻科長を置く。

- 2 専攻科長は、教授をもって充て、校長の命を受け、専攻科を統括する。副専攻科長は、教授、准教授をもって充て、専攻科長を補佐する。
- 3 専攻科長及び副専攻科長の任期は2年とする。

(事務部)

第8条 学則第10条に基づき本校に事務部を置き、事務部に総務課及び学生課を置く。
各課の組織及び所掌事務については、別に定める。

2 事務部に、事務部長及び課長を置き、職員をもって充てる。

3 事務部長は、校長の命により委員会を所掌する。所掌する委員会については、別に定める。

(教育研究支援センター)

第8条の2 学則第10条の2に基づき本校に教育研究支援センター（以下「センター」という。）を置き、センターの組織及び運営その他必要な事項については、別に定める。

2 技術職員（施設系技術職員を除く。）は、教育研究に係る技術的支援に関する業務を処理するため、センターに所属する。

(学科主任)

第9条 工学に関する専攻分野を教育するための組織として、本校に機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、情報工学科及び環境都市工学科を置き、それぞれの学科に学科主任を置き、その学科の教授又は准教授をもって充てる。

2 学科主任は、当該学科に属する教員の総意に基づき校長が任命し、その任期は2年以内とする。

3 学科主任は、当該学科に関し、教育課程の編成、授業科目の分担その他学科内の教育研究活動の調整、学生の教育指導、就職あっせん及び進路指導並びに学科に供用される施設及び設備の管理に関する校務を掌る。

(学系及びその主任)

第10条 一般科目に関する授業科目のうち国語、社会、保健・体育、芸術及び外国語に関するものを担当する教員組織を人文学系、一般科目に関する授業科目のうち数学及び理科に関するもの並びに専門科目に関する授業科目のうち応用数学、応用物理及び各学科に共通する情報処理に関するものを担当する教員組織を基礎学系とし、それぞれの学系に学系主任を置き、その学系の教授又は准教授をもって充てる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、学系主任に、これを準用する。

(学年主任及び学級担任)

第11条 本校の各学年に対応して、学年主任、各学級に対応して、学級担任を置き、専任教員（助手を除く。）をもって充てる。

2 学年主任及び学級担任は、教務主事及び学生主事の推薦に基づき校長が任命し、その任期は1年とする。ただし、学年主任については、学級担任の中から任命するものとする。

3 学年主任は、学級担任との連絡会を招集し、当該学年の学級担任及び各主事との連絡調整に当たるものとする。

4 学級担任は、各学級の運営及び特別活動等に関する指導並びに学生各個人の厚生補導

に関する校務を分担実施する。

(指導教員)

第12条 本校学友会の各部及び各同好会に対応して、指導教員を置き、専任教員をもって充てる。

2 指導教員は、学生主事の推薦に基づき校長が任命し、その任期は1年とする。

3 指導教員は、学生主事の総括のもとに部及び同好会の活動について指導と助言を与える。

(舎監)

第13条 学則第60条に基づき、本校の学寮に舎監を置く。

2 舎監の当直勤務は、寮務主事の定める割り振りに基づき、専任教員について校長が命ずる。

3 舎監は、寮務主事の総括のもとに寮生の共同生活の指導に当る。

(図書館及びその長)

第14条 本校に図書館を置く。図書館の運営その他必要な事項は、別に定める。

2 図書館に館長を置き、教授又は准教授をもって充てる。

3 館長は、校長が任命し、任期は2年とする。

4 館長は、図書館の管理運営に関することを総括する。

(ネットワーク情報センター及びその長)

第15条 本校にネットワーク情報センターを置く。ネットワーク情報センターの運営その他必要な事項は、別に定める。

2 ネットワーク情報センターにセンター長及び副センター長を置く。センター長は、教授又は准教授をもって充て、副センター長は、教授、准教授、専任講師又は助教をもって充てる。

3 センター長及び副センター長は、校長が任命し、任期は2年とする。

4 センター長は、ネットワーク情報センターの管理運営に関することを総括し、副センター長は、センター長を補佐する。

(地域共同テクノセンター及びその長)

第16条 本校に地域共同テクノセンターを置く。地域共同テクノセンターの運営その他必要な事項は、別に定める。

2 地域共同テクノセンターにセンター長及び副センター長を置く。センター長は、教授又は准教授をもって充て、副センター長は、教授、准教授、専任講師又は助教をもって充てる。

3 センター長及び副センター長は、校長が任命し、任期は2年とする。

4 センター長は、地域共同テクノセンターの管理運営に関することを総括し、副センター長は、センター長を補佐する。

(実習工場及びその長)

第17条 本校に実習工場を置く。実習工場の運営その他必要な事項は、別に定める。

- 2 実習工場に工場長を置き、機械工学科に属する教授又は准教授をもって充てる。
- 3 工場長は、機械工学科主任の推薦に基づき校長が任命し、任期は2年とする。
- 4 工場長は、機械工学科主任の指導の下に、実習工場の管理運営に関することを総括する。

(国際交流センター及びその長)

第18条 本校に国際交流センターを置く。国際交流センターの運営その他必要な事項は別に定める。

- 2 国際交流センターにセンター長及び副センター長を置く。センター長は、教授又は准教授をもって充て、副センター長は、教授、准教授、専任講師又は助教をもって充てる。
- 3 センター長及び副センター長は校長が任命し、任期は2年とする。
- 4 センター長は、国際交流センターの管理運営に関することを総括し、副センター長は、センター長を補佐する。

(学生相談室及びその長)

第18条の2 本校に学生相談室を置く。学生相談室の運営その他必要な事項は別に定める。

- 2 学生相談室に室長及び副室長を置く。室長は、教授又は准教授をもって充て、副室長は、教授、准教授、専任講師又は助教をもって充てる。
- 3 室長及び副室長は校長が任命し、任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 室長は、学生相談室の管理運営に関することを総括し、副室長は、室長を補佐する。

(キャリア支援室及びその長)

第18条の3 本校にキャリア支援室を置く。キャリア支援室の運営その他必要な事項は別に定める。

- 2 キャリア支援室に室長を置く。室長は、教授又は准教授をもって充てる。
- 3 室長は校長が任命し、任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 室長は、キャリア支援室の管理運営に関することを総括する。

(IR室及びその長)

第18条の4 本校にIR室を置く。IR室の運営その他必要な事項は別に定める。

- 2 IR室に室長を置く。室長は、教授又は准教授をもって充てる。
- 3 室長は校長が任命し、任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 室長は、IR室の管理運営に関することを総括する。

第19条 (削除)

(点検・評価委員会)

第20条 本校の教育研究水準等の向上を図ることを目的として、中期計画及び年度計画を策定し執行するとともに、教育研究活動等の状況について点検・評価等を行うため、本校に点検・評価委員会を置く。

2 この委員会の運営その他必要な事項については、別に定める。

第21条 (削除)

第21条の2 (削除)

第3章 審議機関

(教員会議)

第22条 本校の運営に関して、教員の意見聴取、情報共有及び合意形成を図るため、本校に教員会議を置く。

2 この会議は、校長及び専任教員をもって構成し、議長は、校長、副校長以外の教員の互選によって定める。

3 この規則で定めるものの外、教員会議の招集、運営その他必要な事項は、教員会議が定める。

4 この会議の事務は、総務課において処理する。

(運営調整会議)

第22条の2 本校の運営に関する執行機関内の意思決定及び重要、緊急事項の審議を行うため、運営調整会議を置く。

2 この会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

(運営協議会)

第23条 本校の運営に関する重要事項について審議し、合議決定するため、本校に運営協議会を置く。

2 運営協議会は、校長、教務主事、学生主事、寮務主事、専攻科長、地域共同テクノセンター長、総務担当副校長、広報・企画担当副校長、事務部長、各学科主任及び各学系主任をもって構成し、校長が主宰する。

3 運営協議会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

4 運営協議会の事務は、総務課において処理する。

(入学者選考会議)

第24条 入学者の選考について合議決定するため、本校に入学者選考会議を置く。

2 この会議は、次に掲げる教職員をもって構成し、校長が主宰する。

(1) 校長

(2) 副校長

- (3) 各学科・学系主任
 - (4) 教務主事補（準学士課程の場合に限る。）
 - (5) 副専攻科長（専攻科生の場合に限る。）
 - (6) 教務委員会委員（準学士課程の場合に限る。）
 - (7) 専攻科委員会委員（専攻科生の場合に限る。）
 - (8) 面接担当教員
 - (9) 適性検査担当教員（推薦入学者の選抜の場合に限る。）
 - (10) 問題作成委員（専攻科生，編入学生の場合に限る。）
- 3 前項の構成員以外の専任教員も会議に出席し，発言を求めることができる。
- 4 この会議の事務は，学生課において処理する。

（成績審査会議）

- 第25条 学生の各学年の課程修了及び卒業の認定について合議決定するため，本校に成績審査会議を置く。
- 2 この会議は，校長及び専任教員（助手を除く。）をもって構成し，校長が主宰する。
- 3 前項の構成員以外の者を会議に出席させ，発言を求めることができる。
- 4 この会議の事務は，学生課において処理する。

（賞罰審査会議）

- 第26条 学生の表彰又は懲戒について合議決定するため，本校に賞罰審査会議を置く。
- 2 この会議は，次に掲げる教職員をもって構成し，校長が主宰する。
- (1) 校長
 - (2) 教務主事，学生主事，寮務主事（寮生の場合に限る。），学生主事補及び寮務主事補（寮生の場合に限る。）
 - (3) 専攻科長（専攻科生の場合に限る。）
 - (4) 当該学科主任及び当該副専攻科長（専攻科生の場合に限る。）
 - (5) 当該学級担任
- 3 この会議の表彰の審査については，校長は必要に応じて表彰候補者の推薦者を会議に出席させることができる。
- 4 この会議の事務は，学生課において処理する。

（人事諮問会議）

- 第27条 校長の諮問に応じて，教員の人事に関する事項（個別的な案件を除く。）について校長に助言するため，本校に人事諮問会議を置く。
- 2 この会議は，専任教員の互選により選出された3名の委員と校長をもって構成し，校長が主宰する。
- 3 委員の任期は，1年とする。
- 4 委員は，この会議の審議事項について，秘密を守る義務を負うものとする。

（委員会）

第28条 本校に運営協議会の諮問に応じて答申し、これに建議するため、本校に次に掲げる委員会を置く。

- (1) 教務委員会
- (2) 学生委員会
- (3) 寮務委員会
- (4) 専攻科委員会
- (5) 広報・企画委員会
- (6) 施設整備・環境委員会
- (7) 留学生支援委員会
- (8) 研究促進・知的財産委員会

2 前項に定める委員会の外、必要に応じ、委員会を置くことができる。

3 各委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(主任会議)

第29条 各学科主任及び学系主任が、担当事項について連絡協議するため、本校に主任会議を置く。

2 この会議に議長を置き、構成員の互選によって定める。

3 この会議の運営その他必要事項については、主任会議が定める。

4 この会議の事務は、総務課において処理する。

(学級担任会議)

第30条 各学級担任が、担当事項について連絡協議するため、本校に学級担任会議を置く。

2 この会議に議長を置き、構成員の互選によって定める。

3 この会議の運営その他必要事項については、学級担任会議が定める。

4 この会議の事務は、学生課において処理する。

(学科会議及び学系会議)

第31条 学科主任及び学系主任の所掌する校務に関して連絡協議するため、各学科及び学系に、それぞれ学科会議又は学系会議を置く。

2 これらの会議は、当該学科又は学系に属する専任教員又は関係職員をもって構成し、当該学科主任又は学系主任が主宰する。

(調査研究会)

第32条 運営協議会の諮問に応じて、特定課題について調査研究を行い、これに報告書を提出するため、調査研究会を置く。

2 調査研究会の委員は、教職員の申出に基づき校長が任命する。

3 各課題ごとの調査研究会の存続期間と委員の任期は、その都度定める。

4 調査研究会の代表者は、委員の互選によって定める。

5 調査研究会の事務は、その都度指定する事務部の部局で処理する。

(雑則)

第33条 この規則に定めるものの外、この規則の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 木更津工業高等専門学校の学科主任等の設置に関する暫定規則（昭和55年規則第2号）は廃止する。
- 3 この規則第22条に規定する入学者の選考基準、学業成績の評価基準及び学生の賞罰基準が決定されるまでの間、入学者の選考並びに学生の成績審査及び賞罰審査は、第24条から第26条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年6月16日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年10月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成12年12月1日から施行する。
- 2 この規則の第14条の2第2項の職員の任期は、同上第3項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、第5条の2第4項の規定については、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年12月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年12月27日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

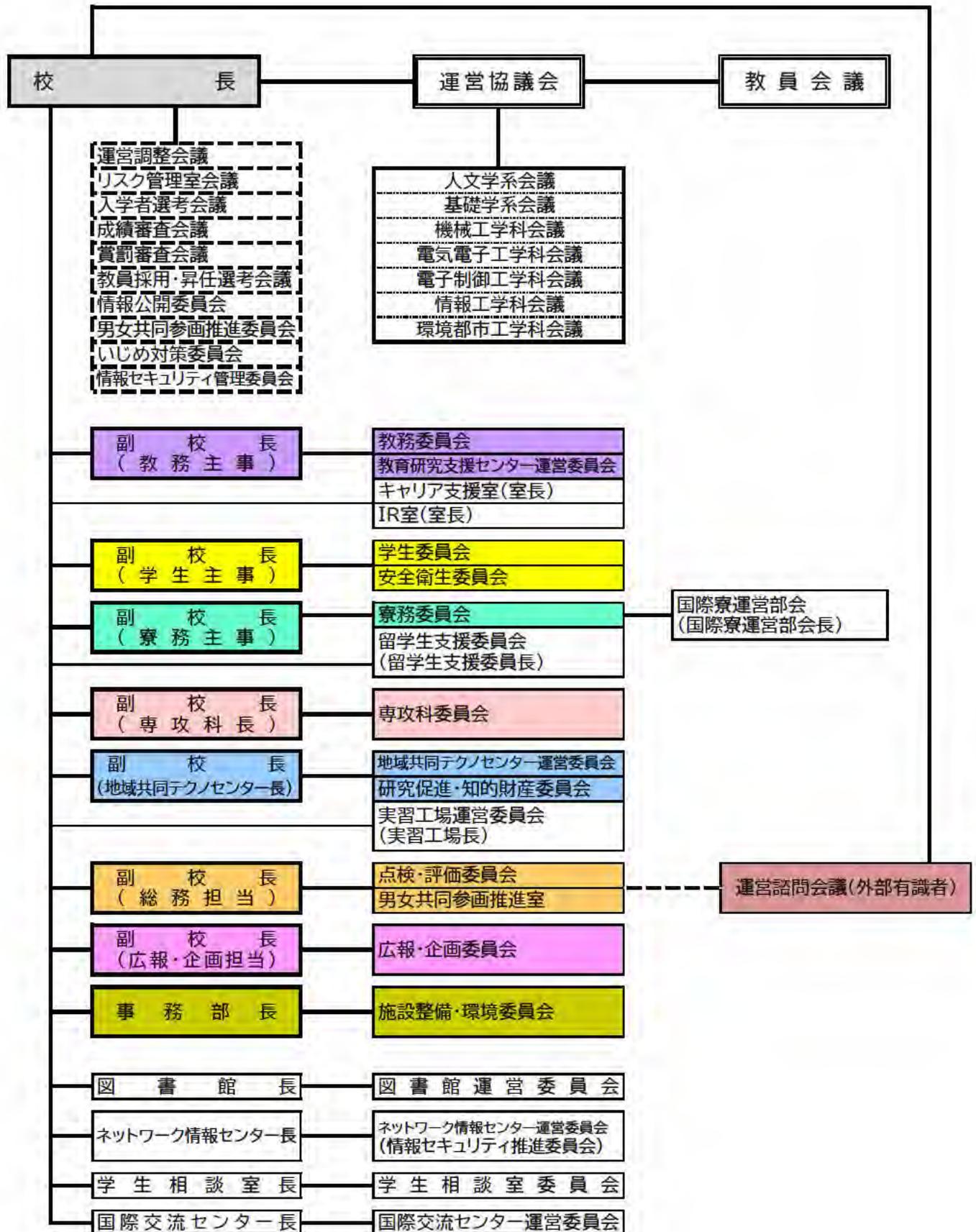
附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

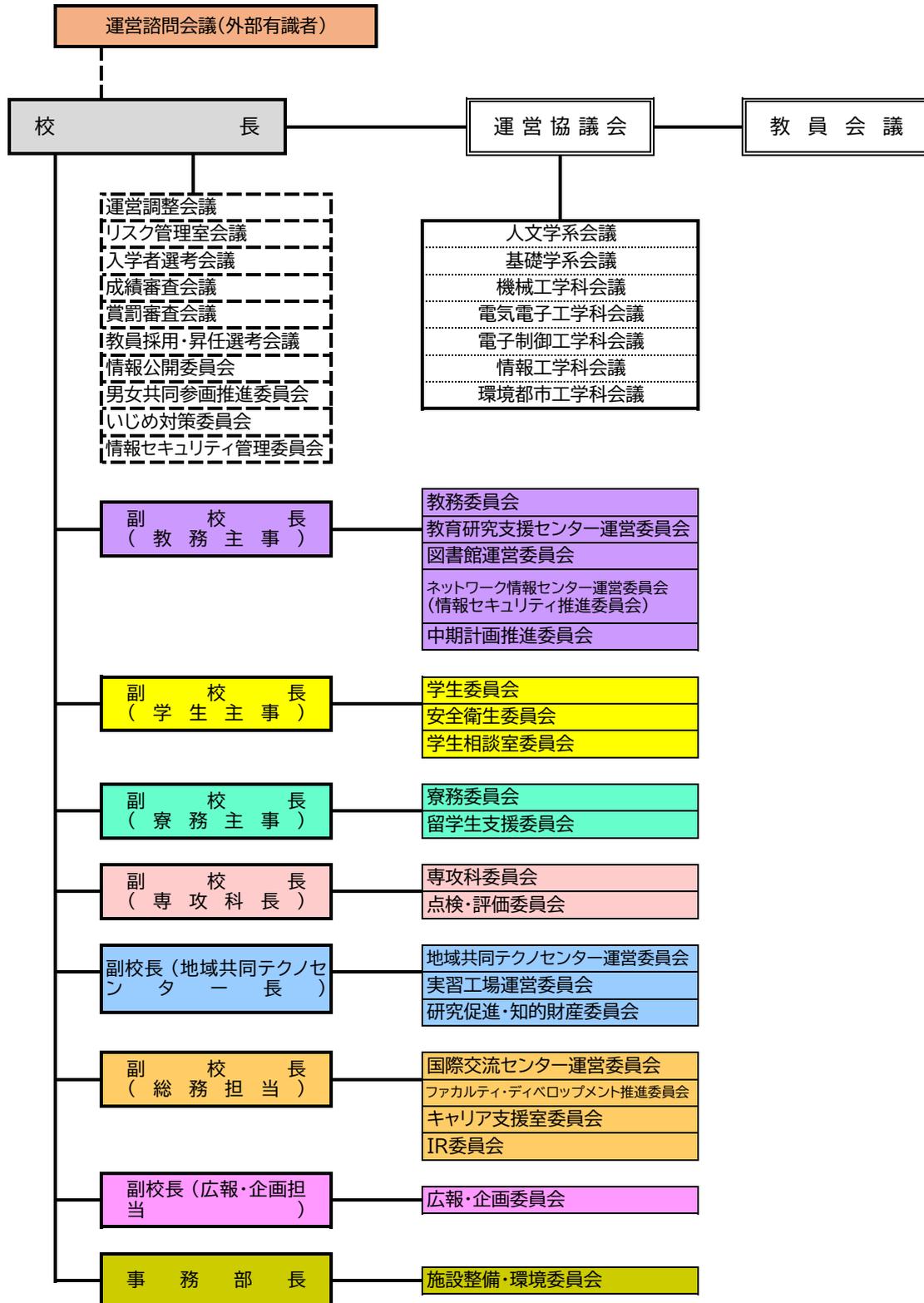
附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

木更津高専 組織体制図(R6.4.1)



木更津高専 組織体制図(R5.4.1)



組織

機構図



職員現員

(令和5年5月1日現在)

職名等区分	校長	教授	准教授	講師	助教	小計	事務職員	技術職員	合計	
現員	1	30	36	3	5	75	31	13	119	
男女数	男	1	28	30	3	4	66	16	10	92
	女		2	6		1	9	15	3	27
年齢構成	60代	1	9				10	1	1	12
	50代		16	12			28	12	5	45
	40代		5	15			20	6	2	28
	30代			9	2	4	15	8	5	28
	20代				1	1	2	4		6

木更津工業高等専門学校危機管理規程

平成23年5月26日
規則第1号

(目的)

第1条 この規程は、木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本校における危機管理体制、対処方法等を定めることにより、本校の学生、教職員及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、本校の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、危機管理とは次条に定める危機事情の原因と状況を把握、予知又は分析し、その事象によってもたらされる事態を想定することにより、被害や影響を回避又は軽減し、最小限に抑制するための適切な対応を行うことをいう。

(危機管理の対象)

第3条 第1条の目的を達成するため、この規程に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号の一に該当するものであって、組織的・集中的に対処することが必要な事態とする。

- (1) 学生及び教職員の安全にかかわる重大な事態
- (2) 本校の教育研究等の活動の遂行に重大な支障がある事態
- (3) 本校に対する社会的信頼を損なう事態
- (4) 施設管理上の重大な事態
- (5) その他前各号に類するような事態

(危機管理のための校長等の責務)

第4条 校長は、本校における危機管理を統括する責任者であり、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 副校長は、校長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。
- 3 学科・学系主任は校長、副校長と連携し全学的な危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 教職員は、危機管理意識をもって、その職務の遂行に当たるものとする。

(リスク管理室の設置)

第5条 本校にリスク管理室を設置する。

- 2 リスク管理室は、本校の危機管理に関して総括し、危機管理体制の充実に努め、対処に必要な危機管理に当たる。
- 3 リスク管理室の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 校長

- (2) 副校長
 - (3) 各学科・学系主任
 - (4) 事務部長，総務課長及び学生課長
 - (5) その他校長が指名する者
- 4 リスク管理室に室長を置き，校長をもって充てる。室長に事故があるときは，教務主事はその職務を代行する。
- 5 第3項第2号から第5号に掲げる者をリスク管理員とする。

(リスク管理室の業務等)

第6条 リスク管理室は，次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 危機管理対応組織となり，危機事象における情報収集，対応方針，対応方法，対応担当者等の決定及び指示
- (2) 重大な損失を伴う事態が発生したときの緊急対策
- (3) 必要に応じて，機構本部リスク管理対策本部，関係行政機関及び保護者等との連携
- (4) 必要に応じて，教員会議，保護者会等を開催し，情報収集，事態等を説明
- (5) 想定される危機事象に関する検討，情報収集，分析及び対応策の立案と実施
- (6) 危機管理マニュアル等の作成，見直し及び周知
- (7) 教職員及び学生への教育及び訓練の実施
- (8) 緊急時の情報伝達体制の整備
- (9) その他危機管理に係る事項

(リスク管理員以外の出席)

第7条 リスク管理室長が必要と認めるときは，リスク管理員以外の者を会議に出席させ，当該事項の意見を述べさせることができる。

(危機事象に関する通報等)

- 第8条 教職員及び学生は，緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生する恐れがあることを発見した場合は，リスク管理員に通報しなければならない。
- 2 リスク管理員は，前項の通報を受け，又は自ら危機事象を察知した場合は，直ちに室長に連絡するとともに，当該危機事象の状況を確認し，室長と対処方針を協議しなければならない。
- 3 前項の協議により対処方針等を決定したときは，次条により対策本部を設置する場合を除き，リスク管理室が対処に当たるものとする。

(対策本部の設置)

- 第9条 校長は，危機事象の対処のために必要と判断する場合は，速やかに当該事象に係る対策本部を設置するものとする。
- 2 対策本部の構成は，次のとおりとする。
- (1) 本部長は，校長をもって充て，対策本部の業務を統括する。

(2) 副本部長は、教務主事及び事務部長をもって充て、本部長を補佐する。

(3) 本部員は、教務主事以外の副校長、総務課長及び学生課長をもって充てる。ただし、必要に応じて本部長の指名する者を加えることができる。

3 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(対策本部の権限等)

第10条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機事象に対処しなければならない。

2 教職員及び学生は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、危機事象の対処終了後に、必要事項をリスク管理室に報告しなければならない。

(機構本部リスク管理本部等との連携)

第11条 対策本部は、危機管理を総合的かつ有機的に実施するため、機構本部リスク管理本部と相互連携を図るものとする。必要に応じて関係行政機関及び保護者等と連携して対応するものとする。

(校長が不在の場合の措置)

第12条 校長が出張等により不在の場合は、校長が指名する副校長が、この規程に基づき、危機管理に対処するものとする。

(秘密保持の義務)

第13条 本校のリスク管理又は危機対策に関する業務に従事する職員は、その業務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務)

第14条 危機管理に関する事務は、総務課が行う。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月27日から施行する。

危機管理マニュアル

独立行政法人国立高等専門学校機構
木更津工業高等専門学校

令和6年2月(改訂版)

目 次

第1章 災害事象（火災、地震、台風・風水害）	
第1章 災害発生時における緊急連絡先	
1. 勤務時間内の場合	1
2. 勤務時間外の場合（夜間、休日）	2
3. 連絡方法の注意	3
4. 災害発生後の安否等連絡先	3
5. 一斉配信メールによる安否確認	3
第2章 災害に対する事前の対策	
1. 共通項目（日常の留意事項）	4
2. 火災に対する事前の対策	4
3. 地震に対する事前の対策	4
4. 台風・風水害に対する事前の対策	4
第3章 災害対策本部の対応	
1. 災害対策本部の設置について	5
2. 災害対策本部等における組織及び任務について	5
3. 災害対策本部等構成員の招集	7
第4章 災害時の避難について（学生便覧避難要領抜粋）	
1. 火災発生時の対応	8
2. 地震発生時の対応	8
3. 避難要領	9
4. 避難場所及び避難状況等の報告	9
第5章 災害時の対応フロー及び対応文等	
1. 火災（平日）	15
2. 火災（夜間・休日）	17
3. 火災（学寮）	19
4. 火災・地震対応マニュアル（舎監室・宿直者用）	21
5. 初期消火（消火器の使い方・屋内消火栓の使い方）	22
6. 地震（平日）	23
7. 地震（夜間・休日）	25
8. 地震（学寮）	27
9. 台風・風水害	29
第6章 緊急時の応急手当	
1. 救急処置の流れ	31
2. A E Dの使用法	33
3. 止血法	36

第2 学生等関連事象

第1章 学生の事件・事故

1. 学生の事件・事故対応フロー及び対応文	37
-----------------------	----

第2章 病人等発生時の対応フロー及び対応文

1. 病人等発生時（通常時）	39
2. 病人等発生時（学寮）	41
3. 病人等発生時（課外活動時）	43

第3章 いじめ

1. いじめ対応フロー及び対応文	45
------------------	----

2. いじめ対策にあたって

(1) いじめとは何か	47
(2) いじめの未然防止	48
(3) いじめの早期発見・事案対処	48
(4) 地域との連携	48
(5) 情報公開と点検評価	49

3. いじめ防止プログラム

(1) いじめを起こさない・いじめを許さない環境作り	49
(2) 教職員の責務	49
(3) 年間活動計画及び取り組みに対する評価・検証	50
(4) 教職員の研修	50
(5) インターネット等によるいじめへの対応	50
(6) 寮生への指導	51

4. いじめの早期発見・事案対処マニュアル

(1) 早期発見と相談窓口	51
(2) いじめ被害学生、保護者への支援	52
(3) いじめ加害学生、保護者への対応	53
(4) 重大事態への対処	54
(5) いじめの解消	54
(6) 事案対処情報の開示	55

5. 付録

(1) いじめ対策フロー図	56
(2) いじめ対策P D C Aサイクル	57
(3) 関係法案・ポリシー等へのリンク	58
(4) 関係連絡先一覧	58

第4章 虐待

1. 虐待対応フロー及び対応文	59
-----------------	----

第3 情報セキュリティインシデント

1. 定義	61
2. インシデント通報窓口	63

3.	インシデントの対応判断のエスカレーション手順	63
4.	物理的インシデント発生時の対応	65
5.	システムインシデント発生時の対応	66
6.	コンテンツインシデントに関する緊急対応	67
7.	学外クレーム対応	67
8.	通常の利用規定違反行為の対応	70
9.	学内処分との関係	71
10.	インシデント対応の役割分担例	71
11.	インシデント発生時の対応手順（フロー図）	72
12.	情報インシデント対応フロー及び対応文	73
13.	すぐやる三箇条	76
第4	ハラスメント	
1.	ハラスメント対応フロー及び対応文	77
第5	個人情報の紛失、漏えい等	
1.	個人情報の紛失、漏えい等対応フロー及び対応文	79
第6	毒劇物の紛失・盗難及び事故	
1.	毒劇物の紛失・盗難及び事故対応フロー及び対応文	81
第7	不審者	
1.	不審者対応フロー及び対応文	83
第8	感染症	
1.	感染症の種類と対応	86
第9	関係機関連絡先	
1.	本校（木更津工業高等専門学校）、2. 文部科学省	89
3.	国立高等専門学校機構本部事務局	90
4.	千葉県、5. 木更津市、6. 君津健康福祉センター（君津保健所）	91
7.	ライフライン関係機関	91
8.	交通機関	91
9.	防災・災害等情報	91

令和5年度危機管理関係行事等実施一覧

1. 学寮火災避難訓練及び消火器訓練： 5月16日（火）
2. AED講習会（学生向け）： 8月8日（火）
3. コンプライアンスに関するセルフチェック： 12月1日（金）～15日（金）
※オンライン実施
4. 普通救命講習会（教職員向け）： 9月21日（木）
5. 学寮地震避難訓練： 10月17日（火）
6. 防災訓練： 10月3日（火）
7. 災害備蓄品の購入： 令和4年度と同数を購入済み

令和5年度教職員厚生補導研究会実施要項

1. 企画の名称

外部資金獲得と研究推進

2. 企画の目的

高専教育では、問題解決や課題達成に必要となる資質・能力を育てることが求められており、真に答えのない課題に取り組む卒業研究・専攻科特別研究を活性化させる必要がある。また、高等教育機関としての高専と高等学校との区別化および専攻科進学と大学編入の区別化のためにも、教員の研究活動は重要である。加えて、特例適用専攻科の認定審査が迫っており、専攻科生の学ぶ選択肢を狭めないためにも研究活動を活性化させる必要がある。さらに、教員研究費が年々減額されている中で、研究推進および教育環境の充実のために、外部資金獲得が求められている。今回の厚生補導研究会では、「外部資金獲得と研究推進」をテーマにして、話し合うこととしたい。

3. 日 時 令和5年9月8日（金）9時30分～14時40分（予定）

4. 研修会場 木更津工業高等専門学校

5. 研修内容

(1) 開講式 <9:30～9:40>

(2) 基調講演Ⅰ <9:40～10:30>

「高専における研究活動の現状と国立高専機構での研究推進の取り組み」

基調講演Ⅱ <10:35～11:25>

「科学研究費補助金の審査の仕組みと審査員が読みたくなる申請書とは？」

基調講演Ⅲ <11:30～12:00>

「外部資金獲得状況と水環境の改善に向けた研究活動の紹介」

(3) 班別討議 <13:00～14:30>

テーマⅠ：専攻科の活性化と研究推進

テーマⅡ：研究推進のための木更津高専の戦略

テーマⅢ：外部資金獲得のための取り組み

テーマⅣ：企業等との共同研究と協働教育

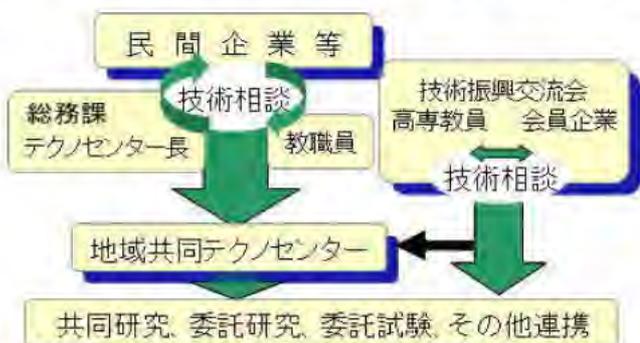
(4) 閉講式 <14:30～14:40>

ご相談の方法

[TOP](#) > [産学・地域連携](#) > [地域共同テクノセンター](#) > [ご相談の方法](#)

ご相談の方法

1. まずは技術相談で問題を明確にします。窓口は総務課研究力・地域連携係ですのでそちらにご相談ください。知り合いの教員がいれば直接ご相談頂いてもかまいません。技術振興交流会にご加入頂いている場合は、交流会の中で相談して頂けます。
2. ご相談内容によって共同研究、委託研究、試験研究、その他の連携に移行することができます。



産学・地域連携

地域共同テクノセンター

[活動目的](#)

[事業内容](#)

[ご相談の方法](#)

[施設紹介](#)

[教員紹介](#)

[活動履歴](#)

[組織図](#)

[テクノセンター規程](#)

[ラボの研究成果報告](#)

[申請書・報告書 書式](#)

[教員の研究を探す](#)

[技術振興交流会](#)

木更津工業高等専門学校 / 総務課研究協力・地域連携係

[お問い合わせフォームはこちら](#)

〒292-0041 千葉県木更津市清見台東2-11-1 TEL : 0438-30-4032 FAX : 0438-98-5717

一日体験入学

令和5年4月現在

金額の単位:千円、金額は直接経費のみ

研究種目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
採択件数 (新規)	基盤研究(B) (一般)	件数 2			1	
		金額 5,900			8,300	
	基盤研究(B) (海外学術調査)	件数				
		金額				
	基盤研究(C)	件数 3	3	5	3	4
		金額 3,700	3,700	6,000	3,000	5,000
	若手研究(A) 令和元年度から募集停止	件数				
		金額				
	若手研究(B) 令和元年度から募集停止	件数				
		金額				
	若手研究 令和元年度新設	件数 3	1	1		1
		金額 2,900	1,000	700		1,100
挑戦的研究(萌芽)	件数					
	金額					
研究活動スタート支援	件数					
	金額					
研究成果公開発表(B) ひらめき☆ときめきサイエンス	件数				1	
	金額				490	
小計	件数	5	4	6	5	5
	金額	8,800	4,700	7,400	11,790	6,100
採択件数 (継続)	基盤研究(B) (一般)	件数 2	4	3	3	4(1)
		金額 4,500	7,100	4,700	5,500	7,900
	基盤研究(B) (海外学術調査)	件数 1	1	(1)	(1)	
		金額 2,600	2,200			
	基盤研究(C)	件数 9	7(1)	9(6)	10(2)	10(1)
		金額 8,300	3,700	1,700	5,500	8,200
	若手研究(A) 令和元年度から募集停止	件数				
		金額				
	若手研究(B) 令和元年度から募集停止	件数 2(1)				
		金額 500				
	若手研究 令和元年度新設	件数	2	1	2	2
		金額	2,700	1,200	1,100	630
挑戦的研究(萌芽)	件数 2(1)	1	(1)			
	金額 2,500	900				
研究活動スタート支援	件数					
	金額					
小計	件数	16(2)	15(1)	15(8)	16(3)	16
	金額	18,400	17,100	7,600	12,100	16,730
奨励研究	件数	1	2	1	-	2
	金額	540	960	470	-	940
合計	件数	22(2)	21(1)	22(8)	21(3)	23(2)
	金額	27,740	22,760	14,770	23,890	23,770

※件数欄のカッコの件数は、延長・繰越した件数である。(内数)

研究種目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請件数	基盤研究(A)	-	-	-	1	-
	基盤研究(B)(一般)	6	6	4	2	2
	基盤研究(B)(海外学術調査)	-	-	-	-	-
	基盤研究(C)	9	16	15	12	16
	若手研究(A) 令和2年度から募集停止	-	-	-	-	-
	若手研究(B) 令和2年度から募集停止	4	-	-	-	-
	若手研究 令和2年度新設	-	3	4	3	7
	挑戦的研究(開拓)	-	1	-	-	-
	挑戦的研究(萌芽) ※29年度からの名称	8	7	5	3	4
	研究活動スタート支援	2	3	1	2	-
	学術変革領域研究(A)(公募研究)	-	-	-	-	1
	新学術領域研究(研究領域提案型・継続の研究領域)	-	-	-	-	-
	国際共同研究加速基金(国際共同研究強化B)	1	-	-	-	-
	研究成果公開発表(B)ひらめき☆ときめきサイエンス	-	-	-	1	-
	奨励研究	12	12	9	11	13
計	42	48	38	35	43	
学科学系別	人文学系	2	4	2	3	4
	基礎学系	5	8	5	3	5
	機械工学科	3	3	4	4	2
	電気電子工学科	4	6	4	5	7
	電子制御工学科	2	1	2	2	2
	情報工学科	8	8	7	5	5
	環境都市工学科	6	6	4	2	5
	教育研究支援センター	11	12	9	11	12
	事務部	1	-	-	-	1
	計	42	48	37	35	43

令和5年5月18日（木）

令和5年度第2回運営協議会（会議室A：10：45～）

<協議題>

- 1. [Redacted] [Redacted] [Redacted]

<連絡・報告>

- [Redacted] [Redacted] [Redacted]

■ [Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

<その他>

■ [Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
2. 東日本電信電話株式会社との連携協力に関する二者協定について	(資料なし)	(地域共同テクノセンター長)

木更津工業高等専門学校と東日本電信電話株式会社との
連携協力に関する協定書（案）

木更津工業高等専門学校（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

- 第1条 本協定は、産学の連携を通して研究成果の社会への還元促進を図り、情報通信産業の振興と社会全体の発展に寄与すること、及び教育活動の交流により学校教育のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進を図り、全ての生徒、職員にデジタル化の恩恵が行き渡ることを目的とする。
- 2 甲及び乙は、前条を目的のため、研究開発・人材育成及びそれぞれが保有する知的・人的資源等を有効に活用し相互に連携協力を推進する。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力するものとする。甲及び乙の具体的取組み事項と責任分担は、別途協議の上、別紙にて定めるものとする。なお、具体的取組み事項の詳細及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。

- （1）ICT・DX技術を活用した地域産業の高度化に関する事項
- （2）研究者の研究交流を含む相互協力に関する事項
- （3）研究施設、設備等の相互利用に関する事項
- （4）地域の持続的発展に関する事項
- （5）人材育成の推進及び相互支援に関する事項
- （6）その他、DX推進に関する事項

- 2 甲と乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に促進するため、随時、打合せを行い、乙は甲に対して必要な情報提供、助言等を行うものとする。
- 3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社を実施させることができる。
- 5 甲及び乙は、本協定に基づく取組み結果についてなんら保証するものではなく、本協定により生じた費用、損害、損失及び負担について相互に責任を負わないものとする。

（費用）

第3条 各当事者は、別紙に定める自らの役割に係る業務を遂行するための費用は、各自で負担する。ただし、両当事者が共同で行う業務に係る費用、当事者のいずれが負担すべきか定かでない費用、当事者のいずれかにとって著しく負担となる費用については、当事者間で協議の上その負担を決定する。

Framework of Activities

National Institute of Technology, Japan (NIT) and Office of the Vocational Education Commission (OVEC), Ministry of Education, Thailand signed a Memorandum of Understanding (MOU) on July 14, 2014. The purpose of the MoU is to encourage and promote academic cooperation and exchange between their respective institutions.

- 1) This framework of activities is intended to outline the framework for implementing an exchange program between National Institute of Technology, Kisarazu College which is under the supervision of National Institute of Technology, and Suranaree Technical College which is under the supervision of Office of the Vocational Education Commission (OVEC), to promote academic exchange and cooperative relationship on education and research (each an "Institution" and together the "Institutions").
- 2) Both institutions agree to implement the following activities.
 - a) Exchange of students
 - b) Exchange of academic staff
 - c) Exchange of academic materials, publications and information
 - d) Cooperation for joint lectures, research activities, symposia and projects
 - e) Other programs agreed on through consultation between both Institutions
- 3) The activities must be within the scope of above-mentioned MOU between NIT and OVEC.
- 4) This framework of activities is not intended to create any financial or legally binding obligations or contractual relationship between the Institutions. This framework of activities is made in English, and can be translated into other languages, provided that the translations adhere to the text of the English version.

National Institute of Technology, Kisarazu
College, Kisarazu, Japan



MAKOTO YAMAZAKI

PRESIDENT

Date 23rd August, 2023

Suranaree Technical College
Office of the Vocational Education Commission,
Thailand



SAYAN PRAGOSANTANG

DIRECTOR

Date 23rd August, 2023

覚書(Framework of Activities)

国立高等専門学校機構(NIT)とタイ教育省職業教育局(OVEC)の間で 2014 年 7 月 14 日に交流協定書(以下、MOU)が締結されました。同 MOU は、両機関が管轄する教育機関間での学術交流と協力関係を推進することを目的としています。

1. 本覚書は国立高等専門学校機構(NIT)の管轄下にある木更津工業高等専門学校とタイ教育省職業教育局(OVEC)の管轄下にあるスラナリ・テクニカルカレッジの間に(以下両機関という)学術交流と協力関係を推進する仕組みを確立することを目的としている。
2. 両機関は以下の活動を実施することに合意しました。
 - a) 学生交流
 - b) 教職員交流
 - c) 学術資料、出版物、情報の交換
 - d) 合同講義、研究、シンポジウム、プロジェクトのための協力
 - e) 機関間で協議し、合意されたその他の活動
3. 交流活動は NIT と OVEC の間の MoU 範囲内に実施する。
4. 本覚書は、機関間に財務上または法的に拘束力のある義務または契約関係を創設することを意図してない。本文は英語によって作成され、本文の意味と意図に従って、多言語での翻訳も可能である。

[署名欄]

Framework of Activities

National Institute of Technology, Japan (NIT) and Office of the Vocational Education Commission (OVEC), Ministry of Education, Thailand signed a Memorandum of Understanding (MOU) on July 14, 2014. The purpose of the MoU is to encourage and promote academic cooperation and exchange between their respective institutions.

- 1) This framework of activities is intended to outline the framework for implementing an exchange program between National Institute of Technology, Kisarazu College which is under the supervision of National Institute of Technology, and Science-Based Technology Vocational College (Chonburi) which is under the supervision of Office of the Vocational Education Commission (OVEC), to promote academic exchange and cooperative relationship on education and research (each an "Institution" and together the "Institutions").
- 2) Both institutions agree to implement the following activities.
 - a) Exchange of students
 - b) Exchange of academic staff
 - c) Exchange of academic materials, publications and information
 - d) Cooperation for joint lectures, research activities, symposia and projects
 - e) Other programs agreed on through consultation between both Institutions
- 3) The activities must be within the scope of above-mentioned MOU between NIT and OVEC.
- 4) This framework of activities is not intended to create any financial or legally binding obligations or contractual relationship between the Institutions. This framework of activities is made in English, and can be translated into other languages, provided that the translations adhere to the text of the English version.

National Institute of Technology, Kisarazu
College, Kisarazu, Japan

Science-Based Technology Vocational College
(Chonburi) Office of the Vocational Education
Commission, Thailand


MAKOTO YAMAZAKI

PRESIDENT

Date: 23rd August, 2023


PEERAPONG PHUNSODA

DIRECTOR

Date: 23rd August, 2023

覚書(Framework of Activities)

国立高等専門学校機構(NIT)とタイ教育省職業教育局(OVEC)の間で 2014 年 7 月 14 日に交流協定書 (以下、MOU) が締結されました。同 MOU は、両機関が管轄する教育機関間での学術交流と協力関係を推進することを目的としています。

1. 本覚書は国立高等専門学校機構(NIT)の管轄下にある木更津工業高等専門学校とタイ教育省職業教育局(OVEC)の管轄下にあるチョンブリ・テクニカルカレッジとの間に (以下両機関という) 学術交流と協力関係を推進する仕組みを確立することを目的としている。
2. 両機関は以下の活動を実施することに合意しました。
 - a) 学生交流
 - b) 教職員交流
 - c) 学術資料、出版物、情報の交換
 - d) 合同講義、研究、シンポジウム、プロジェクトのための協力
 - e)機関間で協議し、合意されたその他の活動
3. 交流活動は NIT と OVEC の間の MoU 範囲内に実施する。
4. 本覚書は、機関間に財務上または法的に拘束力のある義務または契約関係を創設することを意図していない。本文は英語によって作成され、本文の意味と意図に従って、多言語での翻訳も可能である。

[署名欄]

東京工業大学と木更津工業高等専門学校との間における
教育研究交流に関する協定書

国立大学法人東京工業大学（以下「甲」という。）と木更津工業高等専門学校（以下「乙」という。）は、教育及び学術研究上の協力関係を推進するために、ここに教育研究交流協定を締結することに合意するものである。

第1条 甲と乙は、それぞれが教育及び学術研究を推進する上で必要とする分野において、次により交流を行うものとする。

- 1 講義及び共同研究等の実施とこれに伴う学生及び教員の交流
- 2 甲乙両者が相互に関心を有する分野における情報及び資料の交換
- 3 上記1以外の学生及び教員の交流

第2条 この協定に基づく交流を実施する際に必要となる事項については、その都度甲乙両者で意見の交換を行い調整するものとする。

第3条 この協定は、甲乙両者の代表者による署名完了の日に効力を生じるものとし、5年間有効とする。なお、甲乙両者は6ヶ月前までの文書による通知により、本協定を終了することができるものとする。また、本協定の有効期限満了日の6ヶ月前までに甲乙両者により本協定の更新について協議するものとする。

第4条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項については、別途「覚書」を取り交わすものとする。

第5条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、若しくは改訂の必要がある場合は、甲乙両者が協議の上処理するものとする。

上記協定の証として、協定書を2通作成し、甲乙両者がそれぞれ1通保有するものとする。

令和6年2月27日

東京都目黒区大岡山 2-12-1
国立大学法人
東京工業大学長

千葉県木更津市清見台東 2-11-1
独立行政法人国立高等専門学校機構
木更津工業高等専門学校長

(案)

東京工業大学と木更津工業高等専門学校との間における
実習生派遣に関する覚書

国立大学法人東京工業大学（以下「甲」という。）と木更津工業高等専門学校（以下「乙」という。）は、令和6年2月27日に締結された「東京工業大学と木更津工業高等専門学校との間における教育研究交流に関する協定書」に基づき、乙がインターンシップのため派遣する学生を甲が受け入れることについて、以下のとおり合意するものである。

- 1 乙は、乙の学生の中から、甲での実習を希望する学生を若干名推薦できるものとする。
甲は、推薦のあった学生を教育研究その他事業に支障のない範囲で受け入れるものとする。なお、受け入れ学生数及び条件等については、甲乙両方で協議するものとする。
- 2 前項により甲が受け入れた学生（以下「実習生」という。）は、甲の学則その他学生に適用されている規則等に従うものとする。
- 3 実習期間は、甲乙が協議の上決定する。
- 4 実習内容については、乙が甲に一任するものとする。
- 5 乙は、実習生を災害傷害保険及び賠償責任保険に加入させるものとする。
- 6 乙は、実習生に対して、実習の中で知り得た秘密を守るよう指導する。
- 7 実習の実施に係る交通費、滞在費及び食費等は、実習生の負担とする。
- 8 この覚書に疑義が生じた場合又はこの覚書に記載のない事項については、甲乙両者が協議の上決定する。
- 9 この覚書は、甲乙両者の代表者による署名完了の日に効力を生じるものとし、5年間有効とする。なお、甲乙両者は6ヶ月前までの文書による通知により、本覚書を終了することができるものとする。また、本覚書の有効期限満了日の6ヶ月前までに甲乙両者により本覚書の更新について協議するものとする。

上記の覚書の証として、覚書を2通作成し、甲乙両者がそれぞれ1通保有するものとする。

令和6年2月27日

東京都目黒区大岡山 2-12-1
国立大学法人
東京工業大学長

千葉県木更津市清見台東 2-11-1
独立行政法人国立高等専門学校機構
木更津工業高等専門学校長

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING

between

**NATIONAL INSTITUTE OF TECHNOLOGY, KISARAZU COLLEGE
JAPAN**

and

**REPUBLIC POLYTECHNIC
SINGAPORE**

2023



独立行政法人国立高等専門学校機構
木更津工業高等専門学校
National Institute of Technology, Kisarazu College



**NATIONAL INSTITUTE OF
TECHNOLOGY,
KISARAZU COLLEGE,
KISARAZU, CHIBA, JAPAN**

**REPUBLIC POLYTECHNIC
9 WOODLANDS
AVENUE 9
SINGAPORE 738964**

This Memorandum of Understanding (“MOU”) is made on <day><month> 2024.

BETWEEN

1. NATIONAL INSTITUTE OF TECHNOLOGY, KISARAZU COLLEGE, having its place of business at 2 -11-1 KIYOMIDAI-HIGASHI, KISARAZU, CHIBA 292-0041, JAPAN (“NITKC”).

AND

2. REPUBLIC POLYTECHNIC a body corporate established pursuant to the Republic Polytechnic Act 2002 (Statutes of the Republic of Singapore) and having its principal place of business at 9 WOODLANDS AVE 9 SINGAPORE 738964 (“RP”).

(each an “Institution” and together the “Institutions”).

This MOU is intended to outline the framework for implementing an exchange program between NITKC and RP to promote academic exchange and cooperative relationship on education and research.

1. The Institutions will implement the following activities on the basis of the principles of respecting each other’s independence and for mutual benefit:

- a) Exchange of students, including student internship
- b) Exchange of academic staff
- c) Exchange of academic materials, publications and information
- d) Cooperation for joint lectures, research activities, symposia and projects

2. It is agreed that the terms of any joint activity or further form of cooperation will be agreed between the Institutions for each specified case, and will depend, without limitation, on the availability of funds or resources.

3. Both Institutions will accept selected student(s) and staff in each Institution or other affiliates decided by both Institutions for implementing the exchange program.

4. Both Institutions will decide the terms and conditions for exchange of selected students and staff as acceptable by each Institution.

5. Each Institution will nominate an appropriate coordinator for implementing the exchange program. The selected coordinators of both Institutions shall keep close contact with each other to lead the exchange program to succeed.

6. The selected coordinators must deal with emergency cases by keeping close contact with each other during the period of the exchange program.
7. The duration of this MOU shall be FIVE (5) years from the signing date of the MOU. Thereafter, both Institutions shall review the status of the cooperation and may extend it on such terms as may be mutually agreed in writing. This MOU may be terminated upon one (1) month written notice by either side. The termination of this MOU will not affect the terms of activities ongoing at the time of notification of termination unless otherwise agreed by both Institutions.
8. Any amendment to this MOU can be made with the mutual written consent of duly authorized representatives of both Institutions.
9. Any dispute, arising from duties or performance by an Institution, shall be resolved on the basis of mutual understanding, discussions and consultations between the Institutions.
10. This MOU is not intended to create any financial or legally binding obligations or contractual relationship between the Institutions.
11. This document is made in duplicate, and each Institution will keep one signed copy.
12. This MOU is entered into for and on behalf of each Institution by its duly authorized representative.

Date:

Date:

PRESIDENT

NATIONAL INSTITUTE OF TECHNOLOGY,

KISARAZU COLLEGE,

JAPAN

PRINCIPAL & CEO

REPUBLIC POLYTECHNIC

SINGAPORE

In the presence of :-

.....

In the presence of :-

.....

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING

between

**REPUBLIC POLYTECHNIC
SINGAPORE**

and

**NATIONAL INSTITUTE OF TECHNOLOGY, KISARAZU COLLEGE
JAPAN**

2023



**REPUBLIC POLYTECHNIC
9 WOODLANDS
AVENUE 9
SINGAPORE 738964**



独立行政法人国立高等専門学校機構
木更津工業高等専門学校
National Institute of Technology, Kisarazu College

**NATIONAL INSTITUTE OF
TECHNOLOGY,
KISARAZU COLLEGE,
KISARAZU, CHIBA, JAPAN**

This Memorandum of Understanding (“MOU”) is made on <day><month> 2024.

BETWEEN

3. REPUBLIC POLYTECHNIC a body corporate established pursuant to the Republic Polytechnic Act 2002 (Statutes of the Republic of Singapore) and having its principal place of business at 9 WOODLANDS AVE 9 SINGAPORE 738964 (“RP”).

AND

4. NATIONAL INSTITUTE OF TECHNOLOGY, KISARAZU COLLEGE, having its place of business at 2 -11-1 KIYOMIDAI-HIGASHI, KISARAZU, CHIBA 292-0041, JAPAN (“NITKC”).

(each an “Institution” and together the “Institutions”).

This MOU is intended to outline the framework for implementing an exchange program between RP and NITKC to promote academic exchange and cooperative relationship on education and research.

13. The Institutions will implement the following activities on the basis of the principles of respecting each other’s independence and for mutual benefit:

- a) Exchange of students, including student internship
- b) Exchange of academic staff
- c) Exchange of academic materials, publications and information
- d) Cooperation for joint lectures, research activities, symposia and projects

14. It is agreed that the terms of any joint activity or further form of cooperation will be agreed between the Institutions for each specified case, and will depend, without limitation, on the availability of funds or resources.

15. Both Institutions will accept selected student(s) and staff in each Institution or other affiliates decided by both Institutions for implementing the exchange program.

16. Both Institutions will decide the terms and conditions for exchange of selected students and staff as acceptable by each Institution.

17. Each Institution will nominate an appropriate coordinator for implementing the exchange program. The selected coordinators of both Institutions shall keep close contact with each other to lead the exchange program to succeed.

18. The selected coordinators must deal with emergency cases by keeping close contact with each other during the period of the exchange program.
19. The duration of this MOU shall be FIVE (5) years from the signing date of the MOU. Thereafter, both Institutions shall review the status of the cooperation and may extend it on such terms as may be mutually agreed in writing. This MOU may be terminated upon one (1) month written notice by either side. The termination of this MOU will not affect the terms of activities ongoing at the time of notification of termination unless otherwise agreed by both Institutions.
20. Any amendment to this MOU can be made with the mutual written consent of duly authorized representatives of both Institutions.
21. Any dispute, arising from duties or performance by an Institution, shall be resolved on the basis of mutual understanding, discussions and consultations between the Institutions.
22. This MOU is not intended to create any financial or legally binding obligations or contractual relationship between the Institutions.
23. This document is made in duplicate, and each Institution will keep one signed copy.
24. This MOU is entered into for and on behalf of each Institution by its duly authorized representative.

Date:

Date:

PRINCIPAL & CEO

PRESIDENT

REPUBLIC POLYTECHNIC

NATIONAL INSTITUTE OF TECHNOLOGY,

SINGAPORE

KISARAZU COLLEGE,

JAPAN

In the presence of :-

In the presence of :-

.....

.....

国立高等専門学校機構木更津工業高等専門学校
及び Republic Polytechnic 間
連携交流協定書

本連携交流協定書「MOU」は、国立高等専門学校機構国立木更津工業高等専門学校（住所：〒2920041 千葉県木更津市清見台東 2-11-1）（以下、NITKC）と Republic Polytechnic(住所：9 WOODLANDS AVE 9 SINGAPORE 738964, Singapore)（以下、RP）との間に 2024 年**月**日に締結されるものである。

本 MOU は下記の事項を決定することを意図しており、学生と教職員の交流に基づく NITKC と RP（以下、両機関）との間の学術交流と教育上並びに研究上の協力関係を推進する交流プログラムを実施する。

1. 両機関は相互の独立と便益を尊重することを原則として、下記の諸活動を改善する：
 - a) 学生交流
 - b) 教職員交流
 - c) 学術資料、出版物、情報の交換
 - d) 合同講義、研究、シンポジウム、プロジェクトのための協力
2. 交流活動や協力のさらなる形態に関する条件は、機関間で合意され、資金やリソースの利用の可能性に応じて決定する。
3. 両機関は、相手校の選抜した学生と教職員や交流プログラムを実施するため両機関が決定した補助者を受け入れる。
4. 両機関は、相互に承認できる交流条件を決定し、交流を実施する。
5. 両機関は、適当な交流プログラム担当者を指名する。各機関が指名した担当者は、互いに密接な連絡を取り続け、交流プログラムを成功へと導く。
6. 担当者は、交流プログラム期間、相互に密接な連絡を取り、緊急事態に対処しなければならない。
7. 本 MOU の有効期間は署名の日から 5 年とする。その後、両機関は交流状況の評価を行い、相互に合意された条件で延長することができる。交流協定書を終了する場合には 1 か月前に通知し、両機関間で別段の合意がない限り、終了通知時に行われている活動の条件には影響しないものとする。
8. 本 MOU に関する変更は、いかなる項目であっても両機関相互の書面による同意を得て変更できる。
9. 交流を実施中に生じるいかなる紛争も、相互理解、議論および協議に基づいて解決されるものとする。
10. 本 MOU は、機関間に財務上または法的に拘束力のある義務または契約関係を創設することを意図してない。
11. 本文書は複製され、両機関の各機関は署名済み 1 部を保管する。
12. 本 MOU、両機関それぞれの正式な代表者によって署名され、実行する証拠として：

[署名欄]

【次頁以降：同じ内容で機関名順序を逆転した文書】

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING

between

**NATIONAL INSTITUTE OF TECHNOLOGY, KISARAZU COLLEGE
JAPAN**

and

**CARDIFF AND VALE COLLEGE
UNITED KINGDOM**

2024



独立行政法人国立高等専門学校機構
木更津工業高等専門学校
National Institute of Technology, Kisarazu College



**NATIONAL INSTITUTE OF
TECHNOLOGY,
KISARAZU COLLEGE,
KISARAZU, CHIBA, JAPAN**

**CARDIFF AND VALE
COLLEGE, CARDIFF, UNITED
KINGDOM**

This Memorandum of Understanding (“MOU”) is made on <day><month> 2024.

BETWEEN

1. NATIONAL INSTITUTE OF TECHNOLOGY, KISARAZU COLLEGE, having its place of business at 2-11-1 KIYOMIDAI-HIGASHI, KISARAZU, CHIBA 292-0041, JAPAN (“NITKC”).

AND

2. CARDIFF AND VALE COLLEGE, having its principal place of business at DUMBALLS ROAD, CARDIFF, CF10 5FE, UNITED KINGDOM (“CAVC”).

(each an “Institution” and together the “Institutions”).

This MOU is intended to outline the framework for implementing an exchange program between NITKC and CAVC to promote academic exchange and cooperative relationship on education and research.

1. The Institutions will implement the following activities on the basis of the principles of respecting each other’s independence and for mutual benefit:

- a) Exchange of students, including student internship
- b) Exchange of academic staff
- c) Exchange of academic materials, publications and information
- d) Cooperation for joint lectures, research activities, symposia and projects

2. It is agreed that the terms of any joint activity or further form of cooperation will be agreed between the Institutions for each specified case, and will depend, without limitation, on the availability of funds or resources.

3. Both Institutions will accept selected student(s) and staff in each Institution or other affiliates decided by both Institutions for implementing the exchange program.

4. Both Institutions will decide the terms and conditions for exchange of selected students and staff as acceptable by each Institution.

5. Each Institution will nominate an appropriate coordinator for implementing the exchange program. The selected coordinators of both Institutions shall keep close contact with each other to lead the exchange program to succeed.

6. The selected coordinators must deal with emergency cases by keeping close contact with each other during the period of the exchange program.
7. The duration of this MOU shall be FIVE (5) years from the signing date of the MOU. Thereafter, both Institutions shall review the status of the cooperation and may extend it on such terms as may be mutually agreed in writing. This MOU may be terminated upon one (1) month written notice by either side. The termination of this MOU will not affect the terms of activities ongoing at the time of notification of termination unless otherwise agreed by both Institutions.
8. Any amendment to this MOU can be made with the mutual written consent of duly authorized representatives of both Institutions.
9. Any dispute, arising from duties or performance by an Institution, shall be resolved on the basis of mutual understanding, discussions and consultations between the Institutions.
10. This MOU is not intended to create any financial or legally binding obligations or contractual relationship between the Institutions.
11. This document is made in duplicate, and each Institution will keep one signed copy.
12. This MOU is entered into for and on behalf of each Institution by its duly authorized representative.

Date:

Date:

PRESIDENT

NATIONAL INSTITUTE OF TECHNOLOGY,

KISARAZU COLLEGE,

JAPAN

PRINCIPAL

CARDIFF AND VALE COLLEGE

UNITED KINGDOM

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING

between

**CARDIFF AND VALE COLLEGE
UNITED KINGDOM**

and

**NATIONAL INSTITUTE OF TECHNOLOGY, KISARAZU COLLEGE
JAPAN**

2024



独立行政法人国立高等専門学校機構

木更津工業高等専門学校

National Institute of Technology, Kisarazu College

**CARDIFF AND VALE
COLLEGE, CARDIFF, UNITED
KINGDOM**

**NATIONAL INSTITUTE OF
TECHNOLOGY,
KISARAZU COLLEGE,
KISARAZU, CHIBA, JAPAN**

This Memorandum of Understanding (“MOU”) is made on <day><month> 2024.

BETWEEN

3. CARDIFF AND VALE COLLEGE, having its principal place of business at DUMBALLS ROAD, CARDIFF, CF10 5FE, UNITED KINGDOM (“CAVC”).

AND

4. NATIONAL INSTITUTE OF TECHNOLOGY, KISARAZU COLLEGE, having its place of business at 2-11-1 KIYOMIDAI-HIGASHI, KISARAZU, CHIBA 292-0041, JAPAN (“NITKC”).

(each an “Institution” and together the “Institutions”).

This MOU is intended to outline the framework for implementing an exchange program between CAVC and NITKC to promote academic exchange and cooperative relationship on education and research.

13. The Institutions will implement the following activities on the basis of the principles of respecting each other’s independence and for mutual benefit:

- a) Exchange of students, including student internship
- b) Exchange of academic staff
- c) Exchange of academic materials, publications and information
- d) Cooperation for joint lectures, research activities, symposia and projects

14. It is agreed that the terms of any joint activity or further form of cooperation will be agreed between the Institutions for each specified case, and will depend, without limitation, on the availability of funds or resources.

15. Both Institutions will accept selected student(s) and staff in each Institution or other affiliates decided by both Institutions for implementing the exchange program.

16. Both Institutions will decide the terms and conditions for exchange of selected students and staff as acceptable by each Institution.

17. Each Institution will nominate an appropriate coordinator for implementing the exchange program. The selected coordinators of both Institutions shall keep close contact with each other to lead the exchange program to succeed.

18. The selected coordinators must deal with emergency cases by keeping close contact with each other during

the period of the exchange program.

19. The duration of this MOU shall be FIVE (5) years from the signing date of the MOU. Thereafter, both Institutions shall review the status of the cooperation and may extend it on such terms as may be mutually agreed in writing. This MOU may be terminated upon one (1) month written notice by either side. The termination of this MOU will not affect the terms of activities ongoing at the time of notification of termination unless otherwise agreed by both Institutions.

20. Any amendment to this MOU can be made with the mutual written consent of duly authorized representatives of both Institutions.

21. Any dispute, arising from duties or performance by an Institution, shall be resolved on the basis of mutual understanding, discussions and consultations between the Institutions.

22. This MOU is not intended to create any financial or legally binding obligations or contractual relationship between the Institutions.

23. This document is made in duplicate, and each Institution will keep one signed copy.

24. This MOU is entered into for and on behalf of each Institution by its duly authorized representative.

Date:

Date:

PRINCIPAL

PRESIDENT

CARDIFF AND VALE COLLEGE

NATIONAL INSTITUTE OF TECHNOLOGY,

UNITED KINGDOM

KISARAZU COLLEGE,

JAPAN

国立高等専門学校機構木更津工業高等専門学校
及び Cardiff and Vale College 間
連携交流協定書

本連携交流協定書「MOU」は、国立高等専門学校機構国立木更津工業高等専門学校（住所：〒2920041 千葉県木更津市清見台東 2-11-1）（以下、NITKC）と Cardiff and Vale College（住所：Dumballs Road, Cardiff, CF10 5FE, United Kingdom）（以下、CAVC）との間に 2024 年**月**日に締結されるものである。

本 MOU は下記の事項を決定することを意図しており、学生と教職員の交流に基づく NITKC と CAVC（以下、両機関）との間の学術交流と教育上並びに研究上の協力関係を推進する交流プログラムを実施する。

1. 両機関は相互の独立と便益を尊重することを原則として、下記の諸活動を改善する：
 - a) 学生交流
 - b) 教職員交流
 - c) 学術資料、出版物、情報の交換
 - d) 合同講義、研究、シンポジウム、プロジェクトのための協力
2. 交流活動や協力のさらなる形態に関する条件は、機関間で合意され、資金やリソースの利用の可能性に応じて決定する。
3. 両機関は、相手校の選抜した学生と教職員や交流プログラムを実施するため両機関が決定した補助者を受け入れる。
4. 両機関は、相互に承認できる交流条件を決定し、交流を実施する。
5. 両機関は、適当な交流プログラム担当者を指名する。各機関が指名した担当者は、互いに密接な連絡を取り続け、交流プログラムを成功へと導く。
6. 担当者は、交流プログラム期間、相互に密接な連絡を取り、緊急事態に対処しなければならない。
7. 本 MOU の有効期間は署名の日から 5 年とする。その後、両機関は交流状況の評価を行い、相互に合意された条件で延長することができる。交流協定書を終了する場合には 1 か月前に通知し、両機関間で別段の合意がない限り、終了通知時に行われている活動の条件には影響しないものとする。
8. 本 MOU に関する変更は、いかなる項目であっても両機関相互の書面による同意を得て変更できる。
9. 交流を実施中に生じるいかなる紛争も、相互理解、議論および協議に基づいて解決されるものとする。
10. 本 MOU は、機関間に財務上または法的に拘束力のある義務または契約関係を創設することを意図してない。
11. 本文書は複製され、両機関の各機関は署名済み 1 部を保管する。
12. 本 MOU、両機関それぞれの正式な代表者によって署名され、実行する証拠として：

[署名欄]

【次頁以降：同じ内容で機関名順序を逆転した文書】

資料「生活や保健に関する講演会の実施」

4-2-④-2

令和5年度消費者教育について

学生主事

成年年齢引き下げにより、学生の自立を援助し積極的な社会参加を促すための段階的で有効な教育が求められている。さまざまな消費者トラブルの危険性や警戒心を持たせることを目的とし、消費者教育を以下のとおり実施する。

記

1. 日時 第3学年 令和5年5月25日（木） 14：45～15：45
 第2学年 令和6年1月25日（木） 14：45～15：45
2. 場所 第一講義室
3. 講師 木更津市消費者生活センター 消費生活相談員 ■■■■■ 氏
4. テーマ 成年年齢引き下げに伴う注意事項等
5. その他 ・各学年合同HRで実施をする。
 ・次年度以降2学年のみ対象とし、前期に実施をする。
 ・謝金不要である。

以上

<本件担当>

木更津工業高等専門学校

学生課学生支援係

TEL ■■■■■

MAIL : ■■■■■

令和5年4月21日

学生主事

性感染症予防講座開催について

性感染症について正しい知識を身に付け、自分や他者に対し身体を大切にする気持ちを
持つなど、自分の健康として捉えることを目的とし、下記のとおり開催をする。

記

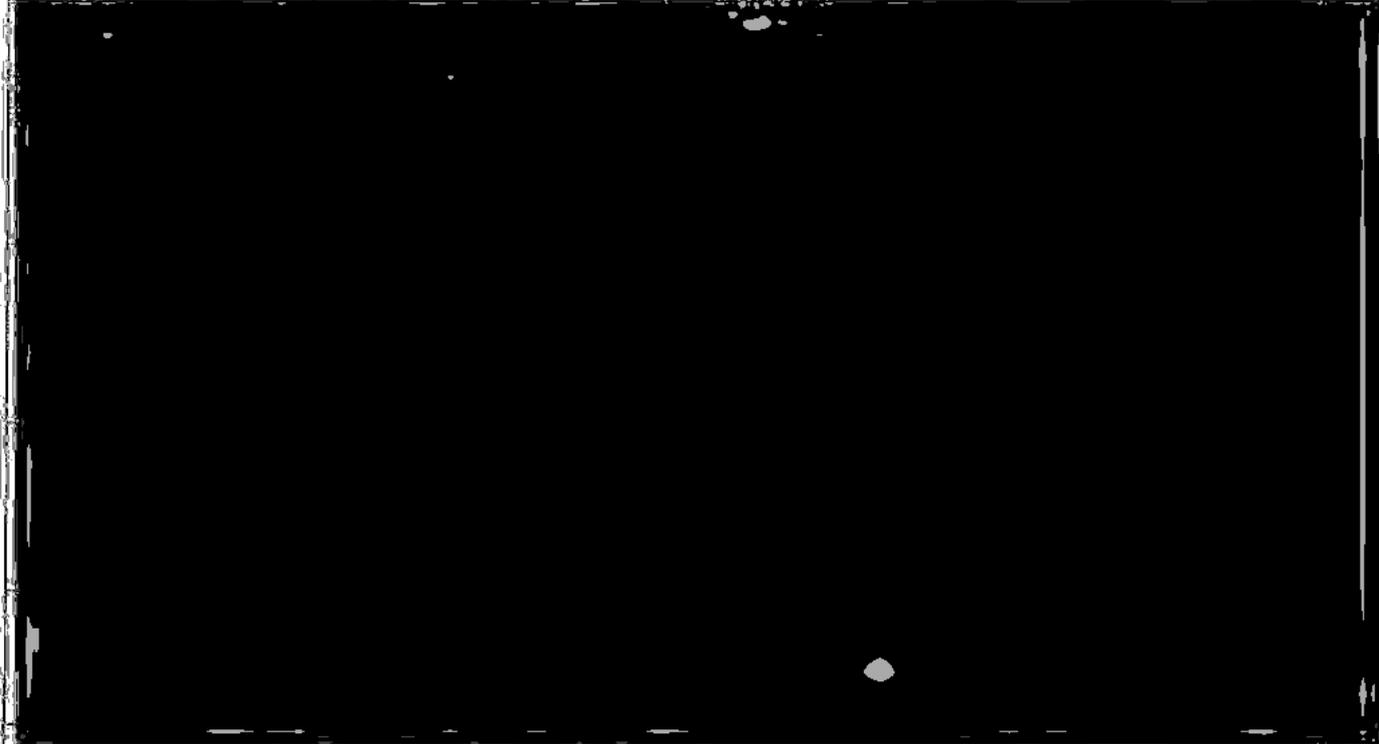
日	時	令和5年6月22日(木) 14:45~15:30
場	所	第一講義室
対	象	第3学年(合同ホームルーム)
講	師	千葉県助産師会所属 [REDACTED] 氏
謝	金	講演料 35,000 円 (交通費別途支給) 高専機構謝金基準単価表「一般講演謝金」を適用
経	費	学生経費
担	当	学生支援係(保健室)
其	他	開催までの間に、1回程度打ち合わせを行う予定

以上

本件担当
学生部学生支援係(保健室)
TEL: [REDACTED]
Mail: [REDACTED]

木更津工業高等専門学校原議書

寄附者 氏名 木更津工業高等専門学校	寄附品 名称 書籍	寄附年 月 日 昭和 年 月 日	寄附品 数量 冊	寄附品 種別 書籍	寄附品 用途 図書室
--------------------------	-----------------	---------------------------	----------------	-----------------	------------------



寄附品 名称 書籍	寄附品 数量 冊	寄附品 種別 書籍	寄附品 用途 図書室
備考 昭和 年 月 日			
備考 昭和 年 月 日			
備考 昭和 年 月 日			
備考 昭和 年 月 日			
備考 昭和 年 月 日			
備考 昭和 年 月 日			
備考 昭和 年 月 日			
備考 昭和 年 月 日			
備考 昭和 年 月 日			

事務連絡
令和5年3月20日

千葉県立中央女子高等学校

千葉県健康福祉部児童家庭課DV対策班

令和5年度「それって『愛』なの? 若者のためのDV予防セミナー」の
実施について (通知)

先に申込みいただきました標記セミナーについては、貴校において下記のとおり実施
することで仮決定いたしました。本決定通知は、令和5年4月以降にお送りします。

実施にあたっては、会場の準備、講師との連携等の実施に係る御協力をお願いします。

また、令和5年度に標記セミナーを担当される方が変更となる場合は、別紙により、
令和5年4月7日(金)までに、当課担当へ御連絡くださるようお願いいたします(変更等が
ない場合の御連絡は不要です)。

記

1. 実施日時
令和5年11月9日(木) 午後2時45分から午後3時30分 *※本校が11時*
2. 対象者
2学年 210名
3. 講師
[REDACTED] (若者向けDV予防教育講座ファシリテーター)
4. セミナーの概要
パワーポイント等による講義や、生徒によるロールプレイ、簡単なグループワーク、
ビデオやDVDの視聴による学習等(詳細は後日連絡いたします)。
5. その他
セミナー実施までの概要等については、別紙(「若者のためのDV予防セミナー」
実施にあたって)を御覧ください。

(担当)

千葉県健康福祉部児童家庭課DV対策班

[REDACTED]
※メールの場合お手数ですが、併せて電話での御連絡もお願いいたします。

高機人第196号
令和6年2月28日

各国立高等専門学校長 殿

独立行政法人国立高等専門学校機構
理事長 ■ ■ ■

令和5年度高等専門学校教員研修会（管理職研修）の実施について（通知）

標記のことについて、別紙1のとおり教員研修会（管理職研修）を実施しますので、別紙2「受講者リスト」に必要事項を記載の上、令和6年3月7日（木）までに提出願います。

なお、当該研修の参加については、必須の対象者から各高专必ず1名以上（統合高专においてはキャンパスごとに1名以上）受講いただきますようお願いいたします。

（担当）

国立高等専門学校機構

本部事務局人事課人事係 ■■■■■■

電話 ■■■■■■

e-mail: ■■■■■■

令和5年度高等専門学校教員研修会（管理職研修）

（目的） 学校管理能力、教育課題等に関する高度・専門的な知識を修得させ、各校の中核となる管理職の経営能力の育成・向上を図ることを目的とする。

（受講資格） 学校の管理運営等において、主事、副校長、学科長、センター長等の中核的役割を担う教員とし、必須の対象者とする。

なお、上記対象者に次いで、令和6年度から上記役割を担う教員及び事務系管理職員についても受講可能とする。

（日時） <オンデマンド研修> 令和6年3月11日（月）～3月29日（金）

<研修内容>

視聴期間	令和6年3月11日（月）～3月29日（金）
形式	動画コンテンツの視聴
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事長講話「制度創設60周年を経て世界に飛躍する高専」 講話者：国立高専機構 理事長 ■■■ ■■■ 2. 講義「高専の管理職に期待されること」 講師：理事長特別補佐 ■■■ ■■■ 3. 講義「学生の事件・事故マネジメント」 講師：機構本部事務局学務総括参事 ■■■ ■■■ 4. 講義「学校運営における組織の連携について」 講師：機構本部事務局学務総括参事 ■■■ ■■■ 5. 講義「ハラスメント防止における管理職の役割」 (株) フォーブレーン

公開資料・刊行物

[TOP](#) > [学校概要](#) > 公開資料・刊行物

公開資料

各種公開資料を掲載しています。

[大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書](#)

[生産システム工学教育プログラムの育成すべき技術者像と学習・教育到達目標](#)  (PDF:293KB)

[情報公開](#)  ※国立高等専門学校機構のサイトが開きます

刊行物

学校要覧

[学校要覧2023](#)  (PDF:5.7MB)



College Catalog

[College Catalog \(英文要覧\)](#)  (PDF:5.0MB)



高専だより

[高専だより第96号 \(令和6年3月発行\)](#)

[高専だより第95号 \(令和5年9月発行\)](#)  (PDF:7.8MB)

[高専だより第94号 \(令和5年3月発行\)](#)  (PDF:7.8MB)

キャンパスガイドブック (進学志望の手引)

[キャンパスガイドブック2024](#) (PDF:5MB)

学校概要

[校長挨拶](#)

[沿革](#)

[校歌・校章・シンボルマーク](#)

[機構図](#)

[中期計画・年度計画](#)

[学科一覧](#)

[自己点検・評価](#)

[機関別認証評価](#)

[JABEEへの取り組み](#)

[教育情報](#)

[教育・研究施設](#)

[公開資料・刊行物](#)

[交通案内](#)

[キャンパスマップ](#)

[CDIO INITIATIVE](#)

[空撮動画](#)

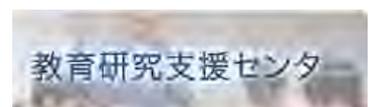
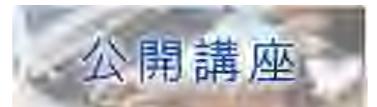
[高専だより第93号（令和4年9月発行）](#)  (PDF: 7.7MB)



教育理念

準学士課程 学習・教育目標

専攻科課程 学習・教育目標



研究シーズ集

[地域共同テクノセンター](#)よりご覧になれます



地域共同テクノセンター事業報告書

[地域共同テクノセンター2013年度事業報告書](#)  (PDF: 5.3MB)



国際交流リーフレット

[英語版](#)  (PDF: 3.7MB)

[日本語版](#)  (PDF: 4.8MB)



環境報告書

[環境報告書2016](#)  (PDF: 0.8MB)

[環境報告書2015](#)  (PDF: 2.8MB)

[環境報告書2014](#)  (PDF: 2.4MB)



紀要

[図書館 \(J-STAGE\)](#)  よりご覧になれます



[校長挨拶](#)

[学科一覧](#)

[教育・研究施設](#)

[空撮動画](#)

[沿革](#)

[自己点検・評価](#)

[公開資料・刊行物](#)

[教育理念](#)

[校歌・校章・シンボルマーク](#)

[機関別認証評価](#)

[交通案内](#)

[準学士課程](#) [学習・教育目標](#)

[機構図](#)

[JABEEへの取り組み](#)

[キャンパスマップ](#)

[専攻科課程](#) [学習・教育目標](#)

[中期計画・年度計画](#)

[教育情報](#)

[CDIO INITIATIVE](#)



〒292-0041 千葉県木更津市清見台東2-11-1

電話：0438-30-4000（代表）

FAX：0438-98-5717

[トップページ](#)

[交通案内](#)

[お問い合わせ](#)

[入札公示](#)

[採用情報](#)

[リンク集](#) [プライバシーポリシー](#)

Copyright (C) 2015 National Institute of Technology, Kisarazu College All rights reserved.